

第百三回
国会

参議院文教委員会會議録第五号

昭和六十年十二月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十日

辞任
中西 珠子君

補欠選任
高桑 栄松君

十二月十一日

辞任
高桑 栄松君

補欠選任
中西 珠子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
林 寛子君

委員

柳川 覺治君

粕谷 照美君

吉川 春子君

井上 裕君

山東 昭子君

世耕 政隆君

仲川 幸男君

林 健太郎君

林 健太郎君

真鍋 賢二君

久保 亘君

中村 哲君

本岡 昭次君

高木 健太郎君

中西 珠子君

関 嘉彦君

国務大臣

大蔵大臣

文部大臣

松永 光君

竹下 登君

登君

政府委員

厚生大臣 増岡 博之君

大蔵大臣官房審議官 門田 實君

兼内閣審議官

大蔵大臣官房審議官 尾崎 護君

大蔵省主計局次長 保田 博君

文部大臣官房長 西崎 清久君

文部大臣官房総務審議官 五十嵐耕一君

文部省高等教育局私学部長 國分 正明君

厚生大臣官房審議官 山内 豊徳君

兼内閣審議官

事務局側 佐々木定典君

常任委員会専門員

説明員

厚生省年金局資金課長 丸山 晴男君

厚生省年金局数理課長 坪野 剛司君

参考人

私立学校教職員共済組合理事 保坂 榮一君

共済組合常務理事 平間 巖君

私立学校教職員共済組合常任監事 宮園 三善君

本日開会に付した案件

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 まず厚生大臣に伺います。

質問通告をしていなかったんですが、本会議の大臣答弁について非常に重要な問題に気づきましたので、先にそのことについて質問をいたします。

私は九日の本会議で厚生大臣についてこのような質問をしております。「この四月に国民年金、厚生年金法の改正に際し、基礎年金の導入に当たって、政府は社会党の提案で基礎年金の水増し、費用負担のあり方などについては今後検討する」というこの附則の法律修正をしております。私学共済、農林共済にも附則を入れて修正すべきだと考えますが、厚生大臣いかがですか、こういう質問をいたしました。それに対して厚生大臣は、「御指摘の国民年金法附則の規定につきましては、今後その趣旨を踏まえ十分検討を行ってまいります。基礎年金の費用負担につきましては、既に我が国社会に定着している社会保険方式を引き続き維持することが妥当であると考えております。」という答弁なんです。

私は、私学共済、農林共済に附則を入れて同じように修正するのが基礎年金を導入する上からいってもいいんじゃないかという質問をしたのに対して、全然見当違いのあなた答弁されているんですね。これでは非常に困ります。まず、正しいひとつ答弁をここでやっていただませんか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘の点につきまして、事は法文そのものの中身にかかわります問題でございますから、私が御答弁申し上げますよりも、所管大臣からお答えいただくのが適当では

ないかというふうに考えましたので、そのようにお答え申し上げます。

○本岡昭次君 それならそのように答弁をしていただいた方がいいんじゃないですか。この答弁は、これは基礎年金の費用負担のあり方はどうかという答弁をあなたはされているんですね。私そんなこと質問してないんだね。私は、私学共済、農林共済にも附則というものを同様に修正していくことが基礎年金の将来の安定につながっていくんじゃないかという趣旨で言ったんですから、あなたは今おっしゃる通りに、それならこれは所管大臣の方で言うって、こういう答弁をなさらないか。

○国務大臣(増岡博之君) 過日の本会議におきまして、先生御指摘のように多少すれ違いの答弁がありましたことはまことに遺憾でございます。

○本岡昭次君 すれ違いの答弁もいいたところなんです。それはそれとして、それではこの答弁をこれは本会議で答弁なさったことですから、あなたの、厚生大臣の考えとしてそれではお伺いをして

おきます。

この私が質問をしました基礎年金の水増し、費用負担のあり方などについて今後検討するという附則に法律修正がされたというその経緯なのであります。その経緯はいろいろありますけれども、四月二十三日、参議院社会労働委員会における質疑の中からこのような修正が導き出されたという判断ができます。また、事実そういう趣旨であらうと思

います。

というのは、我が党の高杉委員がこの社労委員会で、

私は、国民の負担面から見て、現行の社会保険方式というのは早晩限界に達すると思っております。したがって、この際政府においては早期に目的税を検討して、社会保険方式と税方式の折衷方

かと思ひますが、考え方としては、やはり各制度の独自性をできるだけ生かしながら制度間の調整という形で一元化の趣旨を貫いてはどうかという考え方もあり得ると思うわけでございます。

率直に申しまして、まだ政府の内部で今そのいづれをとるか、あるいはどういう方向で検討したらいいかということについて感觸を出し切れないでおるのでございますが、今申しましたように、基礎年金によって給付の土台が一元化され、それから特に二階建ての部分についても、今お話し職域年金なり、厚生年金で申しますと厚生年金基金の存在がございまして、これはこれとして、二階建て部分の給付の将来に向かつての計算の仕方については、今回の改正案をお認めいただければかなり整合性のとれたものができるわけでございます。そういうので、そういった今回改正の実施時期以降に、政府内部でもやはり基本的な議論を詰めるが将来の構想を明らかにしていきたい、そういう手順で私も考えている次第でございます。

○本岡昭次君　そうすると、共済年金という一つの全体の大枠があり、そこに四共済ということとで、私たちは私学共済年金制度の問題を議論するんですが、そうすると、厚生年金あるいは横並びとしての他の共済年金、そういうものと必ずしも全部同じということを想定しなくとも、七十年のときによりそれぞれ、今あなたおっしゃったように独自性というふうなものも維持しながらいくという可能性があるとすれば、私学共済年金の審議の中で、将来もう一元化するんだ、一つに、同じようになつてしまふんだという固まった形ではなくて、今は私学共済年金を私学共済に加入している組合員の利益のためにどうよりよいものにしていくかということで議論して、それで解決していった方がいいと、こういうことになるんです。

○政府委員(山内豊徳君)　今私答弁の中で、公的年金一元化という、これは政府としても五十九年に閣議決定をさせていただいておるわけでございますが、その最終的な考え方は、公的年金制度全

体についての長期的な安定、それから給付と負担の公平性——これはいろんな制度を通じてという意味で考えておるわけでございますが、それから全体として整合性のある年金制度の発展を図ることができると、そういう三つの意味合いでの年金一元化を閣議決定をもって打ち出しているわけでございます。したがって、私が独自性をできるだけ生かしてと申し上げましたのは、何と申しましたら、今まで以上に共済それぞれ、あるいは共済全体としての独自性をそのまま残すということではなくて、実は今回の共済の審議に当たりまして、いろんな各々からの御議論を伺っておりまして、どの部分に共済制度としての独自性を見出すかについてはいろんな御議論もあるように私も伺っております。そういうものの中で今申しました全体の整合性なり、全体を通じての給付と負担の公平性を損なわないと申しまして、触れない限りはできるだけ生かすという制度間の調整を図るという方法も一つではなからうかと申し上げたわけでございます。

率直に申しまして、今私どもが事務当局としてこんなイメージが一つ考えられるんじゃないだろうかというものを、図案を持ち合わせて大臣なり関係省に御相談しているわけではございません。その中から、ちょっと私は言葉だけで答弁しておりますが、基本はやはり制度全体が長期的に安定し、給付と負担の公平性が確保できるか、それから年金制度の発展という形で整合性のとれた運営ができるかということとはやはり頭を置ながら対処しなければいけないものと考えております。

○本岡昭次君　厚生大臣にこのことを一言伺っておきたいんですが、事務当局としてのお考えは示されましたが、厚生大臣として、年金担当大臣として、やはり一日も早く将来の一元化ということの構想が進みながら、先が全然見えぬまま、とにかく今は一階だけをつくって、二階を将来に備えてできるだけ同じような内容にしてくれという形じゃなくて、将来はこうなるんだという姿をできるだけ早い時期にはつきりさせないと、それぞれ

の年金間の中でその加入者が独自のものをつくらうとしてきたんですから、また独自性というものがあつたからそれぞれ別個の年金制度を持ってきたので、一日も早くその点についての絵をかくて、わねなければいかぬと思うんですが、一日も早いという事柄についてどういうお考えを持っていますか。

○国務大臣(増岡博之君)　一日も早くという考え方でありますけれども、やはりまず基礎年金の一元化というこの問題を片づけていただきますことが物事の相談のスタートの第一歩になるうかというふうに思ふわけでございます。それから、来年の四月以降はできるだけ早い時期にそういう作業を進めてまいりたいというふうに考えます。

障というのは、要するに最低生活をするに必要な所得を保障するという意味であらうと思ふんですが、それは一体どのくらいの金額というふうなことをお考えになつて、その上に上積みをするとか、あるいは上乗せすることは少しこれはいけないではないかというふうな答弁になつてくるのか、その過剰ということと所得保障の必要性というものを具体的に金額に示せばどのようなものになるとお考えですか。

○本岡昭次君　そういう答弁しかいただけないんです。甚だ不満なんですが、私学共済年金に加入しておられる人の私は代弁しているつもりなんです。ね。やはりこうなるんだから今こうだと、こういうことでなければ、将来設計も何もないのに、とにかく一階だけつくれ、一階だけせいで、あとは我々に任せろというふうなことは、この私学共済をそれぞれ今日までつくってきた組合員にしてみれば納得のいかない私は状況であらうと思ひますので、その点については非常に強い不満の意を表しておきたいと思ひます。

○本岡昭次君　今のお答えでも依然として金額が出てこないんですね。もともと今おっしゃったように、一人前の年金だから一人一年金ということとで、二つはいけないんだという型じゃなくて、過剰になるからとか、あるいは所得保障の必要性というものを上回るからということでもって併給調整というものを禁止したんだという発想がある以上、やっぱりその一体どのくらいの金額をもつて所得保障を上回つたとし、どの金額をもつて過剰というのかということをはつきりしなければ論議できないじゃないですか。あなたも一人前の年金とおっしゃったけれども、そしたら一人前の年金とは一万円でも一人でもらう年金を一人前の

年金というのか、あるいは最低一人でこれだけ所得を保障する、これを一人前の年金というのか、いろいろない方があるでしょう。だって、併給調整を禁止した一番の考え方の基礎というのは、過剰になるとか、あるいはまた所得保障の必要性という年金の考え方からすれば、それが非常に上回り、上乗せになるからやめようということなんじゃないか。そうすると、一定の金額というものがそこになければ、それは抽象的な論議では納得できないじゃないか。

○政府委員(山内豊徳君) まず、大臣申し上げました所得保障の必要性がダブって発生するという考え方をとれないということは、実は老齢という事柄、障害という事柄、あるいは生計中心者の死亡という事柄が二つ重なれば二倍、三つ重なれば三倍ではないということを申し上げているの一点でございます。

それからもう一つは、一人前の水準の年金と申しますか、特に最低保障制度とか、あるいは遺族年金のような場合でございます、短い加入期間でも、二十五年なら二十五年加入なされた場合と同じ定額部分を保障する。そういう年金給付の仕組みにおいて所得保障の必要性に対応できる仕組みをそれぞれ考えさせていただいているという意味で申し上げたわけでございます。

なお、過剰な給付ということは、これは今回の基礎年金の導入の一つの意味合い、機能づけでもございまして、基礎年金といいますが、これは例えれば幾つかの公的年金制度を二つとか三つ渡り歩いた方でも、基礎年金の計算ではそれぞれが財源は持ち寄りますが、一つの年金額で計算する。その意味で私どもは、すべての場合に言い切ることはどうかと思いますが、やはり単身で月額五万円という設定をいたしました基礎年金の額が、いろいろな年金の問題を考える場合の一つのベースであるというふうに考えているわけでございまして、もちろん先生も御案内かと思いますが、軽い障害者のような場合でございます、実は最低保障が三万七千幾らという年金もあるわけで

ございまして、それはそれなりで所得保障の必要性に対応できている一人前の年金と申しますか、独立した年金であるというふうに考えておるわけでございまして。

○本岡昭次君 併給調整という場合に、遺族年金と自分の年金という場合に、妻という立場で働いて、そして自分の年金をもらう金額と遺族年金の自分の夫の分といったときに、夫の方が多い場合は夫の方をもらう。妻の年金というのはそういう意味で非常に低いし、そして例えば妻の年金が五万そこそこしかない、夫の年金が六万とか七万の遺族年金しかない。合わせても十万円になるかならないかというふうな状態になる人もあれば、それはまた一方、自分の年金が二十五万円もあり、また夫の年金が半分で十五万もあって、合わせて三十何万円になるという人もあり、併給調整という場合もかなりの落差があるわけですね。だから実態的に、僕は過剰だとか、あるいはまた所得保障の上乗せとか、あるいは上積みとかいう概念でもって一定のところに線を入れていく、この考え方はある意味では正しいんじゃないかと思うんです。過剰というふうなもの、考え方の中では、だから一定の制限を置いて、そして年間二百万なら二百万という線を引いて、そして併給でもそれ以内であれば併給する、それ以上になったときには、やっぱりそれは今言ったように所得保障の必要性を上回るとか、あるいはまた過剰という範疇に入るのであるというふうなことで、順次激変緩和等しながら併給調整というものを図っていくのが本当の実態に合ったものであり、それは過去みんな——今入っている人たちは併給してもらえざるを得ないという権利を持って、そしてそれを持ちながら新しい制度に入っていくんですからね。その古い制度の既得権の部分には当然そういうことで保障をしてやらなければ、年金制度の信頼性なんというものは崩壊してしまうと思うんですよ。今またこれで三十年続くかわからぬ、また二十年あるいは十年後に、また新しい仕組みに変わるかもしれないということなんでしょう。法律を変えれば

ば契約を、どんな契約をしておろうと公的年金はいつまでも変わるということに今実施しようとして示しているわけなんですから。そういう意味で、少なくとも現在ある制度の既得権というものが新しい制度になったときに、最低国民の納得のいける部分はやはりそれは保障していくという経緯がなければ、公的年金の信頼性は保てぬと私は思うんです。だから、一律併給禁止ということじゃなくて、文字どおり所得保障とか過剰とか、いわゆる概念のところで、私たちは二百万ぐらいではどうだろうかと、こう言っているんですが、その二百万円というところに一定の線を置いて、そして一部それ以下の人は最低の所得保障ということにおいて併給を認めるとかいう、こういう問題について検討をぜひ私はやっていかなければ、また、してあげなければならぬ、こう思うんですが、厚生大臣、ここでやります、やりませんじゃなくて、そうした問題の検討は十分意味があると思うんですが、厚生大臣のお考えを聞いて次の質問にしたいと思っております。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもはいたしました、それぞれの、障害にしましては遺族にしましては、年金というものをきまして一人前のものにしておこうという考え方でございまして。しかし他面、先生がおっしゃるような御議論もあるうかと思っております。今後の参考として研究をさせていただきます。今後は参考として研究をさせていただきます。

○本岡昭次君 次に、婦人の年金権について伺っておきたいと思っております。

今回の改正で基礎年金が私学共済年金にも導入されることになりました、私は基礎年金というふうなものに下にある共通のものを置くということについては賛成なんです。しかし、そのことによっていろいろな矛盾が起こってくるんです。それで、私学共済年金の問題をとりまして、結局基礎年金を導入したといいますが、その内容は従来の夫の年金の定額部分と、それから妻の加給年金の合計額を十万円として、その十万円のうち五万円を夫の基礎年金、五万円を妻の基礎年金と

いうふうに、いわば、もともとあったものを二つに株分けしたような形で分けて、そして婦人の年金権を確立しましたという名目をつけたにすぎぬというふうに私は思っております。そしてしかも、その仕組みの上で妻の年金権、婦人の年金権とはいえ、夫の基礎年金権に從属した形です。ね。夫の基礎年金のところに妻の分がついていく。それで掛金も夫が掛けた保険料の中でそれもあるとされるというものであって、私は五万円という内容も形式的にも本当の意味で婦人の、そして妻の年金権が確立した内容になっていない、こう思うんです。それで私は本会議で厚生大臣に伺いたんです。従来も同じように私学共済年金の組合員は世帯年金として掛金を掛けてきた。世帯年金というのは、妻の分もしょうという意味で世帯年金であります。今度の新しい制度も夫が、基礎年金部分というのは自分の保険料の中から妻の分も掛けるんです。だから形勢は少しも変わっていない、掛け方については全然変わっていない。にもかかわらず、中身は個人年金であるという。そしてそのことから起こってくることは、過去の分については年金に必要な期間として算定に入れる、空期間というだけでその分は年金を出さない、しかし、年金に入っておったということにしてあげます、それから先は幾らか上げますというところで、わすかの年金しか任意加入をしていなかった人はもたないという大変な仕組みになっているんです。

それで、私はいろいろ言いたいことがあるんですが、一つだけ、もう時間もありませんから、そのことに絡まって言っておくんですが、そこから出てきた問題というのは、要するに十万円の基礎年金というものを夫と妻が得るといふことについて、保険料というものが非常に不公平、アンバランスになるということなんです。負担と給付を公平にするということはどういう文句であります、今度の年金改定で、負担と給付を公平にする、負担と給付の整合性を保つという文句は、負担と給付があるんですが、事、基礎年金の問題に関する限

り、要するに国民年金世帯は夫と妻が別々に掛
ていきますから、自分の掛金として五万円のもの
という形になってきます。ところが、今度は私学
共済で一人働いている方は自分の掛金の中に妻
の分も入りますから、それも一つの掛金としての
コストはそう問題はない。ところが共働きの場合
はそれぞれ二人分を出しながら結局自分のものし
かも入らないということ、単身者になるとおさ
ら、二人分出して自分のものしかもらえないとい
うふうなことで、この保険料の掛け方の問題で非
常にアンバランスが起って、負担と給付の整合
性ということに大変な疑義が生じていると思っ
ます。

それで、将来の問題として、私はやはり個人年
金と言う以上、夫の保険料の中に妻の保険料を含
めて出したということじゃなくて、あくまで私学
共済年金の掛金というのは夫の分だけの掛金を保
険料で支払うべきで、妻の基礎年金は妻が自分
の基礎年金分として従来の国民年金の任意加入と
同じ方法で掛けていく、こういうことでなければそ
の給付と負担の公平性というのは保てない、こう
思うんです。だから、妻の年金権、婦人の年金権
と言う以上、自分で掛金を掛けて、そして独立し
た形で年金というものを確保していく、そういう
ことをやっていかなければ、名目だけで、はっき
りとした婦人の年金権の確立というものの将来の
展望が打ち出せないではないか。また、今言
いましたように、それぞれの状態の中で起る給付
と負担のアンバランスというものは正でできな
い、こう思うんですが、その点についていかがお
考えですか。

○政府委員(山内豊徳君) 大臣がお答えします前
に御説明として申し上げておきたいんですが、
すが、確かに今回婦人の年金の確立と申し上げま
したことは、妻名義の年金権に結びつくという意
味では私も制度的な確立と考えているわけでござ
います。一方、今回改正の厚生年金を通じてま
しての改正のねらいとして、将来にわたっての給
付と負担の適正化ということがありましたため

に、今、先生おっしゃったとおり定額部分を妻
と夫で分け持つこと、と同時にその額が将来にわ
たつての年金給付の計算として適正なものにとど
めるということから、額については今までと同じ
あるいはもう少しそれを抑えたいではないかとい
う御感想があることは、私も今回の改正の趣旨
からむしろ御理解いただきたいと思っております。

そこで、特に具体的にお話のございました単身
世帯あるいは共稼ぎ世帯の場合、何かほかの方の
無業の妻の分の保険料を二倍、場合によっては二
人で四人分払っているんじゃないかという点、確
かに財政計算上はそうなるという感じがします。個
人の加入者からごらんになるとそういう感覚があ
ることは私も否定するわけではございませんが、
この問題につきましては私も国民年金、厚生
年金を通じて改正を行って非常に苦慮したとい
います。か、知恵を出すことに時間をかけたとい
うことがございまして、確かに私も内部にも従
来どおり任意加入、任意納付という制度が意味が
あるんじゃないかという議論もあつたわけござ
います。しかし、一般的に被用者の配偶者の方に
それを制度づけて、それが払えなければやはり年
金権が見劣りするということはいかかかという
ことで、一つの選択として選んだ方法でございま
す。

それで、先ほどお話の国民年金法の附則で国会
の論議を踏まえて修正がございました中にも、今
後の社会経済情勢はもろろのこと、世帯の類型
などを考慮したいろいろな検討が必要ではないか
という御指摘があつたわけでございますから、私
ども事務的にはかなりこれは基本的な議論ではご
ざいます。今後事務的にやはり検討の念頭に
置いておくべき事項とは考えておりますので、と
りあえず御説明させていただきます。

○本岡昭次君 大臣。
○国務大臣(増岡博之君) ただいま審議官から御
説明申し上げましたように、この問題につきまし
ては、いろいろ御議論もあろうかと思ひますけれ

ども、現在の社会情勢の中では今回の措置がとり
得る最善のものであろうかというふうに思ひま
す。御理解をいただきたいというふうに思ひま
す。

○本岡昭次君 いや、それは理解できないんで、
私は、やっぱりこれは実際の実務的にも、あるい
はその掛金を保険料として納入する人々について
も極めて不満が強いんです。そのところは、
わからぬと言ふんですね、そのやり方は、一人一
年金なら自分で自分の年金は保険料を掛けて、も
らうという仕組みでなければいかぬのが、夫の保
険料の中にそれが含まれていて、そして共働きの
場合と単身の場合と全然違ってくる、あるいはま
た一人で働いて妻が家にいるという場合、それぞ
れ保険料が五万円なり十万円なりの給付に対する
コストのかかり方が全部違うんですよ。これ
では本当の意味の負担と給付の公平にはならな
い。だから、そのところをなくそうと思へば、
私も主張しているように国庫負担を漸次ふや
して、基礎年金は全部国庫負担でとすれ
ば、そのところのこれも消えていくということ
になるんですよ、一つの矛盾は。だからそれを
やらなくとすれば個人のやうなところか、ここ
の問題をはっきりさせなければ私学共済の中に入
っておられる方も絶対に納得できない部分だと思
うんですよ、いろんなケースの場合において。だ
から、そんな御理解を示してくれということでは
なくて、厚生大臣、これも先ほどの併給調整の問
題とあわせて十分検討してもらわなければならぬ
問題だと思ふんですね。もう一言、そんな本で鼻
をくくった話でなしに、もう少し厚生大臣らしく
展望を持った答弁をしてください。これで終わ
ります。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほどの問題と、ただ
いまおっしゃいました問題、特にたいだいまおし
やいました将来の構想につきましては、今後の将
来への検討課題となつておるわけでございますの
で、鋭意検討させていただきます。

○委員長(林寛子君) 厚生大臣、御退席いた
だいて結構でございます。

○本岡昭次君 細切れでございます。これは、
私、大蔵大臣に今度は二十分させていただきますとい
うことで、どうも質問がしにくく困つていま
す。大蔵大臣に、主としてこの間九日に本会議で私
が質問しました事柄に関連した質問ということ
しばらく時間をいただきます。

それで私は、本会議で大蔵大臣に、国鉄共済年
金の財政救済の問題について伺いました。そこ
では、国鉄共済年金が国鉄再建プランによる人員削
減によつて五カ年計画の最終年である昭和六十四
年まで維持できるかどうかということが極めて不
安定な状態になっている。ある人は六十三年にパ
ンクするのではないかと試算も出ているので
あります。そのことにかかわつて、私は大蔵大臣
に非常にどういふふうでなければ、この財政調
整の五カ年計画中でありまして六十三、六十四年度
に私学共済が国鉄共済に対して拠出金を出すとい
うようなことはありませんか、二つ目には五カ
年計画が終了して昭和六十五年以降に於いてそ
れも同様に拠出金がないと考えてよろしいですか
と、具体的に私は質問をしたのであります。大
臣は「理論的には他制度からの連帯というものは
あり得るわけですが、強いて申すならば、現時点
では考えておりません」ということでお答えとし
ますというふうにおっしゃつたので、どうも私は
自分の質問したことの答えをどう読み取つてい
のか、甚だ困つておるものであります。それで具
体的に今私が言いました二つのこと、拠出金は私学
共済から出せというふうなことは言いませんと、
それならそれでそういう答弁を伺いたいというこ
とでございます。

○国務大臣(竹下登君) 本会議でござい
ますので、整理して物は申し上げるものでは、ニ
ュアンスがわかりませんので、若干のニュアンスを
お酌み取りいただければ幸いです。

いわゆる年金の最近の歴史を振り返つてみま
すと、国鉄救済に結果となつた国家公務員、そ

それから元電、元専売、それと国鉄の統合法案と
いうのを御審議をいただきました。

あの法案をつくりますときの審議会というの
がございまして、そして審議会には懇談会というの
をつくって、労働側の先生方、経営側の先生
方、審議会には私出ませんけれども、懇談会等、
夜を日に継いでやっておりますが、最終的にい
ろんな言い分はあるが、やっぱりこのところ労働
者連帯というもので、もともと育ちも一緒じゃ
ないか、親戚からまずつき合うか、こういうよう
なお話がありましたときに、本当にこれこそ労働
者連帯というのだなと感激の涙に浸ったような
感じがしたことが率直にあるわけですね。

そして今度は第二段階では、午前中御審議いた
だきました国年、公年の基礎年金の導入というの
ができました。それで第三段階が今四共済を御審議
いただいて、いわばこれが通していただけますと、
ほぼ給付の面で大体の一元化の方向が成り立つの
かな。そうすると、この次に考えられるのはいわ
ば負担の一元化、そして中長期的にまことに七十
年を目途としての本当の一元化、本当の一元化とい
いますか本格的な一元化、こういう過去の歴史と將
来展望があるんじゃないかな。そのときの気持ち
が僕にあり過ぎるものでございますから、場合に
よっては、そうだと、これは労働者連帯で、ある
いは国民連帯でという空気がほうはいて起るこ
ともあり得るかもしれぬという期待感みたいな
ものをおかして持っておいたことは事実でござい
ます。しかし、それぞれの共済の歴史も違いま
す。そして、あるいは地共済には地共済の審議会
の答申等もあります。また私共済、農林共済、林
業共済、おかれてもいろいろ議論があることも承知して
おりますので、したがって工夫に工夫を重ねた結
果、要するに六十四年度までの財政調整期間中
において私共済年金から国鉄共済年金に対する財
政救済が行われるかどうかということにつきま
しては、まずは国鉄の自助努力、財産処分もござ
いましょう。しかしそれが幾らになることかとい
うと、現時点ではまだ確かに言う環境にもない。そ

れから今度は国の負担についても、理屈の通るも
のなら出しますが、現時点でどの分とどの分を出
しますというお答えもできない。

そういう前提において、理論的には他制度から
の連帯はあり得ることではございますが、現時点で
は考えておりませんというのが一番妥当な答えで
はなからうか。これは練りに練った統一見解で
ございます。

○本岡昭次君 どうも現時点が次の時点になつた
ときに、労働者連帯というふうなところで私共
済にも重荷が振りかかってくる可能性なしとしな
いというふうに我々は考えざるを得ぬのですが、
しかし大蔵大臣、こうした平場で議論すること
ではないと思ひますが、今回の共済年金の審議の
入り口のところで随分これは議論をされたもので
ございまして、私としてはこの私共済を論議
する立場では、私共済にその拠出金を求められ
るという事態はない、こう考えながら審議をし、
多くのこの委員の皆さんもそういう考えである
というのを申し上げて、その現時点が将来にお
たつてもそういうことになるよう強く要望をして
おきたいと思ひます。

それで二点目は、先ほど厚生大臣と基礎年金
の問題について随分やりとりをいたしました。し
かし、基礎年金の持つていくべきと、そして問題
点というこの点を解決していくためにはどうして
も前回参議院で修正をしたように費用負担のあり
方という問題を変えていかなければ解決しない
という結論になっていくんです。それで私はそうい
う意味を込めて租税負担方式という社会党が主張
している点について大胆に踏み込んでいただい
ませんかという質問をいたしました。それでそれ
について、現在はそういうことは考えていないと
おっしゃりながら、最後の方で、社会党が主張し
ているこの租税負担方式については将来の課題と
して興味を持っています、興味を持っています
ふりに答弁をされたのであります。それで、社会
党の租税負担方式のどこにどのような興味や関心
を大蔵大臣に持っていたらいいんか、その点

を具体的にお聞きをして、私も将来のために
大いに参考にさせていただきたいと思ひます。
が、ひとつその点をよくしく願ひいたします。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、私事務当局で
成したときには興味を持っておりますというの
書いてございませぬでしたが、素直に興味を持
ておたものでございませぬ。なせ興味を持った
いたしたわけではございませぬ。なせ興味を持
たと言つて、E.C.型付加価値税を目的税として入
ればいいじゃないかという角度からじゃござい
せん、まずそう申し上げておきます。それは答
が一つございませぬ、確かに、たゞ、あれは所得
加方式でございまして、これも検討してみまし
が、やっぱりこれはいろいろ問題になるわいな
うございました。その後、平和経済研で
ございまして、私共済に合したときには、若
干いわば所得型付加価値税というのではなく、
一般論として基本年金財源としての間接税も含
めると言つて、また誤解を受けますが、税体系全
体の中で福祉目的税あるいは年金目的税のものが
あつてもいいじゃないかという議論をしたことが
ございまして、そのときから私は大変これは興味
を持っております。五年ぐらゐ前でございます
か。で、その議論をしたことがございまして。当時
は、日本社会党は武藤山治さんが政審会長、公明
党は正木さんでございまして、民社党は大内さ
んだつたと思ひます。そんな議論を、我々しよ
ちゅう寄りまして、そんな議論をしたことがあ
ります。それで興味を持ち続けておりますが、
さて今度と、こういうことになりましたと、やっ
ぱりこれは国民の理解を得るのにかなり時間がか
かるんじゃないか。今は社会保険方式でおおむね
着しているんじゃないか。こういうことになり
したので、したがって、前回も前段に申し上げ
したので、この我が国に既に定着している、そ
こで全額税負担によって賄う税方式については、
新たに巨額の税負担を課すことについて国民の合
意が得られるかどうか、それから増税なき財政再
建ということの定義の中におけるいわば租税負担

率を変えるような新たな措置というものに入り
しないか、こんな議論もございまして。それ
が図られるかどうかというところからして、
引き続き社会保険方式を維持することとして御
議をお願いして、ただ、前段に述べました
ようないろいろな諸国会合におけるまた答申も
勉強させていただいたことがございまして、今
の場合は、現状は定着してある社会保険方式か
という結論で結果としてお願いをしておるわけ
でございまして。いささかお答え長くなりました
が、

○本岡昭次君 今おっしゃったように、国民の合
意が得られるかどうか、あるいは定着をしてい
るものを新しいものに切りかえるときに問題が起
りはないかというところなんです、私先ほど基
礎年金の問題で論議したときも、やはり今度の制
度改正の中でさまざまな既得権の問題と絡んで矛
盾が起つておるんです。だから、その提出し
た者と提出しなかつた者の中における不公平とい
うものが問題であると言つけれども、それは今回
も国民年金任意加入した者としてなかつた者の中
におけるこの問題というふうなものを、やはり制
度を切りかえるときに、それはそれなりに私は付
加年金というものを付けては正しくない、そのこ
ろ不公平感というものはなくならないんじやない
か、こういうふうに言つておるんですけれども、
それは必要ないといつて厚生省はおっしゃって
いる。それと同じように、たとえ段階的に一遍
にこれやるといふことは難しいんだから、社会党
も二段階なり三段階で順次国庫負担をしようとい
うことで、その中における出た者と出さない者
の問題は、付加的なものを経過的に年金につけて
いくことによってこれは解決すると思ひます、そ
れはこの基本の税方式があるいは社会保険方式か
というのを左右するような問題でないと思ひ
ます。それから国民の合意の問題も、やはり国民全体

の中でこの基礎年金の分を国民年金として掛けていく方々にすれば、まあ六千八百円なり将来これが一万三千円までずっと順次上がっていくという中で、現に拠出できない人が年々ふえて現在一七%近くにもなっている。沖縄へ行ったら四五%の人がいわれる拠出できなくて免除者になっているという実態です。よね。こんなのが二〇%、二五%、ずっとふえていったときに、基礎年金という仕組みそのものは根底から瓦解する。掛けられない人が現にそこに存在するということについてどうするか。その人には免除しているから五万円ということになるが、国が補助した三分の一だけを渡せばいいんだということなんです。五万円の三分の一という金額がその人の年金というふうなことだけになってしまふ層がこれから拡大していくという矛盾に対して、一体どうするかということがあるんです。よね。

やはりそこに一万円でも二万円でも年金は年金じゃないかと言えはそれまでですけれども、しかし、それは私は年金に値しないものであつて、それは無年金者と同じ層にそうした人たちは含まれていくと思うんです。だから、無年金者をやっぱりなくしていく。それから、二十五年間となく掛け続けなければならぬんだという、この社会保険方式の中に起こってくる国民年金と言いがらその問題点、それを説明していくために全額国庫負担にこの三分の一から順次切りかえていき、その財源を税方式でというこの考え方は、私が今それぞれの地域でこの年金問題をいろいろ話の中で、それに対しておかしと言ふ人もそれは問題があると言ふ人は少なく、まあそれではただだけの税としての負担を我々がかぶらなければならぬのかという問題が定かでないものですから、そこまで突っ込んだ議論になりませんけれども、私は国民的合意というのはいさういふ観点から得られる可能性というものはかなりあると、自分の実感からこう思っているんです。よね。

だから、大蔵大臣が興味を持っていたいていのは大変私にはありがたいと思つておりますし、

ぜひ現在の基礎年金制度の中における利点というものをより發揮して、矛盾を解決するための方式として社会党も提案している中身、また各政党もいろいろ出してくると思うんですが、そういう点で各政党の合意をつくり出しながら、よりよい基礎年金をつくっていくという方向で、大蔵大臣の一層のひたつ御努力をいただきたいということをお願いして、私の与えられた時間終わるんですが、あと三分ほどありますので、三分間ひとつ大蔵大臣のメッセージをいただきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) これは総理にも、これは私が書いた答弁でございまして、総理からも一遍答弁がありましたのは、その問題が私の頭に実は非常に絡まってきたております。なるほど福祉目的税あるいは社会保障税、いろいろな名前が出て考えられると思うのですけれども、ともかく税という名前について日本国民が持つておる印象というものは独特なものがあるわけですね。しかし、その辺を突破しようとするお気持ちは非常に勇敢だと思ひますし、確かに改革派であらうと思ふのでありますけれども、この点についてはやはりもう少し検討を要する、私はさういふふうに考えております。さういふ答弁、非常に素直な答弁だと私も当時一緒に聞いておりました。

ただ、今度は、目的税ということになりますと、元来、税というのは一つの目的でもって税を取る、税を課すということについては、税理論から言えばオールドドックスではない、さういふ理論が一方にあるわけですね。しかし、現実の対応の仕方としてはさういふアプローチの方法もあるであろう。

今、思い出しましたが、昭和五十四年ぐらいからその議論をしまして、既にや六年を経過いたしております。その間、さういふ本院の委員会等におきましても、最近の三分の一ぐらいが税理論の討論が行われておりますので、それが国民の側にも伝わり、そしてそれが税調で抜本審議来年の秋までにやるかと、まあ民主主義というものは時

間がかかるものだけれども、今の本岡さんの提案は、総理の言葉をそのままかりれば、改革派の勇敢な議論であるというふうに評価をさせていただきます。メッセージを終わります。

○中西珠子君 大臣が午前中しかおいでになりませんで、私はほんの少し時間をちょうだいしたいわけですが、私は、私共共済組合は他の共済制度に比べまして財政状況もよくて、これまでは健全な運営を続けてきたと思ふのでございますが、このような財政上の問題もないものに対しては一律に制度改革を強いる理由というのは何でございましょうか。

それからまた、国鉄共済の救済問題解決のためではないか。そのために今回の改正があるのではないかと非常に懐疑的になっている私共共済の組合員もあつて聞いておりますが、そのような組合員に対して大臣はどのような御返答をなさいますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) この法律をお願いしておりますのは、まさに第一段階が国鉄共済の国家公務員等共済組合の統合であるとしたら、第二段階がいわゆる厚年、国年における基礎年金の導入であつたであらう。そして、今回のこの四共済の改正によつては給付の一元化というふうなものが果たせられないか。さうすると、よく言われますと、官民格差でございまして官官格差でございまして、とか、いろいろな議論が少なくともある程度縮まってくいであらう。その次の段階が、これはやっぱり負担の可能な限りの一元化、さういふふうに進んでいくであらうというふうに思つております。

が、やはり中長期、いや、と言ひますより長期の安定した年金体制をこの辺から考えておられますと、まあ、あと四十年というとも私百一歳になりますから、そのときまで生きていくかどうかは別として、後世代に余り難しい問題を残さないように、生きとし生ける現世代である程度解決していかなくちゃいけません。

ただ、今御指摘がございましたように育ちがみな違ひます、年金制度というのは。そして、そ

こにはいろいろなアンバランスもございまして。したがつて、その間の矛盾というふうなものについては、あえて労働者連帯という言葉は申しませんが、国民連帯の中でお互いが調和していくべきではなからうか。

極めて抽象的で申しわけございませんが、共済年金というのは非常に難しい仕組みになっておりまして、百点の評価していらっしゃる人もありまして、共済とは助ける、ともに助けると書いてあるという程度がわかれば五点と。それで私が今四十点ぐらいのところまでしか来ておりませんが、定かな答弁にはなりません、抽象的なことをおわびをしてお答えとさせていただきます。

○中西珠子君 さういたしますと、今回、私共共済も含めまして四共済年金の制度に基礎年金を導入して、公的年金の一元化を図ることとございまして、給付と負担の一元化がまず図られる。将来は財源においても一元化が図られるというふうに理解した方がよろしいわけでございますか。

○国務大臣(竹下登君) この法律通していただきますと給付の一元化がほぼ図られる。負担の一元化は、まださうとは言えないというふうに思ふわけですが、そこへ突如として突如ではございませんが、入つていきますと国鉄共済の問題がもう一つ絡んでまいりますけれども、したがつて、今中西先生、恐らく制度間調整というふうなものを意識していらっしゃるかもしれません、統合とあえて言わないで、七十年一元化というのはそれぞれの生立ちの違ひがあるもので、さういふものを十分しんしゃくした上で妥協的なものを出さうということ、統合というふうな言葉は使わないで一元化と申しておるのもその辺に理由があるわけでございます。

○中西珠子君 まあ、七十年を目途に公的年金の一元化ということださうでございましてけれども、その内容とか、これから先どのようによつていくかというスケジュールですね、さういったものがまだはつきりしない段階で今回のような改正

を行われるということは、やはり国民、殊に私学共済が今の議題でございますから、私学共済の組合員の公的年金制度というのに対する信頼を失わせることになるのではないかと非常に危惧するわけでございますけれども、政府としてはどのような方針をこれから打ち出していらっしゃるのか。これはまた何段階にも分かれることだから大変難しいという御答弁もこれまでずっとあったわけでございますけれども、大蔵大臣としてはどのような方向に行こうと思つておられると、まあ簡単に結構でございますが。

○国務大臣(竹下登君) 第一段階は国鉄救済、第二段階は国年、厚年、第三段階は今と仮にいたしますと、この法律が通りますと、いろいろな給付の面においてのコンピュータ化とか、作業が終わりまゝ。それと並行しながらこれから検討を進めていかなきゃならぬ。そうして突如として統一的な年金制度にしようじゃないかという世論というものは、これもまたすぐ起るものでもございませぬ。既得権がございませぬ。さらにもう一つ期待権がございませぬ。そういうものを国民の理解を得ながら調和して七十年にはやっぱり一元化の方向が出ていかなきゃいかぬという、極めて私の乏しい知識でございますが、そういう空なるビジョンみたいなことの段階にまでしか、特に共済年金というものは仕組みが難しいものですから、非プロの私としてはその辺までが限界でございます。

○中西珠子君 それではちょっと違ったことを伺いたいでございませぬけれども、私学共済組合は、他の公的年金制度と同じように行革関連特例法によりまして、長期給付に対する補助金が補助率四分の一相当分繰り延べされております。いわゆる財政再建期間中ということで、五十七年、五十八年、五十九年、三年間は四分の一カットがされてきたんでございませぬが、それがまた補助金削減一括法によってさらに一年延長されてきて、ことしも同様にカットされているという状況でございますが、これをうやむやにしましたまま今回の改正を行うということなのでしょうか。四年間にお

るこの繰り延べ分は改正法施行前に私学共済に返還されるべきものと考えているんでございませぬが、大蔵大臣のお考えはいかがでございませぬか。

○国務大臣(竹下登君) これ今御指摘のとおりでございます。歴代の大蔵大臣、私、渡辺さん、また私も、こうなっておりますが、このできる限り速やかな繰り入れに着手する所存でございます。と、こういうお答えをし続けてきておるわけでございませぬ。今後の国の財政状況を勘案する必要がございませぬので、現時点で明らかにできないところでございませぬが、政府としては国の財政改革をさらに一層強力に推進するなどの誠意を持ってこれに対処して、今後積立金運用収入の減額分を含む年金国庫負担の減額分のできるだけ速やかな繰り入れに着手するということの基本理念は、今日も持ち続けておるところでございませぬ。

○中西珠子君 基本理念は大変結構でございますが、その時期ということはおっしゃれないわけではございませぬか。

○国務大臣(竹下登君) そのとおりでございます。○中西珠子君 私の時間がアップしてしまいましたが、基本理念はお変えにならないように、必ず返還するということ、そのお言葉は確かなお約束として受けとっておきますので、よろしく願ひいたします。

○国務大臣(竹下登君) ありがとうございます。○吉川春子君 大蔵大臣に伺います。私学共済の長期給付に対する国庫負担一八%を早期に二〇%まで引き上げるといふ決議を参議院でも十三回行つております。昭和四十七年度に一八%に引き上げられたままで、今お話がありましたように、昭和五十七年度から四年間にわたつて国庫負担の四分の一のカットを行い、その額は七十六億、利子五・五%で八億、合計八十四億という金額に達しております。六十一年度の概算要求でも四分の一のカットになっているわけですが、政府はいつになったらこのカット分を利子をつけて返還するのかという明確な答弁をなさらないわけでは

ないか、あるいは、もし今回共済制度の改善が行われれば、組合員の大きな負担の結果、私学共済は将来は大幅な黒字になるわけであらう、そのことを理由にこの返還を行わないなどということは、そういうことも考えておられるのではないかと疑いを持つておる、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに私は、私学共済の歴史を見ますと国家公務員等の歴史とは違つておる。そしてその経営が、今御指摘をなさいます。まあ黒字とも申しましようか、そうした状態にあるということもそれぞれの努力のあらわれであるというふうに評価しております。が、今の、いわゆるお借りしておる問題につきましては、具体的返還方法、こういうことになりまして、今日、財政再建というのを進めて、可能な限り早く返したいという基本理念はございませぬが、今、つということに対してはお答えをできる状態には今日まだございませぬ。

○吉川春子君 踏み倒すつもりはないわけですか。

○国務大臣(竹下登君) 表現は適切な日本語でないかもしれませんが、猫ばばをする考えはございませぬ。

○吉川春子君 基礎年金へ、三分の一の国庫補助などと言つておられますけれども、こういうような経過を見ると、それも十分信用できないわけでは

ないか、あるいは、もし今回共済制度の改善が行われれば、組合員の大きな負担の結果、私学共済は将来は大幅な黒字になるわけであらう、そのことを理由にこの返還を行わないなどということは、そういうことも考えておられるのではないかと疑いを持つておる、いかがですか。

はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 今、一つおっしゃいましたのは、義務教育費国庫負担法の中身の問題であらうと思つております。言つてみれば、財政事情によつて、国が地方の負担を肩がわりしたのを、今度はまた逆の肩がわりするんじゃないか、これが事務職員とかいわば榮養職員とか、あるいは今御指摘のございました共済、恩給、こういうものに対する懸念からの御質問であらうと思つておりますが、これらは予算編成の過程において議論をしまつてまいりたい、今、あらかじめ何々ありきという考え方はございませぬ。

もう一つ申しますのは、いわゆる教育費全般の問題でございますが、厳しい財政状況の中で一般歳出の伸びを可能な限り抑えるような努力は、少少嫌われてもやつていかなきゃならぬというふうに我々が身に夜な夜な言い聞かしておるというのが実情でございます。

それから四十人学級の十二年でやるというのは、昭和五十五年予算のときに、私、当時大蔵大臣でございましたが、それからいろんな変化をしてきておることも事実でございます。今年度もそういう問題意識を念頭に置きながら、今後予算編成の過程で文部大臣さんとよく相談したいと思つております。

○吉川春子君 共済費、恩給費の国庫負担の適用除外とか削減、あるいは事務職員、榮養士の人員費の国庫負担を外す、こういうことをしなければ四十人学級ができないとか、そういうことではないです。その辺はつきりお答えいただきたいんです。

○国務大臣(竹下登君) いずれをとるかというふうな乱暴なことは、それはやさしい私どもがやれるわけのものでもございませぬ。あくまでもそれは専門家でございませぬ文部省様の中で、いろんな優先順位はあるかと思ひますけれども、あらかじめ財政当局からどっちをとるか、そんな非礼なことを申し上げるつもりは全くございませぬ。

○吉川春子君 私はこれ念押ししておきたいんで

すけれども、大蔵省は文部省の方へ球を投げまして、文部省でどっちを削るか選択せよみたいなことを、言ってみれば、いじめをやっていると思うんですね。そういうことは私はもう絶対にやめてほしい。そして、どっちか削るとどっちかができるぞというような形ではなくて、今申し上げましたような教育予算というのは全部必要なんですから、もっと必要ないところを削って、こういうことは、国庫負担を外すようなことは絶対にやめてほしい。その辺強く大臣にお願いしておきたいんですけれども、どうでしょうか、やさしい大臣としては。

○国務大臣(竹下登君) 毎日、夜な夜な、私の方こそいじめられております。それに耐え忍んでまいておるわけでございますので、球投げて君の方で優先順位つけてこい、そんな非礼な態度ではなく、やっぱり我々も素人が考えますよりも、それこそ文教委員会の先生と毎度議論をしておられる文部大臣初め文部省の方のお考えというのが一番大事なことでございますので、それらを総合勘案をいたしまして、予算編成過程で対応していきたい、このように考えております。

○吉川春子君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(林寛子君) 大蔵大臣、御退席ください。結構でございます。御苦労さまでした。

○国務大臣(竹下登君) ありがとうございます。

○本岡昭次君 それでは文部大臣にお伺いします。

今回の私学共済年金の改正案を提出するに先立って、文部大臣は社会保障制度審議会に対し、私学共済組合法の改正について諮問し、答申を受けております。その答申の内容をここに今私は持っております。そこにはこういうふうなことが書かれております。「改正案は老後の生活設計に組み込まれている既裁定年金のスライドを停止する等年金制度に対する信頼を裏切かねない内容をもつものである。関係者の理解を得ることがとりわけ

必要となる」ということを書いて、「1」「2」と二つの項目を答申しております。「1」は、「年金給付の支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思えない違いが見受けられることは問題である。2 職域年金部分の設けることについては理解できるが、民間との権衡等についての資料も不十分であり、また、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員、その他の者を通じて画一に扱うことにも問題がある。その給付水準と財源負担やスライドの在り方について更に慎重な検討が必要である。」、このような答申を文部大臣に出しているんです。

それで、時間も余りありませんので、詳しい説明をしておると時間がなくなりますから、簡潔にこの答申が言っていること、社会保障制度審議会が松永文部大臣に何を言っているのかということ、を、逆に言えば文部省、文部大臣は、この答申をどのように受けとめたのか、このことをまず初めにお答えをいただきたい。

○国務大臣(松永光君) あの答申については今先生御指摘のような四点左右についての意見を付して答申をいただいたわけでありまして、その点を十分考慮しながら経過措置等で十分配慮をして、法案としてはまとめさせていただいた、こういうふうな考えでおるわけでありまして、その中身申しましようか。

○本岡昭次君 いや、もういいです。それで、十分検討されたというふうにおっしゃったんですが、時間を追ってみますと、社会保障制度審議会への諮問が四月一日、答申が四月十日、法案提出はその直後の四月二十日、このように非常に慌ただしい状態の中で法案が提出されております。常識的に言えば大変な改正でありまして、私立学校共済の問題についてもっとじっくり法案の内容に対して諮問の中身がどう生かされるかという問題を論議すべきでなかったかということをお私に思います。ちょっと形式的に過ぎて私学共済の独自の持っている問題が十分盛り込まれなかったのではないかと思います。例えば、私学

共済の理事長の諮問機関である年金制度研究委員会というものがあって、ここで今回の法改正について答申をして、文部大臣にですか、これは私学の理事長にですか、要請をしている部分があるんですね。そして、この私学教職員共済組合はこの答申を今度は運営審議会に出して、そこで意見を聞いて、そして賛同を得ている中身であり、いわば私立学校共済というものが組合員も含めてやっぱり考え方をまとめていく一番基本のところは運営審議会だと思ふんですね。だから、その運営審議会の意見というのはこれはもう一〇〇%尊重していかねければ共済制度そのものが私は成り立たない、こう思うのです。そういう意味でこの研究、年金制度研究委員会では四つの項目について今回の法律改正について御答申をしております。

ね。一つが「六十五歳以上者は長期給付組合員としないで年金を支給すること」、二に「施行日前の給与記録は公務員共済と同様の取り扱いとすること」、三「所得制限を緩和すること」、四「私立学校教職員共済組合に対する都道府県補助を確保すること」、この四点を答申をしているんです。この点から言いますと、今回の法律案の中に一体どれがどのようにして尊重されて盛り込まれたのか、何かこう、特に二項の公務員共済と同様の取り扱いを給与記録はやっていけという点については、初めやっておいて、後はそれはぐあい悪いからものやつに戻せとか、ちよつと混乱が起きているようにも思ふのですけれども、しかしここに掲げている、特に一項ですね、あるいは三項「六十五歳以上者は長期給付組合員としないで年金を支給すること」というようなこと、あるいは「所得制限を緩和すること」というふうなものは具体的にどのように今回の法改正の中で私学独自の問題として取り入れられたのかという点をここで伺いしておきたいと思ふます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生が御指摘のとおり要望書が文部大臣あてに出されておりました。その要望事項につきましてどのように対応したかを御説明をさせていただきたいと思ふます。

まず、第一項目の六十五歳以上の者には年金を支給することということでございまして、この点につきましては私立学校共済組合の対象となる学校におきましては他の共済組合に比べて高年齢者が多いという事実があるわけでございまして、ただ、先生も御承知のとおり私立学校共済組合自体は退職給付というふうなことになるのでありまして、他の共済組合とのバランスも考えなくては行けないというふうなことがございまして、ただ厚生年金におかれましては従来とっておられまして、在職中であつても標準給与が一定額以下の方については退職共済年金の一部を支給するということを、これは四共済共通でございまして、そういう制度を取り入れていくという点が第一でございまして。

それから、第二の「施行日前の給与記録は公務員共済と同様の取り扱いとすること」、こういうことにつきましては、先生今お話のありましたとおり法案の中に入れておるわけでございまして、それから、三番目の「所得制限を緩和すること」でございますが、これは国立公立学校の教員が年金を受給しながら従前よりも低い給与で私学の教職員になつてゐる場合が多いので、そういう国立公立学校のあれについて考えようというふうな御主張でございますが、これにつきましては先生御承知のように国家公務員、地方公務員につきましては高給を取りながらまた再度就職した場合に年金をもらうというところにつきましては全般的に所得制限がやや前に比べてきつくなつております。

それで、私も現在考えておりますのが、現役公務員の平均給与所得程度の給与所得を有する者について年金額の二分の一程度が停止額となるというふうなことでこれに対応していこうではないかというふうな考えておる次第でございまして、それから、私学共済に対する都道府県補助でございまして、これは私学共済に対する独自のもの規定をそのまま存置させていただいておるわけでございまして。

ざいます。
以上でございます。

○本岡昭次君 今のちょっと答弁、私、耳が遠いのか、何かぼそぼそ、ぼそそ言われたんでよくわからぬ。しかし、それを一々やっておると私の質問したいことができませんので、またそれぞれは後ほど他の委員から、特にこれは私学共済独自の問題ですから具体的に質問があると思いますので、私はあえて言いません。しかし、大変不明確な不親切な説明で、ちょっといやですね。

それで、大臣にお伺いをしておきたいんですが、この委員会は私学共済制度の問題を集中的に取り扱うべきであり、私学共済独自の問題で十分この委員会として議論が尽くされて一定の合意あるいはまた大臣としてもやはり議論の方向の正しさというふうなものを認められるような状況になれば、やはり私学共済というものが、初め私が厚生大臣とのやりとりしたように、何も横並びをすべてにする必要はない、やっぱり私学共済は私学共済としての特殊性というものを追求していき余地というものがかなりあるように判断もしました。それで、文部大臣としてこの委員会の審議の結果、私学共済の今後の問題として改めるべき点があれば法修正とかそのほかの手段によって内容を改善をしていく、そういう準備なり気持ちなりそういうものがあるのかないのかという点をまず初めにお伺いしておきたいと思うんです。私はないというふうに言うてもらったら困るんで、やっぱりそういう立場でやりますという決意のほどをまず聞かしておいていただきたい。

○国務大臣(松永光吉) 先ほど大蔵大臣あるいは年金担当の増岡大臣からもいろいろお話がありましたように、今回の改正は公的年金制度の一元化という方向に向かっての改正でございますので、そして今回の改正は主として、給付の一元化、給付の均衡を図るというふうなことになるので、その大前提で御議論をお願いをしておりますので、なお、私どもの方としては御提案を審議をお願いしている法

案が一番いいものであるというわけで御審議をお願いしておりますわけでありませうけれども、審議権を持っていらっしゃるのは議員の皆さん方でありますので、十分御議論をしていただいて、そして各党間で意見がまとまったならば、それは困りますなどというご意見をなかなか私どもでは言う立場にありません。議論は十分尽くしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○本岡昭次君 それでは、既裁定年金者のスライド停止の問題について伺います。

先ほどの社会保障制度審議会の答申の中でも、「年金制度に対する信頼を裏切りかねない」というふうな極めて厳しい指摘があるんですね、既裁定年金者のスライド停止という問題について。この問題について文部大臣が自分だけの見解で物と言えないということになるかもしれないんですが、しかし私学共済というものを責任を持っておられ、そして現に私学共済の年金給付を現在受けておられる方の中で、このスライド停止という措置を受ける人たちがいるわけでありませうから、そういう問題について理解を得るための態度というものははっきり示さなきゃいかぬと思います。

そういう意味で、大臣として年金制度の中でスライド停止という既得権、期待権、これをどういう形で奪っていく、侵害をしていくのかどうか。理論的にもそのことについてあなたは十分納得した上でこうした法案を出されているのかどうか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永光吉) 既裁定年については、通年方式への裁定がえをするわけでありませうけれども、その裁定がえをした金額が従前の年金額を下回る場合には従前の年金額を保証するという措置をしておるわけでありませう。

ただ、今先生御指摘のように、通年方式への裁定がえをして、その金額がスライドによって従前の金額に追いつくまでは従前の金額に追いつくまでのスライドは停止すると、こういうことになるわけでありませうけれども、これは世代間の負担の公平と

いう観点から、年金の裁定を受けて年金を受けていらっしゃる人の立場からすれば、スライド方式がそのまま続くことを御希望がもしませんけれども、しかし世代間の給付の均衡あるいは負担の均衡というふうな観点から考えますと、負担者の立場を考えまして、何とかひとつ御理解をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○本岡昭次君 負担者の立場だけでは私は既裁定年金者は理解しないと、こう思うんですね、これ。

それで、抽象的な議論をしておいても仕方ありませんから、私学共済の中で現在年金をもらっている人で、既裁定者の中でそれだけの人が一般方式から通年方式へ裁定がえをすることになる、そしてどのぐらいの金額でそれではダウンするのか、切り下げられるのかということ、そしてまたそれが一般にそれでは三割か四割のスライドがあったとして、その後何年ぐらいでもとのところに戻るか、要するにどういう影響が具体的に組合員個々に及ぶのか、その実態を我々は明らかにして、そして議論をしなければ、一般的、抽象的にこの問題を議論してもどうにもならないという気がするんですが、どうですか、その具体的なそういう資料を文部省として議論の素材として今ここに出すことができますか、どうですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいま本岡先生の御質問のございました私学共済退職年金の現在の該当者の中で、いわゆる共済方式に該当する者がどのくらいで、通年方式がどのくらいかということでございますが、現在、私学共済年金を受給しておる者を五十九年度末でいいますと、一万四千五百二十七人おりまして、そのうちの五四・八％が通年方式によるものとなっておりますので、今度、通年方式に裁定がえをします者が四五・二％、六千五百五十九人という数字に相なります。

それで、こういう人たちが一体どのような期間、スライドが停止するかということでございますが、これにつきましては、全部の数字を当てる

ということはなかなか難しいものでございますから、一応仮定的なモデルで申し上げさせていただきますと、五十八年度の新規裁定者の平均年金額が十五万九千円でございまして、その勤続年数が二十七年というふうなことがございます。そういう人が通年方式による年金額でいきますとどういふことになるかというふうなことで申し上げますと、それが十四万九千六百円ということになりますので、一般方式の年金額が十六万五千三百円というふうなことがございます。

そういうことから申しますと、約三年強ということではスライドが停止するということでございます。ただ、これは先ほど申しましたように、あくまでも平均的なことでございまして、例えば給料の非常に高い方につきましては、このスライドしない期間がもっと長くなるというふうなことでございませう。

○本岡昭次君 だから、今言いましたようなモデルではどうにもならぬのですよ。六千五百九十二人という方がいて、その方々がそれではどういふ影響を受けるのか、スライド停止にして、ということ、実態としてやはり私は明らかにした資料をどうしても要求をして、そして私学共済の年金が受ける問題点というものをこの委員会でも明らかにしていかなければならぬと思うんです。今出せないのなら、できるだけ早い次の審議の機会にでも、その実態ですね、出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の資料につきましては、具体的に私学共済にお願ひするということになるわけでございますが、これにつきましては非常に困難であるというふうなことでございませうので、もう少しモデルを豊富なものにしまして、よりサンプルを多くしたようなことで先生の方に資料を出させていただくということでお願ひを申し上げたいと思っております。

○本岡昭次君 この実態をそれでばつかめるものというところで、ひとつお出しをいただきたいと思ひます。

そこで、大臣に聞いておきたいんですが、中曾根総理は、私の本会議質問に対してこういう答弁をしているんです。

それは、共済制度と保険制度の違いはどこにあるのかという質問です。それについてこう答弁しているんです。「共済年金は、社会保険方式により、退職、死亡、障害に際しまして基本的な所得保障を行うものでありまして、厚生年金等と同様、世代間扶養の仕組みにより」次からが大事なんですが、「年金額の実際の価値を長年にわたり維持するという機能を有するものであります。」というふうに言うておるんです。

この中曾根総理の答弁どおりに我々が私学共済年金の問題を考えていくときに、年金額の実際の価値を維持する仕組みというのがスライドであらうと思うんですね。

ところが、今回のように通年方式と一般方式の問題があって、一般方式の人が通年方式に裁定がえをされて、そして先ほど一つのモデルがありましたが、一万円、二万円、三万円、四万円、五万円というふうにそこに裁定がえしたということによって、自分の新しい年金額が下がる。この下がるといことは、ここに言う年金額の実際の価値が維持できないわけですよ、少なくとも維持できない。

それから、スライドすると言うけれども、ここでダウンしたものは永久にこれ取り返せないわけなんです、取り返せない。ということになってくると、実際の価値を長年にわたり維持するという機能はその段階で一たん切れてしまうということになって、言うてみれば共済年金そのものの持っている機能というものをみずから破壊してしまうことになるんです。だから私は、どんなことがあっても共済年金制度というものが、中曾根総理も言うように、年金額の実際の価値を長年にわたり維持することが極めて大事だという認識でいくならば、そこに一律に、実際の価値を全部維持できないような、価値を低めていくようなことは絶対にやってはならぬ。そのことは年金制度そのもの

の崩壊であり瓦解であるという立場に立たなければならぬし、また現在年金をもらっている人からすれば契約違反やと、制度違反ではないかという声が起こってくるのも当然だというふうには思うんです。だから、ひとつ文部大臣、年金額の実質的価値を長年にわたり維持すること、共済制度の機能なんだということにかかわって、維持できないような状態に六千五百九十二人もこれから追い込むということなんですが、一体どう説明されますか。そんな負担の問題じゃないでしょう。

○国務大臣(松永光君) 今、先生おっしゃいましたように、世代間扶養の仕組みにより年金額の実質的価値を長年にわたり維持すると、こういうことでございます。問題は既裁定年金者の場合でございまして、これにつきまして裁定がえをいたします。そうすると、裁定がえをして、新しく裁定がえをした額が低い場合には既裁定年金額を維持しますよと。維持した額をそのままスライドとすることになれば、それは高い額をもらっている人はいいでしょうけれども、それでは先ほど言ったようなわけで、世代間扶養の仕組みといたことがござっておりますので、世代間の負担の均衡というものを考えますという、裁定がえをした金額が低い場合には、低い金額じゃなくて既裁定の高い金額を支給しますけれども、しかしその分は低いやつが追いついてくるまでしばらくの間こちらの方をスライドするのをお待ち願いたい。こういうことで、世代間負担の公平という立場からひとつお互いに納得してもらえぬかと、こういうことで今審議をお願いしているような法案になっておると、こういうことでございます。

○本岡昭次君 いや、だからその理屈が間違っているでしょうと私は言っているんですよ。世代間の均衡という事柄がまず先行して、現在もらっている人の年金の実質的価値というものが維持できないということ、それは今度新しくもらう人が一般方式じゃなくて通年方式に皆変わるんだから、今まで一般方式でもらっている人もひとつ通年方式でやってくれということなんです。だけれども、もらっている者は現に一般方式でもらって、そしてそれによって年金を軸にする生活を維持しているんですから、そしてそれが低下しないようにスライドが行われているんですから、そこで事態として、事実として認めないかぬのは、既裁定年金者の一般方式から通年方式に裁定がえをすることのよしあしじゃなくて、その生活を維持してきた年金の価値というものがそこで下がるという事実は認めないと思うんですよ。下がるんだったら、下げられるようなことになった場合は、いわゆる年金制度そのものに対する信頼というものを裏切りかねないと言っているんですよ。だから、そのことをまずそれは認めないかぬですよ。文部大臣は。認めた上で、どうするかやなしに、それはもう起こっても仕方ないというふうなことをもし言うてしまえば、これから年金をもらう人がいつそういう事態が起こるかもしれないというふうなことで、まさに中曾根総理大臣が言った、共済制度の中の年金の何たるかということとは、やっぱりその実質的価値というものを長年にわたり維持するということなんだという基本的な問題がそのたびの改定によって崩れていくということになれば、それは全体としての整合性というものはついたとしても、現在、年金もらっている人にとつたら納得できないのはこれは当たり前のことです。だからそこをどうするかというところが僕は政府であるところ思うし、それがうまくいってこそ初めてそうした大改革もうまくいくと思うんです。だから我々としては、実質的価値というものを機械的にどんと落とすんじゃないで、その間にやはり、一方で年金額の実質的価値を長年にわたり維持するのが共済年金だと言っているんだから、その考え方をそ

の中にだけ生かすことができるのかという工夫、努力というものがそこできなければ、これからのはみんな通年方式でいくんだから今一般方式でもらっている者は通年方式で計算して下がってもし方がないじゃないかという、こんな乱暴な考え方ではなく僕はだめだということを言っているんですよ。だからそこをどうするかを言っているんですよ。あるいは激減緩和の問題、また、私どもが言っているんですけれども、これにしても、併給調整と同じように一定のレベルを置いて、そしてそれ以上の人は、例えば私たちの仲間でもそれは年間四百万も年金をもらっている方がおります。だからその人が下がったからといって、それは実質価値のうちの影響も少ないでしょう。だからその人、人によって下がることによるかなり違いがあると思うんです。だからこれも所得のところでどこかで線を引くとか何かの、あるいはまた全体の下げの金額を全体に激減緩和ということことで補正率をそれほどでないが掛けて全体のカーブを緩やかにするとか、いろんな措置をやれば、現在年金もらっている人にしてやらなければ、これはもう大変な不満がうっせきして大変なことになる、こう私は思うんです。だからもう少し柔軟な考え方に立つて、この審議の中で年金スライドの一律的な、今のようないかなるやり方で停止でない、もっと別の方法はないかということを実際に文部省として私学共済年金の中で模索をしてほしいという要望をするんですが、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほどから申し上げておりますように、世代間扶養という原則が一つあります。もう一つは、実質的価値を長年にわたり維持すると、この二つあるわけですよ。二つあるわけでありまして、実質的に価値を長年にわたり維持するという立場から、通年方式による方式でこれは年金額は裁定しますよ、その裁定額についてスライド方式をとりますよというのが原則でございます。問題は既裁定年金者でございまして、この人の場合には通年方式に裁定がえをいた

します。裁定がえをした額に下げますよというならば、その場合で直ちに額が下がることになりません。その額は下げません、従来の額を保障します。ただし通年方式で裁定した金額掛けるスライドの金額が追いつくまでの間、しばしスライドだけ待ってくださいと、こういうことになっているわけですね。そうすると、先生のおっしゃるとおり、物価上昇があれば上昇分だけ少し既裁定年金者について不利が及ぶことになるわけでありすが、それはもう一つの大切な原則である世代間給付負担の公正ということが一つあるわけでございますから、その立場から御理解をお願いしたい、こういうふうに申し上げておるわけでありす。

なお、先生が御指摘のように、しからば既裁定年金者のどの程度の人たちがどの程度の額の影響があるのかということにつきましては、先ほど一つのモデルを審議官から申し上げましたけれども、もっとモデルをたくさんつくることができればならばつくりまして、そしてこの程度の人はこの程度の不利といえますか、マイナスがあるかな、この程度の人はこの程度で済むというようなことを幾つかモデルをつくって、そして先生にお渡しして何とか先生の御理解——御理解というか、何とか我慢していただけるようなことになるようにひとつやっていきたいというふうに考えるわけでありす。

○本岡昭次君 いや、私はよく知っておるんですよ、中身は。実質的価値が下がるというのは裁定がえして通年方式になったというこのダウン差は、それはスライドして上がっていくというけれども、現在もらうのはそれまでと同じ金額をもらうんでしょ。結果として、この分だけこの人たちはダウンしたことになるというのを言っているんですよ。取り戻せないんですよ、そこからずっと上がっていくんだからね。だから、その人は実質的価値は戻らないということを言っている。で、あなたは通年方式によるとスライドしますからと言って、そこからスライドしたって、その戻るまでの間のスライド分というのはこの下がった

額が結局ダウンしたということですよ、価値として。だから、そういうことを安易にやっていいんですかというのを言っているんで、僕は安易にできないですよ、こういう共済年金の仕組みの中では。

だから、一方あなたの言っている、これからの人たちは通年方式でいくんだから、現在もらっている人もひとつそういうところでいい、その両方の接点をどこでとっていくのかということをやらなければ、こっちで世代間の調整がありすが、若い人たちはこれから通年方式でいくんだから、今まで一般方式の人もそっちだというだけでやり切るのには乱暴でしょうということを言っているんで、だからこれからの議論の中で、これは何

も私学共済だけじゃないんですから、そのほかの共済のところも全部あるんで、私学共済だけそれやれてほかができないということなら、やっぱりこれは共済全体の横並びの問題と思うんで、この問題は十分ひとつ現在年金をもらっている人たちの中でそういう状態に置かれる人たちのことも考えて今後の検討をやっていくなければならぬことではあるまいかと、こう言っているんだから、いや、もうそれは世代間の調整で仕方がないんですよと今あなたおっしゃっているけれども、そんな乱暴なことでは済まないんじゃないんですかというところについて、もうちょっと中身のある答弁をしてもらわないと下がられへんですね。

○国務大臣(松永光吉) 先生と私と同じことを言っていると思うんですよ。要するに通年方式に裁定がえをする、既裁定年金者もそれと同じような金額にしろというならば、まさしく乱暴なことになるかもしません。したがって、既裁定年金者は裁定がえをしますけれども、低い裁定がえをした金額には落としませんよと。既裁定年金の額は保障しますよと。しかし、こちらが追いつくまでのしばらくの間の、言うならばスライド相当分だけが実質上マイナスになるということがありますが、その分は先ほど言ったように、そこがそういう仕組みにしたのが、まさしく新制度に直ちに移

さないで、そしてその真ん中をとったといいますかね、激変緩和措置といましようか、そういうことでやった措置なんでありまして、何とか御理解願いたいと思っておるわけでありすが、御理解願えない面があるとするならば、より一層御理解が願えるようにひとつ資料等もお出ししますけれども、なかなか難しい問題ですね。私どもの方としては、若い世代、あるいは次の世代の人たちのことも考えますと、この程度で何とか世代間の給付と負担の均衡というところがこの付近がその接点かなあというふうに考えておるわけでありす。横並びの問題であることは間違いありません。

○本岡昭次君 これはいつまで議論しても平行線のようなんです、それでは次の答弁は要りませんので、とにかく検討する意図は今ないというふうなことですが、やっぱり思い直してやっていただきたいと思ひます。あなたの夢枕にお年寄りがどんだん出てきますよ、これ、こんなむちゃなことしよたら。本当に考え直してください。

それで次に、それではもっと具体的問題としてあしたの問題を言いますが、今給与法が改定をずっと進んでいるのですが、五・七四％人事院勧告を今給与法に盛り込んでいっております。そして現在の年金のスライドですね。これは今までどおりだったら五・七四％をそのまま私学共済も物価スライドですが、人勸に横並びした形で政策スライドということになっておったと思うんですよ。そうすると、現在の年金をもらっている人は来年度の四月一日から五・七四％の年金がこれはこ

としの分なんぞで、四月一日のことでないからこれはスライドされると理解していいんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいま国会で御議論いただいております人事院勧告の分でございますが、これが行われますというに相なりました場合には、本年の三月三十一日以前に退職した者につきましては、政令でその改善措置に準じまして既裁定年金の額の算定の基礎となつておる標準給与の額を引き上げるといふことになっております

て、今のことで御理解をいただきたいと思ひます。ですから……

○本岡昭次君 わかりやすく言ってください。

○政府委員(五十嵐耕一君) もう一度申し上げますと、本年三月三十一日以前に退職した者については、現在お出ししております法案の中で、政令でやることであるといふことになっておりますので、その政令を改正することによりまして標準給与年額を引き上げるといふことでございす。

○本岡昭次君 そうすると、本年の三月三十一日という、昭和六十年の三月三十一日まで退職して、そして現在年金をもらっている人は五・七四％の給与法が通って、それが年金のスライドといふことになれば、皆それを受けることができる、こういうふうに理解していいのですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) より厳密に申し上げますと、この五・七四％の中に本俸、諸手当、いろいろなのがございすので、若干は違いがあると思ひますが、基本的にはこの人事院勧告に準じて行ふということでございます。

○本岡昭次君 中には、それもだめになつてしまふんじゃないかと申しておられる方がありましたので、その点はそれでいいと思ひます。

それでは次に、残りました時間で、もう一つの問題であります併給調整の問題ですね、これを若干何っておきます。

これは厚生省と随分やりとりをいたしました、文部省の所轄である私学共済の中にも具体的にこの問題が出てくるというふうにこれを考えますので、私学共済という立場で御検討をいただきたいと思ひます。それで、文部大臣として併給調整というものが過剰給付であつたから、これをどういう措置をとるんだというふうな答弁が前回の文教委員会の自民党質問に対しての答弁であつたように思ふんですが、先ほどの厚生省との議論の中のように、それでは適正給付というのはいく何をもつて過剰給付、適正給付というふうに言うのかということもあるんですが、この私学共済の中で実際に併給しておられる人たちの実態、こう

いうふうなものはどのようなことになっているんですか。それとまた私は資料としてぜひこの際私学共済の既裁定者の実態というものを知りたいんですが、最低の年金をどの程度もらっておられるのかよく知りませんが、例えば四万円から四万円というものを基準にして二万円刻みですと最高のところまで何人そのところにおられるかというふうな分布をぜひとも資料としていただきたい。そうすると、全体の論議をする場合に役立つと、こう思うんですね。そういう意味でその資料をいただきたいということ、現に併給されている人の実態というものはどういう実態なのか、それをここで教えていただきたい。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私立学校共済組合におきましてどのような給付を行っているかということにつきましての資料はあるわけでございますが、それが併給支給されているかどうか、他の制度とまたがついているものはどういふものであるかというものがつきましては、私学共済としましては把握が難しいということでございます。

それでもう一点の先生のお尋ねの既裁定者の退職年金で最低と最高がどのぐらいであるかということのお尋ねでございますが、これにつきまして五十九年度末におきます私学共済組合の既裁定年金のうちの退職年金について見ますと、最低額は月額六万三千円でございます、最高額は月額三十万四千円であるというふうなことでございます。

それで、月額の分布別をちょっと御紹介をさせていただきますと、五万八千円から七万九千円が最も多く、これが二千七百十六人で全体の一八・七%、それから七万九千円から十万円までが二千六百六十三人で一四・九%というふうになっているというところでございます。

それからさらに申し上げさせていただきますと、十一万七千円から十三万八千円までが千六百三十五人で一・二%というところでございまして、それとまた十万円から十一万七千円までが千五百八十二人で一〇・九%というところでござい

まして、十三万八千円以下の受給者が全体で五五・七%で過半数を占めているというふうなことでござい

たいと思っております。

○本岡昭次君 私立共済も、かなり全体のパーセントが他の四共済と比べても低いんじゃないかと思うんですが、どうですか、平均、他の四共済との平均というのはいかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 恐れ入りますが、今すぐに出る状態ではないのでございまして、これは、先生御指摘のように、比較的期間が短いというふうなこともございまして低いんじゃないかというふうに推察はされます。

○本岡昭次君 今回、やっぱり給付の内容の問題についての論議の焦点の一つは併給調整の問題があると思うんです。だから私は、厚生大臣あるいは厚生省と随分時間をかけて論議をし、文部大臣も横で聞いていただいていたと思うんですが、厚生大臣の方も、これについては、今後の審議を見守りながら検討の素材にしたいというふうな意味のことをおっしゃっていただいたんですが、私立学校共済の実態から見まして、併給調整の問題は実態的に見てかなり、実際にもらう人があるとしても、低い年金のレベルでこういう事態が起こる人もあると、こう考えていいんじゃないかと、こう思うんです。

そういう意味で、併給調整の一律、どうか併給を禁止していく、やめさせていくということではなくて、厚生大臣の方にも言いましたように、二百万円から二百万円とかいう一定の線、どの線が妥当なのかこれは検討を要すると思いが、やっぱり一定の額を引いて、その上で併給の調整をやるといふことを推進していくために、私学共済の立場から文部大臣としてもその検討の問題について積極的に発言をし、そのための努力を私はお願いしたいと、こう思うんですが、私学共済の立場からの併給問題について、ひとつ私が言

っているような立場で御努力願えないでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 私は、年金制度というのは官民格差があつてはいかぬ、それから制度間の格差があつてはいかぬ、やはり世代内の均衡、それから世代間の均衡、こういったことが大事な要素だろと思うんでありまして、その要素が満たされるような形で対処するのが望ましいのじゃないかというふうに思います。

そういう考え方で、先生の御意見を承りながら努力をしていきたいと考えておるわけであります。

○本岡昭次君 やっぱり文部大臣、先ほどから世代間の均衡、世代内の均衡ということを一重要視されているようですが、私もそれは極めて大事だと思ひます。しかし、問題は、今までの制度があつて、その制度の中で持つておった既得権的なものを、それを移行させるときにどうかということ、これは盛んに言っているんですよ。新しい制度の中での問題じゃないんですよ、この併給調整の問題も、言ってみれば、新しい制度はそういう形でいくんですから、それはそういう契約内容で問題はない。ところが、今までは併給ということ

が認められていた人たちの中に、それができないという状態が起こる。そのときに、それを新しい制度に移行するんだと、文部大臣がおっしゃるようにはそれは世代間の均衡ということが何よりも大事なんだからといってばつさり切つて捨てるといふことだけではないか。そのときには、やっぱり年金というものが一定の所得保障というものを生み出しているところがあるんですから、それは世代間では一定の保障を見たい。その問題に着目をして、そして経過的なものとしての対応をやる必要がある。そのことがこの併給調整のところにも非常に低いレベルのところでは所得保障という意味の力点の置き方というものを加えていかなければ、これも言ってみれば年金制度に対するこれからの信頼という問題にかかつてはしま

せんかという問題を言っているんですからね。

そういう立場について、あなたのおっしゃる世代間の均衡という問題と、それともう一つは、過去の既得権を持つておった人をここへ移していくことについての年金の基本的な所得保障と老後の所得保障、あるいは働けなくなったときの所得保障というものに足るものの中身として十分なかどうかということと両方が兼ね合つていかなければこの年金制度というものは成り立たないというふうに思ふんですね。これは、制度はこれからまた変えなければいかぬことが起こってくるでしょう。そのときに、今、既得権というものはどういふふうな形で守られていたかということが、次の改革なり変革に對しても、国民が公的年金に対する信頼をつなぎとめていく重要な問題になると、私はこう思うので口を酸っぱくしてお願ひのような形で今申し上げておるんで、ひとつ私学共済の責任者である文部大臣からもこの問題を積極的に検討していただくことをぜひお願いしたいと思ふんですが、再度答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 繰り返して申し上げようであります。やはりこの種の問題の場合には世代間の公平、世代内の公平、これが大事なことであらうと思ひます。

ただ、先生御指摘のように、既得権者のものをどうするかということでございますが、これは経過措置でどういふふうな経過措置にするかということであらうかと思ふのでありまして、経過措置等の場合にはできるだけ激変が起こらぬような措置をしながら親切なことにすることがより望ましいことであらうというふうに思ひますので、そういう考え方で対処をしたいというふうに思ふ次第でございます。

○本岡昭次君 それでは、国庫負担について伺います。

現行法における国庫負担と改正された後の国庫負担の関係ですが、私学共済として見た場合、昭和で言えば昭和六十一年、西暦で言えば一九八六年を一つの区切りとして、できれば西暦二〇〇〇

年あるいは二〇二〇年、二〇三〇年か四〇年、そのぐらゐの刻みで見たとときに、現在の法律の中では私学共済に対する国庫負担というものはこういう形で出されてくるであらう、それに対して改正されたら私学共済部分に関する国庫負担というものは一体これどういう形になってくるのか、恐らく基礎年金部分にしかからぬわけですが、その基礎年金部分に相当するものとしてどういう金額になっていくのかという点についてひとつ教えていただきたい。

○政府委員(五十嵐耕一君) お答えを申し上げます。

先生、御指摘のように、今度は国庫補助の仕組みが変わりますのでその一律の比較がなかなか難しいわけですが、一応五十九年の額でのごく粗い試算で申し上げさせていただきますと、現行制度を前提とした場合に、昭和六十年年度が約百億円でございます。それから七十年年度が約二百二十億、八十年年度が約四百十億、九十年年度が約六百十億、それから昭和百年度が約八百三十億というようにございまして、それが制度改正で基礎年金に補助額が全部集中するというところで試算をいたしますと、昭和六十年年度が約百五十億円でございまして、それから昭和七十年年度が二百五十億、八十年年度が約三百五十億、昭和九十年年度が約四百三十億、昭和百年度が約四百四十億というところでございまして、先生御理解いただきますように、当初の国庫補助額は、実は先ほどから厚生省の方からも御説明がございましたように、組合員とその被扶養の妻の分も全部払うというふうなことになりますので、金額的には当初はふえる。ただ後ほどになりますとむしろ現行制度の方が増加するというようなことでもございます。

それからもう一点は、現行の制度でもふえますが、改正後の制度におきましてやはり相当な増加があるということをもた御理解いただきたいと思ひます。

○本岡昭次君 それでは、私学共済の現在の保険

料、組合員の掛金ですね。現在が何ぼで、それをどういう形で現在将来にわたって引き上げていくというこの予定があるのか、計画があるのか、ちょっと参考のために教えてください。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の制度改正によります収支試算でございますが、保険料率を昭和六十五年度から五年ごとに千分の十八ずつ引き上げますと、昭和百十年度の千分の二百八十二を限度といたしまして将来ともほぼ収支が均衡するであらうということでございます。これは六十歳支給ということを前提に置いております。

それから現行法のままでございまして、上限で約千分の三百四十強ぐらいになるんじゃないかというふうに推察しております。

○本岡昭次君 もう時間も来ましたので、文部大臣に最後、要望も込めて質問をしたいと思ひますが、私学共済の組合員の頭の中にあるいま一つのこと、私学共済というところで一生懸命自分たちが掛金をかけてやってきたということの中で、これから掛金が今おっしゃっているように千分の二百八十二を頂点にして、そこから横並びになる。それまでずっと年次五年ごとに掛金は着実にふえていく。現在よりも約二・八倍近くふえていくということが一方の前提にあります。しかし、国庫負担は制度改正によって、今ずっと例が出ましたように、昭和百年をとれば、現在の制度の中では八百三十億という負担を国庫としてすべきものが、この改正案によって四百四十億で済むようになる。こういうことなんですね。もちろん掛金の方も今のままでいって千分の三百四十になるということもありましたけれども、そこで、私学共済という立場から見ても、基礎年金の部分に対する国庫負担がこういうふうな形で軽減されながらも、全体として掛金が増額をしていくということについての問題ははっきりと認識をさせていただかなければならぬと考えます。いってみれば、国もこれから年金を安定し維持していくためにしっかりと国庫負担をふやしていきま。だから、組合員の皆さんもつらいでしょうが、掛金を少しづつでもいいから上げていってくださ。こう言うんならいいんですが、今起こっていることは、国の国庫負担はずっと将来にわたって下がりながら掛金だけはふえていくというこの仕組みの中の矛盾、これは私学共済の組合員として絶対に理解できないものでないかと私は考えます。したがって、これから基礎年金を導入するという考えに立ったときに、基礎年金部分はこれは厚生大臣の所轄であるということではなくて、私学共済の立場に立つてもその一階に基礎年金があるんですから、その基礎年金に對する国庫負担のあり方そのものが、いつてみれば掛金の問題とか全体の年金の安定につながってくるのでありますから、積極的に基礎年金の水準と、それから費用負担のあり方について文部省も努力をしていただかなければならない、こう思ひます。

そういう意味で、私は本会議でこの私学共済にも法改正をやるべきではないかというのを提言したんですが、基礎年金のところにはそれがあつたので必要はないということであれば、それはそれでいいです。しかし、文部大臣としてこうした基礎年金に對する国庫負担のあり方の問題、これについては大きなひとつ関心を持って、これからの検討に對しては国庫負担をやはり増額して、全体の組合員の負担を軽減していくという方向を見出すようなひとつ努力をするべきではないかというところを最後に強く申し上げ、大臣の御意見を伺って終わりたいと思ひます。

○國務大臣(松永光君) 先生の御意見は貴重な御意見として承らしていただくわけでありますが、いづれにせよ問題のポイントは、私学共済の場合について言えば、現在は組合員が約三十五万で年金受給者が一万五千、これが二十年間いたしますという、組合員の数は現在とほぼ同じというふうな想像されるわけでありまして、ところが、年金受給者の方は四・五倍ぐらゐになる。さらに三十年後の昭和九十年あたりになりますという、組合員数は現在と同じであるけれども、年金受給者は現在の六倍を超すような状態になると

いうことが一つあるわけでありまして、したがって、現在のうちから世代間の給付と負担の公正というところで措置をしないという、その時点になって非常に大きな混乱を生ずるということ、現在の改正をお願いしておるわけでありまして、先ほど先生御指摘がありました基礎年金が国民年金と同様になるわけでありまして、その関係につきましては、その基礎年金部分にどういう国庫負担をするかという問題等につきましては、やはり将来とも勉強していかにならぬ課題であらうというふうにも、私もまあ先ほどの大蔵大臣ではありませぬけれども、興味と関心は持っているわけでありまして、今後とも勉強を続けてまいりたいというふうに思つておるわけであり

○委員長(林寛子君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時十七分開会

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○粕谷照美君 私は、平均標準給与の算定の問題について最初に伺ひます。

まず、今回の改正案では、年金の算定基礎となる給与のとり方について、現行法が退職前一年間の平均を原則としておりましたのを、六十二年三月以前の組合員期間を有する者については、厚生年金と同様の方式を導入して、全期間の平均をとってそれを算定基礎とするということになっております。この点がこの共済年金の給付水準の引き下げをもたらしておりますが、政府は給付水準の引き下げを給付の適正化だと官民格差の是正ということで目玉だということをおっしゃ

すけれども、これは私は大変な間違いであろうかというふうに考えております。ところが、私学共済の場合、今回の改正案の平均標準給与のとり方は、組合員によって有利、不利が生ずることになって、厚生年金の水準を下回る者が大勢出てくるという問題がクローズアップされてきております。

そこで、まず施行日前の全期間の平均をどのようにして出すのか、具体的に説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生のお尋ねの施行日前の組合員期間に係る平均標準給与のとり方でございますが、これは国家公務員共済における取り扱いに準じまして施行日前五年間の標準給与の平均額に補正率を乗じることによりまして算出をしていくということでございます。

今回、このような措置をとることとしたのは私学団体から強い要望があったこととございしますが、そのほかに次のような理由でございします。

すなわち過去期間の一部につきまして給与記録の全くない組合員が約三百十人くらいおりますが、これらの者の平均標準給与額を算出する方法がない、これが第一点でございます。それから第二点は、従来、私学共済が準ずることとしてきた国家公務員共済及び地方公務員共済は、諸手当についての給与記録が全くないため五年補正率を用いることとしたとして、また私学共済と同様の事情にございします農林共済も同じ算定方式によることとしておるわけでございまして、このようなことから、今先生の御質問のございましたように、国家公務員共済に準じます五年補正率を採用するということにいたしましたわけでございします。

○粕谷照美君 それではちょっと伺いますけれども、地方公務員共済の出し方というのは本俸掛ける補正率ということではありませんか。その本俸というのは一体どういう計算で出されるのですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの点は地方

公務員共済の今度の法律の一部改正というところで提案されているわけでございしますが、その中で、先生のおっしゃいましたようなやり方をするということにいたしましたのは、地方公務員の場合でございますと、その雇用主でございします地方公共団体におきまして諸手当の出し方がいろいろまちまちであるというようにございまして、むしろ俸給表にございします本俸に一定の率を掛けまして、さらにそれから五年の補正率を掛けて全期間を推定するというような方法をとっておるわけでございします。

○粕谷照美君 私、普通の言葉で質問しますので、説明は普通の言葉でやっていただきたい。

地方公務員は本俸掛ける補正率ですけれども、その本俸というのが全期間の平均ですね。国公は本俸掛ける補正率であつても施行日前五年間だけ週及して出していく、こういうことになっているのではありませんか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の改正におきまして、基本的には新法が施行されます来年の三月三十一日以降、すなわち四月一日以降におきましては全部本俸に諸手当を加えたもの、その額で年金額を計算していくというふうなことになるわけでございします。その場合に今問題になっておりますのは、今度改正法を施行いたします四月一日前、すなわち三月三十一日以前の過去期間というものをどういう方法で計算をしたらいいかということにございまして、これにつきましては基本的に国家公務員でございしますとか地方公務員、今度農林共済、私学共済、全部同じ方法でやっているといるということでございします。その同じ方法といひますのは、過去五年間の給与に基づきまして一定の補正率を使いまして全期間を推定するというようなことでございます。

ただ、国家公務員の場合は諸手当と本俸との関係が比較的はつきりしているということで、標準給与ということで諸手当を含めたものでやっておりますわけでございしますが、今先生お尋ねの地方公務員におきましては、その本俸と諸手当の関係が地

方公共団体によっていろいろ異なるというようになことがございしますので、本俸に一定の率を掛けたものにさらに補正率を使うということでございします。そういう点におきましては違ふわけでございしますが、その他の点におきましては基本的には同じということでございます。

○粕谷照美君 そうすると若干の違いは認めている、こういうことで理解をしてよろしゅうございしますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほど申しましたように、基本的な考え方は同じということであると理解しております。

○粕谷照美君 それでは、今回は私学共済と同様に国家公務員に倣った方法を農林年金もとっているわけですね。しかし農林年金は、共済制度の特徴として給与水準が全体に低いということから、直近の給与を基礎とした方がいいという判断があつてそういう出し方をした、このことは事実ではありませんか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私ども、直接農林共済組合を担当しておりませんのでお答えいたしたかねるわけでございしますが、過去期間の推算の方法につきましては、農林共済でございしますとか私学共済でございしますとか、それは同じ方法によるということとで今度の改正案を出している次第でございします。

○粕谷照美君 それでは農林水産省呼んで今度は聞かなければならぬませんが、きょうは呼んでおりませんので、また後日にこの点については質疑をゆだねたいと思つております。

それでは今度の改正の具体的な問題について伺ひますけれども、国家公務員が年金算定の基礎を本俸によつてずっと計算をしてきたのに対して、私学共済は平均標準給与方式という厚生年金と同じ方式に基づいてきていたわけですね、この違いはどのような理由によるのですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のように現行法の中におきましては、国家公務員の場合には本俸、それから私学共済組合員につきましては

本俸に諸手当を加えたものということにしていることは御指摘のとおりでございます。なぜこういうふうになつたかという点でございしますが、先生、御承知のように、国家公務員の場合には俸給表というのは非常に明確に示されておりました、諸手当も非常に明確であるということでございますが、私立学校の場合には先生御承知のとおり大学から幼稚園まであるというものが対象であるということでございますが、その中の本俸と諸手当にはいろいろなやり方がありますので、むしろ本俸と諸手当を一緒にしたもので考えた方がいいであろうということで、私学共済組合法ができました昭和二十九年から、私学共済につきましては、今先生のお話のございましたように、諸手当を含めたものをもちまして標準給与としてまいっているわけでございします。

○粕谷照美君 諸手当を含むということにしてみれば、女性の立場からいへばなかなかつけてもらえない手当も幾つかあるわけですね。住宅手当とか、あるいは扶養手当とか、それからまた時間外手当、通勤手当、本質的には年金の算定にすべきでないような諸手当が含まれているということでは大変不利になっているというふうに思ひますが、きょうはその質問は省きまして、それでは昭和三十六年までの給与記録のない組合員、つまり旧恩給財団から移ってきた者などが全体の共済組合の中で何人くらいいますでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今先生の御指摘のありました者でございしますが、一つはいわゆる旧私学恩給財団でございしますが、それから一つ、実は沖繩の返還に伴ひまして沖繩の私学共済組合の組合員をやはりこちらの私立学校共済組合に引き継いだわけでございしますが、それで給与記録のわからない者が二百六十九人おりました、両方で三百十人おられるわけでございします。

○粕谷照美君 そうすると残りの三十四万何千人というのは給与の記録がちゃんと残っているわけ

です。国家公務員は給与記録がないからという
ことではありません、こちらの方は給与記録
が残っているのですけれども、何で国家公務員と
同じような形にしなければならないのでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほど御説明申し上
げたことと若干重複することをお許し願いたいわ
けでございますが、一つは、先ほど申しましたよ
うに、私学団体からの強い要望があったという
ことがございまして、それでその次に、今御説明申
しましたように過去期間の一部について給与記録
の全くない組合員が三百十人いたこと。これにつ
きましては、平均標準給与月額を算出する方法は
なかったと。それ以外の者につきましては、先生
御指摘のとおり、標準給与月額を算出する方法は
ございまして、実際に記録はあるわけでございます
が、国家公務員共済や地方公務員共済におきまし
ては本俸の記録はあるわけでございますが、諸手
当についての給与記録がないというところから五年
の補正率を用いることとしておりまして、私学共
済は、これも御説明申し上げておいてございま
す。この御説明から、国家公務員共済の
長期給付、それと軌を一にしてやるといことが
基本的なものでございまして、それと同じ方式
をとってまいったというふうなことでございま
す。

○粕谷照美君 午前中の本問質問とも関連するわ
けですけれども、私はそこところがよくわから
ないですね。
大体、去年の十二月七日付で私学共済内の年金
制度研究委員会が、今度の制度改正に関連して理
事長あてに「共済年金制度改革の方向」と題する申
入れを出した。これは私学共済自体が発行して
います広報の中に、ことしの三月号でなければ
も、これにきちんと載っております。それを受け
て、本年の二月、私学共済から今度は文部大臣あ
ての要望書が出された、そういう経過はわかり
ます。
その中で、二の項に「施行日前の給与記録は公

務員共済と同様の取り扱いとすること」、今、五
十嵐さんは強い要望があったと、こういうふう
に言われておりますけれども、これは私学共済がそ
の方が有利だと言っているのか。そういうふう
に判定をしたということなんだろうというふう
に思っています。そして、私学共済の有利であるという判
断を出したことの要望に対して、文部省も十分
に検討してこの改正案をつくったと、こう理解し
てよろしいでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 施行日前の組合員期間に
係る平均標準給与の算出方法の問題でございま
す。先ほどから審議官がお答えいたしておいま
すように、私どもの基本的な物の考え方としては、
同じ私学共済の組合員でありますから、その算出
方法は同じ方法をとることが望ましい。これが第
一。そうすると、同じ算出方法をとるとするな
らば過去記録のない者についての算出方法がないと
いう問題がありますので、そうしますと、この国
家公務員共済が採用しております五年補正方式、これ
ならば全組合員が同じ算出方法と、こうなっ
てくるわけでありまして、
そういうことがありますところを持ってきて、
いま一つは、従前から私学共済は、基本的な重要
な事項についてはこれを国家公務員共済に準ずる
というふうなことをやっておりますので、し
たがいまして、国家公務員共済の方でその算出方
法として五年補正方式というのをとった以上、私
学共済も過去の経緯からいってこれに準拠する
というのが妥当である。

三番目には、これは一般論でありますけれども
も、私立学校振興助成法に基づいて私学等に対す
る経常費助成が始まった以降の方が一般的に言え
ば私学の教職員の給与もやよくなったのじゃな
いだろうか、そうなるというところと五年補正方式
の方が恐らく有利になる人が多いであろう、こ
ういったことがございまして、そこへ持ってきて、先
ほどから出ております年金制度研究委員会の答申
でございまして、これも国家公務員共済と同じよ
うに五年補正方式をとるべきであるということが

ございまして、それを受けて私学共済、私学関係
者から私の方に対して強い要望もあつた。

全部総合いたしますと、現在御提案申し
上げておられる方が適正であるというふうな判断
をいたしまして、現在の方式を採用いたしまして
御審議をお願いしておると、こういう経過になる
わけでございます。

○粕谷照美君 有利になるだろう、国家共済の方
式をとった方が……。

○国務大臣(松永光君) 多いだろうと。

○粕谷照美君 多いであろうと、こういうふう
にして要望が出た、文部省もそういうふうな判断を
したと、こういうことでありますけれども、確
かにこの経常費補助が始まってからは私学の給与実
態も非常に上がってきて、国公立学校を上回るよ
うになってきているということもこれは実態だとい
うふうに考えております。そういうことから考
えてみますと、また、経営が不安定で給与も低水
準であった時代の要素はできるだけ見ない方がプ
ラスになる、少なくとも全体として見た場合には
この国公方式をとった方が有利であろうと常識的
にお考えになったのだらうと、こう思うのです
が、それではその考えたものが正しかったのかど
うかというところについてお伺いをいたします。

実際に標準給与の算定をしてみたら、全期間の
平均より施行日前五年から補正率による割り落
しをして全期間を推計する方が高いというものが
多いということもありますけれども、逆の場合の
ものも予想されることが明らかになりましたは
ずであります。それ、数字などわかりましたら
報告していただきたいと思ひます。

○参考人(保坂榮一君) これは補正率が出ており
ませんので、実はこの有利、不利の比較は本来で
きないわけでございますが、私学共済独自の立場
から補正率を部内で仮に出しまして、それで検討
をいたしました結果、これは、厚生年金と同じよ
うに全期間平均で行うよりも五年平均で行った方
が有利になるであろうと思われる者が約三分の
二、それより下回るであろう、不利になるであ
らうと思われる者が三分の一でございました。こ
の三分の二、三分の一と申しますのは三十四万人の
私学共済全員に対しての数ではございませんで、
三十四万人のうち五カ年以下の勤務期間の者が十
五万人おります。これは有利、不利に関係ござい
ません。その十九万人に対してでございます。た
だし、これは十九万人全部をそれで調べるとい
うわけにはいきませんので、その中からサンプルを
抜きまして調査した結果でございまして、これは、
先ほど申し上げましたように、私学共済独自の補
正率ということで仮の計算をしたものでございま
す。

それで、有利、不利に関係ある者十九万人のう
ち、厚生年金の全期間平均をとるよりもよくなる
者がいる、これが十三万人、それより低くなるで
あらうと判断される者が六万人、その不利になる
者の六万人という数が十九万人に対して約三分の
一、有利になる者が十三万人が約三分の二、そうい
う数でございまして、
○粕谷照美君 私学共済独自の計算ということ
をおやりになって検討をされたということ、私は
大変いいことだというふうに思ひますが、これは
率そのものがどのようになっているかということ、若
干の変化はあるとしても、具体的に六万人もの人
たちが不利になるというものが現実だというふう
に思ひますね。そうすると、その中のうちおよ
と具体的にどのくらい不利になるというふうな数
字ね、ありませんでしょうか。

○参考人(保坂榮一君) 具体的にどの程度の額が
有利になり、どの程度の額が不利になるというの
をサンプルで調査いたしましたそれから結論づけ
ることはできませんでしたが、そのうちの具体例
として二つほど私どもが算出しております。それ
をちょっと申し上げますと、A氏の場合でござ
います。これは二十五年度勤続で初任給一万九千
円、五十九年度給与が五十五万円になったもので
あります。五十九年度給与が五十五万円になったも
のです。これは標準給与に直しますと一万九千円
が二万円になりますし、五十五万円が標準給与月

額が四十五万円になります。これで計算いたしますと、先ほどの全期間方式による場合には四十万五千八百八十三円になります。それから五カ年平均方式の、その場合には三十六万二千六百六十六円になります。五カ年形式の方が低くなるわけでございます。

B氏の場合を申し上げます。もう一つの場合はやはり同じく二十五年勤務でございますが、初任給が一萬一千円、したがってさきのA氏よりも初任給が低うございます。それから、五十九年度の給与が四十八万三千六百十九円と、この場合も先ほどのA氏の五十九年度給与額よりも低くなります。この者は標準給与が初任給が一萬二千円、それから五十九年度が四十五万円になります。これで計算いたしますと、先ほどの全期間方式でございますね、厚年方式で全期間の平均をとると、それによりまして三十一万六千九百九十五円になります。それから五カ年平均方式によりまして三十四万五千二百五十六円になります。この場合に五カ年方式の方が有利になるわけでございます。

以上、全体にわたってのこれは出せませんでしたが、具体的な例を今A氏、B氏と、有利と不利というものについて二例申し上げました。

○粕谷照美君 大臣、今数字でおわかりだと思えますけれども、具体的に非常に不利をこうする人たちが出てくるわけですね。そのことはお認めになりますでしょうか。

○国務大臣(松永光吉) 今の私学共済の方が前提として申されましたように、補正率というのはまだ決まっていなくてあります。私学共済の方でどういう基準で補正率を、仮の補正率をお決めになったか知りませんが、私学共済の方の計算上ではそうなるというところでは、初任給がずっと。私がちょっと見たところでは、初任給がずっと前、二十年も二十五年も前は低かった。そして、その後だんだん上がってきた人の場合には、こういう人の場合には、言うなれば有利な計算になるというところでございましょう。当初から比較的給与が高かった、そして最後の給与もそれほど

安くはない、高いという人の場合には、どちらかというと五年補正方式の方が全期間よりもやや低くなるのかなという感じでございます。言うなれば全般的に、先ほど申し上げましたように、私学の関係者は当初は月給は安かった。私立学校振興助成法に基づいて私学に対する経費助成が始まって、そして私学の教職員の給与もだんだんだんだんよくなってきた、そういう方が大部分と申すのでありますけれども、そういう方々の場合には五年補正方式の方が有利に働くであろう。当初から相当高い給与をもらっていった人の場合には、これは全期間方式の方が有利に働くであろう。これは全般的論としてはそういう傾向があるように思われます。ただ、先ほど申し上げましたけれども、同じ私学共済の組合員でございますから、物差しというものは一つの物差しで計算するということの方が私は公平なやり方ではないかと、こういふふうに思っております。有利と不利に働くであろう、不利に働くであろうということは理論上あり得るというふうに思っています。それは給与の方式がはなから高かった人、それでずっと高いままきた人、それから低くなってきた人、こういふことでだんだんだんだん上がってきた人、こういふことでだんだんだんだん下がってきた人、有利になるのかなというところでございます。

○粕谷照美君 大臣、もうちょっとやさしい大臣になって答弁していただきたいと思うんですけれどもね。今私学財団のこの御報告によれば、私学共済の方でつくった計算方式だと、補正率がきつととしてないから、だから文部省としてはよくわからないと、こういうふうにおっしゃっていますけれども、でも具体的に二十五年勤務で一万九千円の初任給の人と一万一千円の初任給の人、で、五十九年度現在五十五万円の給与の人と四十八万三千円の給与の人の計算を出して、やっぱり全期間方式による全期間平均給与月額の方が高いという例と、五カ年方式による場合の方が高いという例がこう出ている。しかもその全期間方式による方が高い。つまり五カ年方式によって計算され

たら損をするという人が先ほどの数字で言えば六万人もいるんじゃないかというこの報告は大変なことだと思いませんか。私も長い間組合運動やっていますけれども、同級生と違つて給料が何かのミスで非常に落ちた。だってそれはその人にとっては一〇〇%不利なことになりますからね、必死になって元へ戻すというようにことをやるわけですよ。そういう計算で六万人もの不利の人が出るんじゃないかなということを黙って見ていていいかとは思いません。いいかと思いませんか。

○国務大臣(松永光吉) これは私学共済という一つの制度のもとにおけるこの法施行前の組合員期間の平均標準給与の算出方法という方式の問題でございます。で、方式の問題でございますから、この方式というものは同じ私学共済の組合員であるならば同じ方式というのが、これが私は公正な方式ではないかな。こういう方式でやれば、この人が有利、だから有利な人はこの方式で、不利な人はそれをとらぬでよろしいなどというふうな区々とした方式が、物差しがあるというこの方が果たして公平妥当なかなというふうに思います。私は同じ私学共済であるならば、その計算方式というものは一つであることが望ましいんじゃないかというふうに実は思うわけでありまして、同時にまた、それを前提にいたしますと、望ましいというふうな思いをいたします。

○粕谷照美君 新しい法律をつくるわけですからね、しかも不利になるといふことがはっきりしている人たちが推定とはいふながらも六万人も出るということがあるような方式をつくるというところが問題、法律をつくるということが問題ではないか、こういうふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

○国務大臣(松永光吉) 制度、仕組みを施行する場合に、その制度、仕組みによって有利になる人あるいは有利にならない人というのがあることはあり得ることでありますけれども、しかしこれは

は制度、仕組みである以上、やはり同じ制度、仕組みの適用を受けるというのが原則じゃないかなというふうに思うわけでありまして、それが甚しい場合には、時によっては激変緩和措置とか経過措置とかというのがあり得ると思ひますけれども、原則論からいへばさうなことではなからうかなというふうに思っております。

○粕谷照美君 はっきりと、新しい法律をつくることによってそのような不利が生ずる人たちが多いということになれば、今大臣が最後のところでおっしゃった部分というのは非常に重要な意味を持っています。今までの法律で、そういう新しい制度をつくる場合に、既に既得権を侵害されたりする場合があった。そういうものは経過措置で何とか直されたりあるいは給与記録なんかについてだつて法律によって給与を一万円とみなすなどというふうになされているわけでありますから、その辺のところも含めながら、不利な条件がでないような条項を文部省としてはやっぱり考えていくということが大事なのではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(松永光吉) これまた総論に返つてしまふわけでありまして、やはりそれぞれ共済制度間の均衡ということが一つあります。制度間の均衡。それからもう一つは、全般的としてこちらの方が有利であろうかという全体の見方がございまして、したがって、同じ組合員の間で計算方式の採用の問題でありますから、全期間方式を全部としてしまふ、その方が全体として有利であるか、いや五年補正方式の方が全体として有利であるかというようにことを考えますと、全期間方式をとるといふことになりまして、不利になる人が圧倒的多数になるという問題もあるかと思ひます。したがって、先生の申し上げるの六万人になるのか四万人になるのか、補正率が明確じゃないわけでありまして、確定的なこととは言えないわけでありまして、やや不利になる人が多少いらっしゃるということがあると思いますが、その人のた

めに、その人のために物差しを別々に使うというの、特別の理由がない限りいかなるものかなというふうな私思ひますし、それにはかの制度との整合性の問題もありますので、なかなか困難なことではないかなというふうな思ひでございまして、したがって、総合的に判断して、今御提案申し上げているのが公平であり、妥当であるというふうに思ひまして、審議をお願いしているということでございます。

○粕谷照美君 公平でないですよ、これ。公平では絶対ない。明確にわかるし、四万人にもなると——六万人の計算が四万人になったからいいというものではないわけですか。私はさっきから一人でも問題だということを言っているんですけども、六万人もいるということ自体がやっぱり問題なんです。この辺のところは、本当に今審議が始まったばかりでありますから、だんだん質問が出ていくと文部大臣もよくおわかり——もうわかっていて御答弁されているんだと思ひますけれども、六万人の悩みがよくわかりになるといふふうに思ひますので、十分またこれから考えおきいただきたいと思います。

制度間の均衡と言いますけれども、均衡でありまして、同一でなければならぬということじゃないんだと思ひます。それぞれに特色があつていいんだという考え方を持って、給付の今回は均衡なんですか。そこをどうもって十分にこの法律についてのお考えを皆さんとまた進めていただきたい、他共済ともまた連絡をとりながらやっていただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 私どももいたしましては、今御提案し、御審議をお願いしている方式が適正妥当であるというふうに信じて御提案しておるわけでございます。ただ、審議権を持っていられるのは議員の皆様でございますので、よろしく審議をしていただきまして、そして各党間で意見が一致したならば、これは私どもの方で拒否する権限はございません。ですから、審議を

していただきまして、各党間でよく議論をしていただいて、そして決めていただくことだろうというふうな思ひでございまして。

○粕谷照美君 よくわかりました。結局、全期間の平均をとった方が額が高いというもののについては附則の第四条の適用から外すという措置をとることがこの問題を解決するための方法ではないかという考え方もあります。そんなものを受けないが今後本院における修正の話なんかも具体化していくというふうな思ひますので、文部大臣はそのときには、これはもう絶対に変えることができないんだなどという態度でなしに、その話し合いをきちんと受けとめていただきたいということをお願いして、次に移ります。

次は厚生年金との整合性について伺いますが、特に所得制限の是非、六十五歳以上在職支給、それから職域年金、それから懲戒処分等の給付制限を柱にして質問をいたしますが、最初に、私学共済に加入をしていない、いわゆる適用除外校の数字、実態などを御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私立学校教職員共済組合法におきましては、私立学校の教職員はすべて私学共済の組合員になることとされておりました。これが基本原則でございます。しかしながら、私学共済組合の成立に当たりまして学校単位に選択加入制を認めまして、厚生年金・健康保険の被保険者である者を使用する学校法人がそのまゝ厚生年金・健康保険を継続することを認めたものでございまして、その後、昭和四十九年度に再度、未加入の学校に私学共済組合に加入することを認めたところでございまして、このような経緯から、現在、長期給付に未加入の学校は三十四校というふうに相なっております。

○粕谷照美君 午前中の本質質問にもありましたけれども、「六十五歳以上者は長期給付組合員としないので年金を支給すること」というこの要請書はどのように今まで討議をされて、この法案が出されてきたのでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 確かに、六十五歳以

上の者には年金を支給することという御要望をいただいております。

先生御案内のとおり、私どもの私学共済年金は、他の共済年金と同じように、長期給付につきましては退職を要件とした給付をするということとでございます。片一方の、老齢給付を要件とした給付が厚生年金でございます。そこに基本的な仕組みの差があるということでございます。そして、そういうことから厚生年金と同じような扱いというのには非常に難しいわけでございまして、ただ、今度の改正案におきまして私どもが御提案申し上げておりますのは、六十歳以上で標準給与が一定額の者につきましては退職共済年金の一部を支給するということをしておるわけでござい

ます。

○粕谷照美君 文部大臣、先ほど、この国公方式、つまり五年週及方式をとりなさいと言ったのは、強い御要望であるということ。今回これは強い要望だというふうにはお考えにならなかったわけですか。

○国務大臣(松永光君) いや、その点も、やはり一緒に来た要望でありますから、同じような要望と思ひます。ただ、先生も御承知のとおり、現在の制度も、私学共済は退職年金の実制度なんでありまして、その点が、厚生年金のように老齢年金として——老齢年金を給付する、で医療給付はないという厚生年金の方と、それから、退職年金と医療給付を行うという私学共済の制度とは、制度の本質が違ふわけですね。したがって、退職年金というものが制度の基本の相違なんですね。これは現在の制度も同じなんですね。新しい制度も片方は厚生年金の制度、すなわち老齢年金を支給するという制度、片方の私学共済制度の方は退職年金とそれから医療を含めていわゆる相互扶助組織としておるものでありますから、その仕組みが違ふという問題があります。ただ、要望にありますが、六十五歳以上であるならば、たとえ退職していない、在職しておっても年

金を支給することという要望につきましては、制度が、原則がそうなっているわけでありましてけれども、その所得が一定額以下の者については低年金、六十歳以上の低所得者につきましては退職年金の一部を給付するという制度を導入いたしました。それで要望にお答えをした、こういうふうな考えておるところでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、この答申書の中に、「私学教職員で定年退職し従前より低い給与で勤務し組合員となつて居る者は、年金が支給されない場合、国・公立定年退職後の組合員に比して年金が不利になるので、厚生年金と同様に六十五歳以上者は長期給付の組合員としないこととする必要がある。」これはとった。そして、但し、別途、組合員の選択によって引き続き組合員となり、退職時の年金が増額される道を講ずる必要がある。」という部分については、これはどのように入っておりますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほど大臣がお答え申し上げましたように、共済組合制度自体は長期給付と短期給付が一本のものになっていて、長期給付といふものは年金でございますし、短期給付は主として医療ということでございます。それが一本になっているというところが基本でございます。そこで、先生のお話にございまして、短期の組合員と長期の組合員を分けてやるということとは共済組合制度の根幹にかかわるものでございまして、これはとることができなかったということとでございます。ただ、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、現在在職中であつても俸給が低くてそれで老齢の方、六十歳以上の方に年金の一部を支給する措置を講じたということでございます。

○粕谷照美君 その低いというのはいくらのくらゐのものを低いというふうな言っているんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回これは具体的に、は政令で決めるということになっておりますが、一応今想定しておりますのが、例えば二十万から十六万円ぐらゐの方については二割支給というこ

と。

と。

とでございますし、それから、十五万から九万八千円の方が五割支給、それから、九万二千円から六万八千円の方は八割支給というようなことを一応想定しております。

○粕谷照美君 いわゆる二、五、八だというふうには思いますが、非常にそれは厳しいのではないかと、こういうふうには私は考えております。

じゃ、時間の関係で次に移りますけれども、厚生年金との関連で申し上げますけれども、厚生年金の五歳になる自動的組合員資格を失うことになりまして、支給制限はなくなるわけですね、支給制限の問題。私学の場合は国立学校を退職した後で勤務をするというケースが非常に多くて、しかも給与が大幅にダウンになるのが一般的であるというところであります。その私学が厚生年金適用の学校であれば六十五歳になると年金支給ができるわけですね。先ほど適用除外の学校、慶應、早稲田、いろいろ出されましたけれども、ところが、私学共済加入校であった場合には、退職しない限り支給制限を受けることになるんですね。同じ私学の中にアンバラがあるわけですね。こういうようなことは非常に不合理なことではないかと思っております。いかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今先生のお話の点で、一つは、国家公務員や地方公務員である大学の先生、その他の先生が私学に行かれた場合のお話の一つあったと思いますが、これにつきまして、大学の先生でありまして一般の公務員と同じでございます。これはよく役人が他の民間企業に入った場合に、給料をもらいながら高い年金をもらっているではないかという一方の御批判がございまして、それにこたえるために所得制限というのを今回や強化したということが一点でございます。

それから、もう一つ別のお話といたしまして、先ほど御説明しました沿革的に適用除外校となっておりますが、厚生年金に入っている者が六十五歳以上の場合には、向こうは老齢年金だから年金はもらえる、そうじゃない方はもらえないじゃないかと、こういうようなお話が基本であるというふうには思いますが、これにつきましては、先ほど大臣からお答え申したような低い水準の低年金という制度、低所得者で年齢の高い人には年金の一部を支給するという制度をとりまして、それから六十五歳以上の方にございまして、これは基礎年金が支給されるというところに相なっております。

○粕谷照美君 基礎年金といっても非常に低いわけですね、この同じ私学の中のアンバラがあるではないかと、私の指摘に対して、それはアンバラでなく制度だから当たり前の話なんだ、こういうふうにお考えになっていらっしゃるかどうかというのを伺いたい。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほど申しましたように、私学共済組合自体は全組合員にお入りいただく、ただ当初の設立されたときの沿革的な方だけの特例的に厚生年金のままでおられることを認めると、これはこれ以上は私どもとしては現段階においてはできないということでございます。

○粕谷照美君 文部省としては、もうこれ以上のことはできない、こういうふうにおっしゃいますけれども、しかし大変なアンバラでありまして、一元化という方向から考えてみれば問題があるというこの指摘はいかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 確かに、これからこの法案を通過していただいた後におきまして、給付の水準につきましてかなり調整がとれてきた、今度は主として負担面を中心にしての制度間の調整をやっていくこととございまして、その場合に厚生年金自体におかれまして、またこれは検討すべき課題であるということになっておりますので、この共済、厚生両制度を通じまして今後の課題としてやはり検討していくべきものであるというふうにお考えである次第でございます。

○粕谷照美君 今の御答弁によりまして、とにかく通してもらいたい、通してもらってから新しく考えていきたい、こういうことのようにありますけれども、その通す前が問題だから、先ほどから質問をしているのでありまして、あなたの方は何か答弁が逆なんじゃないですか。

もう一つ伺いたいのは、懲戒処分による支給停止の問題でありますけれども、これはとにかく最低本人の掛金は支給停止から外すように政令をつくらなければいけないというふうに私は思いますが、いかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今先生が御指摘のございましたのは、今度御提案申し上げておりますいわゆる職域年金相当部分につきまして懲戒処分等の場合の給付制限でございますが、これにつきましての具体的な範囲でございますが、それは先生のお話のございましたように政令で規定をするということでございますので、本委員会の御審議の状況を十分踏まえながら私どもとしては政令を考えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○粕谷照美君 これは厚生年金の方にこんな項目ありますでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 厚生年金におきましてはこういうものはございません。ただ、ちょっとさきに説明をつけ加えさせていただきますと、今度私どもが御提案申し上げておりますのは、厚生年金相当部分についてはそういう給付制限は行わないと。ただ、その上に乗っかっております職域年金相当部分だけにそういう措置を行うと。なおこういう給付制限につきましては、現行法におきましてもあるわけでございます。

○粕谷照美君 現行法にありますが、今回法律改正になるんですから、改正をしないという立場で私も質問をしてきたし意見も言っているわけでありまして、とにかくこの支給停止というのは遺族にまで及ぼさないという大原則が必要ではないかと思いますが、それはいかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 確かに、この懲戒処分等の場合のそういう給付制限でございますが、遺族の場合に、禁錮以上の刑に処せられた場合にはそういう給付制限が及ぶというところでござい

ますが、こういう給付制限がありますのは、そもそも私学共済組合自体が国家公務員あるいは地方公務員に準じて行うという趣旨からこういう規定が設けられておりまして、そういう教員の身分というものが遺族の給付まで反映しておるものであるというふうに私どもは考える次第でございます。

○粕谷照美君 この懲戒処分ということでございますけれども、大体が、経営者というよりは、使用されている教職員に懲戒を受ける例が多いわけですね。今までも組合をつくったというだけで首になつて例があるわけですね。その一方に経営者の方は懲戒処分を受けたなどということはめったに聞かないですね。

例えばことしの四月二十日に出た、新聞なんですけれども、北九州の学校法人福原学園が不正事件を起こしているわけですが、退職金を一億三千万円払った。そしてもう終身毎月二百万円を功労金として支払うことを決めたというふうなことが出ております。こういう方々はちゃんと、退職金減らすどころじゃなくて、一億三千万円もいたしながら毎月毎月二百万円のお金をもらっている、懲戒処分にも何にも該当しないわけですね。それから前橋育英短大などというのもありまして、こどもで学長が責任を感じて学長をやめた。懲戒処分じゃないんですね。やめた学長が学園の理事長という職にとどまるということ、こういうことを考えてみますと、私は、悪いことをしたの懲戒処分というものは当然でありまして、金も掛けてきていたわけですから、その掛けた分については私は停止措置を行わないということが非常に大事なことでござい

○国務大臣(松永光君) 先生御承知のとおり、教育基本法に私立学校の教職員はこれはもう国立の学校の教職員と同じように公務員、公の立場で仕事に従事するという義務があるわけですね。そういうことから私学共済というものは国立の共済に準じているんなら、仕組みができて

いるという前提が一つあります。

それともう一つは、学校の教職員であるわけでありますから、それなりの公正な立場で職務に専念するというような倫理的な義務はあるでしょう。そういうことの反映として、国家公務員共済や地方公務員共済の場合よりもちょっと緩いんでありますけれども、国家公務員共済や地方公務員共済の場合には、職域年金部分の支給停止あるいは制限というものは、禁錮以上の刑に処せられた場合、それから懲戒による免職の場合、それから懲戒による停職処分を受けた場合、この三つの場合がそれぞれ制限等の対象になるわけでありまして、私学共済の場合には懲戒による停職処分の場合が制限の対象じゃなくて、禁錮以上の刑に処せられた場合、それと免職処分を受けた場合に限っておるわけでありまして、国家公務員共済や地方公務員共済よりもやや狭くしてあるということな

んであります。私学共済のそもそもの元となる基本的な法律が教育基本法である、それから国立の学校の教職員に準じた倫理的な責任がある、義務があるということを考えれば、ある程度のこととは、これはまあ必要なんじゃないかなというふうに感ずるわけでありまして、

○粕谷照美君 ある程度のこと——全くということについても問題があるかと思ひますけれども、ある程度が一体どの程度のことを指すのかという、この辺もまた非常に大きな問題だということに思ひますので、先ほど私が要望しておいたことについては十分に御勘案をいただきたいというふうに思ひます。

それから、この法律そのものがもう政令事項にいろいろゆだねるということが大変たくさんありまして、質疑をしても政令が決まっていから答えられないんです。これは法律の審議にはなかなかならないというふうに思ひます。そういう意味で、私の方ももう少し資料なども集めまして、新たな観点から質疑を続行していきたいということとを申し添えまして、時間が参りましたので終わります。

○中西珠子君 私立学校教職員共済組合は、私立学校に勤務する教職員を対象として相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、私立学校教育の振興に寄与することを目的として設立されたものであるというところでございますが、文部大臣の私立学校教育についての御認識について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 私は我が国の私立学校は、我が国の学校教育において極めて大きな役割を果たしておるというふうに思ひます。先生も御承知と思いますが、実は我が国の学校教育を見た場合に、高等学校については、私学共済の進率前は高等学校への進学率は五〇％でありました。現在はそれが九四％に達しております。大学・短大等は私学共済の施行前はその進学率は一〇％でありました。それが今日では三七・六％というふうになっておるわけでありまして、その我が国の高校、大学等の普及率の高まりの中で占める私学の役割は非常に大きくなった、こういうふうに思ひます。現在におきましては、先生御承知のとおり、大学・短大等の学生数の中で七五％が私学である。高等学校も二八％が私学である。幼稚園の場合は七五％が私学である。こういうことであるわけでありまして、この私立学校の充実が結果的には我が国の学校教育の振興と充実に極めて大きな役割を果たしておるというふうに私は認識しておるわけでありまして、

○中西珠子君 それでは、今回の私学共済の改正案につきましての文部大臣の基本姿勢をお伺ひいたします。

○国務大臣(松永光君) 今回の改正は、高齢化社会の到来が必至である、したがって、それに備えていかなきゃならぬわけでありまして、そういうことから公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図る、こういうことが公的年金制度の改革でございますが、その改革の一環をなすものが今回の私学共済の改正であるというふうに思ひます。そしてこうした公的年金制度の改革の方向に沿って公的年金制度の一元化を展

しつづ、給付と負担の均衡を確保するために給付水準の適正化を図るという措置を講ずるようになしておるわけでありまして。こうした考え方のもとに、今回の改正では、私学共済組合の組合員等に対しては国公立学校教職員と同様に全国国民共済の基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金を基礎年金に上乗せする報酬比例年金として設計し、その給付水準についても厚生年金と均衡のとれたものにするというふうになしておるところでございます。

○中西珠子君 それでは、今回の改正案につきまして、私学関係者、ことに共済組合員、そういう一般の組合員の納得を得るための手続をお踏みになったのかどうか、どのような手続を踏んでこの改正案に踏み切られたのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の制度改正に当たりましては、私学共済組合におかれましては、被保険者であります私学関係者などからなります研究委員会を設けて、慎重に検討をなされたところでございまして、この検討結果に基づきまして、制度改正に当たっての要望書を私も文部省の方に御提出をいただいたわけございまして、文部省といたしましては、この要望書を十分に配慮いたしますとともに、できるだけ広く私学関係者にも御説明をする機会を設けて、他の共済制度との均衡にも心がけながら、今度の改正案を作成したところでございまして、

○中西珠子君 私学共済組合の理事長にもこの点についてお伺ひしたいのでございしますが、厚生大臣が御到着になりましたので、厚生大臣に対する質問を先にやらさせていただきます。

ただいま年金担当大臣としての厚生大臣がいらっしやいます。またほかの委員会にもお出ましにならなければならぬので、私、今のチャンスをとらえまして御質問いたしたいと思ひますが、先ほど文部大臣からも御説明がありました。今回の私学共済組合の改正案というものは、一応七十年年度を目標とした公的年金制度の一元化とい

うプログラムに従ってなされたところでございすけれども、公的年金一元化の内容というものは、またそれがどのように進んでいくかというスケジュールが全然国民の目には明らかになっていないわけでございます。それで、一元化を図るんだからその中でやっていくのは仕方ないんだなという説明では、とてもとても国民も納得いたしませんし、共済組合の組合員も納得しないと思うのでございまして、将来見通しというものを、それから今後の方針というものを、年金担当大臣としての厚生大臣はどのようにお考えになつておるのかということをお伺ひしたいわけでございます。

○国務大臣(増岡博之君) これからいよいよ本格的な高齢化社会を迎えるわけでございます。その際の公的年金制度のあり方といたしましては、やはり制度全体が長期的に安定しておるということが必要だと思ひます。その次に、給付と負担の公平性が保たれておるか、さらには、整合性のとれた発展を図ること、この三つを基本にしなければならぬと考えておるわけでございます。前国会で、国民年金、厚生年金の改正を成立させていただきましたけれども、この今回の共済年金の改正をお願いすることによりまして、基礎年金部分について公的年金の一元化が図られるものと考えておるわけでございます。

なお、今後残された問題といたしましては、基礎年金の上のいわゆる二階建て部分についてでありまして、これをどのような方向で展望するかについては、さまざまな構想が考えられておるわけで、いわば統合するもの一元化でありまして、制度を分立したまま財政調整をすることも一元化のうちに入るわけでございます。したがって、またさらにそういうことは各制度への影響が非常に大きいわけございまして、昭和六十一年四月から検討をしまいたいというふうに思ひます。

何にしましても、その際には、やはり、再度申し上げるようで恐縮でございますけれども、公的年金制度全体について長期的に安定をしておるこ

と、給付と負担の公平性を確保すること、整合性のとれた発展を図ることを基本としなければならぬと考へておるところでございます。

○中西珠子君 高齢化社会に対応して公的年金制度を一元化しなければならない、また共済年金にも基礎年金を導入しなければならないという、その必要性はわかるのでございますけれども、その基礎年金の内容となりますと、非常に低く、例えば四十年掛けて五万円ということでございますが、四十年間、保険料もしくは掛金をフルに掛けなければ五万円以下になつてしまふ。一万五千元になる人も二万円になる人もあるというふうなことでございますね。

それでは、こういった基礎年金が、一応四十年掛けて五万円というのは、余りにも低いのではないかと。憲法二十五条で保障している生存権、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。という、この憲法二十五条の保障する生存権すら脅かすのではないかと考へるんでございまして、この基礎年金の水準について、厚生大臣はこれでもいいんだとお考へなんでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 基礎年金の水準につきまして、これは老後生活の基礎的な部分を償う、保障するものであつて、したがつて、現実の生計費等を総合的に勘案して、月額五万円の水準としたものでございまして、したがつて、あくまで老後生活の基礎的な部分ということに着目したものでありますので、この程度の水準でよろうというふうな思つておるわけでございまして。

○中西珠子君 生活保護水準ですが、二級地の生活保護基準はどのぐらひになっていきますか、レベルは。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。

昭和五十九年度生活保護基準に基づきます生活扶助費でございますが、六十五歳男女平均の単身で二級地約五万円、正確には五万三千元でございます。

○中西珠子君 今お答えがありましたとおり、二

級地で六十五歳単身で生活保護の生活扶助費は五万三千元なんでございましてね。ところが、今回導入されます基礎年金のレベルというのは、四十年掛けて五万円ということでございますね。四十年掛けなければもつと低くなるということなんです。これで老後の生活の最低保障ができるとお考へになつておるのではありませんか。大臣いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 生活保護の場合には、財産も収入も全くない方々を対象にいたしておるわけでございまして、こちらの基礎年金につきましては、その生活の基本的な部分とすることを保障したいということでございますし、また基礎年金を余りにも高くいたしますと、やはり負担もふえていかざるを得ないという両面がございまして、この程度でやむを得ないというふうに考へております。

○中西珠子君 生活保護で生活扶助費をもらう方は掛金は掛けてないわけでございましてね。そして今度基礎年金をもらうことになる人は、四十年掛金を掛けてやつと五万円ということになるわけですね。そのところは、結局、同じ国民なんだから、一応最低限のものは、掛金を掛けようが掛けまいが、保障してやろうというお考へなのか、それとも掛金を掛けた者に対しては、やはり少しは考へなければいけないとお考へなのか、どちらでございましょうか。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。生活保護基準につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、五十九年度、男女平均六十五歳で平均五万三千元でございますが、これは五万三千元が全額自動的に被保護世帯の方々に給付されるというものでございまして、五万三千元を基準にいたしまして、その方々の生活費、仕送りでございますとかあるいは恩給、年金その他の福祉事務を通じて給付されるわけでございまして、他方、基礎年金につきましては、四十年、月額現

在六千七百四十円を掛けていただきましたして、それが六十五歳になりましたらお一人五万円、夫婦二人で十万円の年金額としてお手元に届くというわけでございまして、この五万円の水準で保険料負担が推移してまいりました場合に、六十一年四月には六千八百円、あるいはピーク時には一万三千元ということ、かなりの御負担をおかけするわけでございまして。国民年金法の改正前の国民年金の保険料でございますとピーク時に二万円近い保険料が計算されるわけでございまして、そういう負担についてはいかがかということで前国会での法律改正をお願いいたしまして、三割ほどダウンいたしまして一万三千元程度の保険料で何とか対応していくということをお願いしているわけでございまして。

長くなりまして大変恐縮でございます。

○中西珠子君 長い御答弁だとはいらっしゃいます。というのは、私はもうあと五分ぐらゐしかなんてです、よね、厚生大臣をお引きとめする時間が。それで次の委員会にいらっしゃるわけですから、ちよつと急いで私御質問させていただきますけれども……。

○委員長(林寛子君) 大丈夫です、中西先生、三時まで大臣は大丈夫でございますから。

○中西珠子君 そうですか。大臣は最後までいらしていただけるのでしたら、余り早口で言わないでゆっくりと言わせていただきます。

それでは、先ほど厚生大臣はこれからの年金制度の方向としては給付と負担の公平性が保たれることが必要である、これが重要であるとおっしゃつたわけでございまして、これはちよつと婦人の年金権の確立との関連で御質問申し上げますのでございまして、基礎年金が導入になりましたので、そしてこれまでの任意加入を国民年金に対してやっておりました無業の妻、厚生年金の被保険者の妻も、また今回審議の対象になつております共済年金につきましてもその無業の妻が、結局今まで任意加入であつた人も含めましてすべて強制加入になりまして、そして妻自身の掛金などは払

わなくてもよい、夫の掛金、厚生年金で言えば保険料でとにかく基礎年金が支給されるということになるわけでございまして、これにつきましても、専業主婦の人はいいかもしれないけれども、独身の組合員とか共働きの組合員というものが非常に不利になる、この人たちの掛金で無業の妻の基礎年金までもカバーしていただくと、この人から非常にこれは不利だと、不満だという声が非常に高いわけでございまして、こういう全無業の妻は掛金も払わないで夫の掛金でカバーされて基礎年金がもらえるという制度を導入なすつたことによつて婦人の年金権の確立が図られたというふうにおっしゃつておると聞いておりますが、この点について、本当に厚生大臣は婦人の年金権が確立したと思つていらっしゃるのでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 無業の妻につきましては、従来の制度でございまして、例えば障害者になつた場合にもその年金を受けられないということもございまして。今度、婦人一人一人に年金権がつくわけでございまして、そのような問題も解消するわけでございまして、私は婦人の年金権は確立されたものとお考へております。

○政府委員(山内豊徳君) 大臣の答弁に補足して御説明申し上げますが、今までは確かに夫婦ともカバーするような、厚生年金の適用者であつた御夫婦という受け方でございまして、婚姻しておられ何かの都合で離別なさいますと、婚姻しておられた期間というものは全く奥様の方の年金権には結びつかない。ところが今回の考へ方は、御自分で納めた期間ではございませぬけれども、その間は確実に被扶養配偶者としての国民年金としての登録があれば期間として残る、御自分の権利として残る。そういう意味で、今大臣が申しましたように、御自分名義の年金権を確立したということ、私どもは婦人の年金権の確立と言つておるわけでございまして。

もう一つ、任意加入して保険料を納めていた人といなかつた人の場合の差なども含めて、これが

あらゆる婦人に同じような権利の保障であつたらうかという点での御質問でもあらうかと思うのでございますが、この辺はやはり、社会保険を前提とします年金制度の中では保険料を掛けた人、掛けなかつた人に差が生じざるを得ないという点は、その限りでは御理解をいただきたいと思つております。

○中西珠子君 国民年金の任意加入をしていた婦人は大体七百万ちよつとですね。ところが、私学共済組合の無業の妻で国民年金の任意加入をやっている人の数はどのくらいでしょうか。

○説明員(坪野剛司君) 任意加入の問題でございしますので厚生省の方からお答えしたいと思ひます。

今先生おっしゃつたように、国民年金の任意加入者、七百万強が現在加入しております。それで対象者はどのくらいいるかということでございますけれども、大体千二百万から千三百万くらいの方々が被扶養配偶者というところでおられるのではないだろうか。そうしますと、七百万強の加入者がおられるということでございますので、大体六〇％の方が任意加入されている。

では私学共済はどうかというお話でございますけれども、まず共済全体ではどういふことになつていふかといふと、六百万のうち大体七割が男性で、そのうちで、被扶養配偶者のうち同じように大体六割くらいの方が、共済の加入者でも国民年金の任意加入に入つておられる。厚生年金と共済とはほとんど差はないというふうに私たちが思つておりました、私学につきましてもそれはどう変らないというふうに理解しております。

○中西珠子君 私学についてもそれほど変わらなないであろうという推測なんですね。全然把握してないわけですね、任意加入者がどのくらいあるかというところは、どうなんですか。

○説明員(坪野剛司君) 先生おっしゃる通りに、私学あるいは各共済ごとに何人という数字は把握しておりませんけれども、共済全体あるいは厚生年金全体という数字からしますとそんなに差はないというふうに、率といたしまして六割という、差は余りないというふうに私たちは考えております。

○中西珠子君 大要その推測は当たらないかもしれないですね。どういふことだか、それはきちつとした数字をとつてみなければわからないと思ひますが。

これまで無業の妻であつて私学共済組合員の夫を持つていた人が、今回の改正によりまして、今まで任意加入していただけたけれども、これからはもう任意加入の保険金も払わなくていい、そして夫の掛金だけでカバーされていくのだということになりますと、不利になりますか有利になりますか、どちらなんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 有利か不利かという点では、どういふ比べ方をするかという問題もございしますが、やはり任意加入をするという問題は、お財布はどちらの方から出るかはわかりませんが、奥様もやはり現金を三カ月に一遍納めなければならぬということがあるわけでございます。仮に今までどおりでございますと、そのほかに男性配偶者の方からは勤め先で保険料とられていらつしやるわけでございます。今後はそれを、もちろん将来計画的に被用者保険の保険料が上がつていくという要素はございしますが、特別に任意加入保険料を納めなくて男性配偶者の方の保険料でカバーされるという点では、一応その限りではやはり有利と申しましようか、御自分の計算としては有利な位置を選ばれたのじゃないかと私も考えております。

○中西珠子君 そういたしますと、独身の組合員とか共働きの組合員の場合は、結局掛金は払わなくちゃならないわけですね。それで、無業の妻の場合は、今まで任意加入で払つてきたけれども、これから改正後は払わなくていい、夫の掛金の中でそれはすべてカバーされるんだと言ひますけれども、やっぱり独身の組合員それから共働きの女性の組合員が払つていける掛金でカバーされるということになるのではありませんか。全体的に見れば

ばそういうことでしょう。

○政府委員(山内豊徳君) その点は御指摘のとおりでございます。つまり、独身の厚生年金の加入者、共済組合の加入者でありますれば配偶者がいらつしやらないわけでございますが、同じ料率をとられるという意味ではそれでございします。ただ、これはちよつと話がこんがらがるかもしれないですが、ある保険集団ごとに取り上げますと、実は共働きの多い共済集団ではトータル負担はやや軽くなる。しかし、もちろん全く共済の分が半分で済むということではございせんが、そういう現象はございしますが、おっしゃるような、ある意味では感覚的には共働きの御夫婦はほかの方の奥様の分を入れると何か四倍取られていふのじゃないかというふうなお受け取りのあることは、その点では完全に否定することはできない面があるかと思ひます。

○中西珠子君 この問題は私学共済だけの問題ではなくて厚生年金全体の問題でもございしますから、ほかの公的年金全体の問題にもなつてくると思ひますので、この点につきましては、やはり婦人の年金権は婦人の名義のものできたんだから確立したというふうにおっしゃらないで、もっと突っ込んだ検討をやつていただきたいと思ひますが、厚生大臣いかがでございますか。

○政府委員(山内豊徳君) 実はその点は御趣旨を踏まえてもろろん検討するにやぶさかではございせんが、実は、今回と申しますか、五十六年以來厚生年金、国民年金の大きな改正を厚生省年金局として企てましたときに、実は非常にいろいろ悩んだ問題の一つがここにございしました。

確かにその時点でも、やはり任意加入という形で奥様が保険料を納めるといふ形を残す、あるいはそれを前提にした方がいんじやないかという議論もあつたのでございしますが、一方でやはりなかなか自分の財布から毎月毎月出していくのは大変だと、何かそれがしかも、納めた人は将来年金がそれだけ伸びていってそうでない人と差がつくのは、やはり婦人の年金権のあり方としてもお

かしいのではないかとということで、実はこの方策を非常に思案したあげく選択したという実情もございします。で、先生の御指摘の点を全く我々がもう今後念頭に置かないという意味で御答弁を申し上げるわけはございせんが、そういう苦心の策でもあることはひとつこの席で御理解いただきたいと思ひます。

○中西珠子君 苦心の策だというお話でございしたけれども、これは妻の座ばかりを守るやり方であつて、婦人の年金権確立などと全然言えないものだといふ批判も非常に多いといふことは念頭に置いていただきまして、また独身女性と共働きの女性の不満というものは、これは先ほど肯定されたように、やはり不公平性というものは出てくるのではないかと思ひますので、厚生大臣が給付と負担の公平性が保たれていることとおっしゃいました、そのお言葉に基づきまして、婦人の年金権の問題もこれから一層の御検討をお願いしたいと思ひますが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(増岡博之君) 将来の検討課題として研究をさせていただきますと思ひます。

○中西珠子君 これはもう、将来とおっしゃらずにぜひすぐにお始めいただきたい検討でございします。ただいまは約束として受け取つておきます。

それから、厚生年金における標準報酬の出し方と、それから被保険者の全期間の平均標準報酬月額額の算出方法について伺いたいと思ひます。これは細かいことではございますが担当の方で結構でございします。

○政府委員(山内豊徳君) 御質問の趣旨はあれでございまして、厚生年金の場合、例えばいろいろな手当も込みで標準報酬額をとつていられるけれども、その理由などはどうであるかという点でございしますか。

○中西珠子君 そうそう。

○政府委員(山内豊徳君) これは御案内だと思ひますが、厚生年金という制度は、非常に民間企業多種多様な職場、企業を相手にいたしますもので

すから、実はいろいろな企業で俸給の名称、まあ俸給という名前を使うかどうかも含めまして報酬の名称とか支払い方法がいろいろなのがございます。そういった意味で、一つにはやはりかなり幅広く含めて標準報酬を決めた方が公平であるというところ、つまり、ある手当は入れるけれどもある手当は入れないといいますと、名前だけを変えてそちらの手当を膨らませるといふようなこともございいます。ですから、それから、非常にたくさんある事業所を相手に事務処理いたしますと、一々どういふ性格のどういふ名称の手当だけを含めるというところはできないものですから、いわゆるボーナスは除きまして、かなりあらゆる諸手当を標準報酬に織り込むことがむしろ民間企業を対象とする年金制度の実態としても趣旨としても妥当ではないかという観点から採用しているわけでございます。

○中西珠子君 平均標準報酬月額を出すときは、何月から何月までというふうに出しているんですか。

○政府委員(山内豊徳君) この点は、厚生年金の場合は全加入期間の標準報酬の平均を出すという方法をとっております。細かく申し上げますと、実は古い期間の報酬をどの程度財政再建ということで見直すかという問題と、もう一つは三十二年以前の期間につきましては、当時までの加入者の標準報酬の管理が非常に行き届かなかったことがありまして、四十八年の改正におきまして、三十二年以前の期間は一応対象から外すことで、正確に言えば三十二年以後加入期間のすべての、今初めに申しました標準報酬の平均をとるといふ考え方のもとに年金を計算しております。

○中西珠子君 それでは、基礎年金に対する国庫負担が今度は三分の一ということにすべての公的年金はなるらしいのですが、この国庫負担の問題は非常にこれでは少な過ぎるのではないかと。それで、徐々に引き上げるべきであるという主張を私もやっておりますけれども、この国庫負担の問題につきましては、厚生大臣はどのような考えでいらっしゃいますか。

○国務大臣(増岡博之君) 国庫負担につきましては、各年金制度を通じて負担の公平を期するため、従来からの国民年金の国庫負担をもとにいたしまして基礎年金の三分の一といたしたわけでございまして。この水準をふやすことは現在の財政状況のもとでは非常に困難ではなからうかというように考えております。

○中西珠子君 現在は困難ではなからうかとおっしゃいましたけれども、将来についてはいかがでございましょうか。

○政府委員(山内豊徳君) ちょっと計数にわたりますので私から答弁させていただきます。今大臣も御答弁を集中したといいますが、今大臣も御答弁いたしましたように、国民年金の例にならったというところでございますが、ある意味では率直に申し上げまして報酬に比例する年金の部分には国庫負担を入れないという形では私どもやはり国庫負担のそれ自体の公平性の一つのあらわれじゃないかと思っております。

それからまた、このことが非常に国庫負担を抑えたというふうな御理解もあるんでございまして、実は確かに現行制度そのままで推移した場合の昭和八十年、九十年、百年というものの金額に比べますと、国庫負担のふえ方は小さくなるんでございまして、決してこのことによつて将来に向かつて国庫負担が今よりも軽くなつていくというもののじゃございせん。そういう意味で、年金の給付水準全体を適正化した、そのあらわれに従つて三分の一の国庫負担は引き続きかなりの額をもつて推移はするわけでございまして、私どもは、今申しました国庫負担の集中というところによる今の制度の安定ということをもつて今回の改正の趣旨として御理解いただきたいと思つております。

○中西珠子君 国庫負担を基礎年金分の三分の一ということに一樣にならしてやるということは、結局国庫負担を減らすという意図でなされたのではないかとこの批判が非常に多いし、私どももそのように考えておりました、徐々にでも上げていくという方向をおとりになつていただきたいと思つていたのでございしますが、これも御検討をお願いいたします。

それから、基礎年金に対する、基礎年金部分の拠出がございまして。これは国民年金の所管庁としての厚生省としてはどういふ意見があつて、そして基礎年金部分の拠出ということを決めになり、またそのやり方についてもそれぞれの共済年金について示唆なすつたというか、相談されたというか、そのところのいきさつはどうなんでしょうか。少し詳しく御説明いただけませんか。

○政府委員(山内豊徳君) 今の御質問の趣旨は、一つは基礎年金の導入という制度改正自体をどのように共済関係者と御相談したかという点であれば、これは五十九年の二月でございまして、公的年金一元化を展望した閣議決定が行われます際に、その時点で基本的な方向としては政府部内で関係各省とも御相談したわけでございまして。さらにもう一つの意味で、もう少し具体的に、じゃあ基礎年金の費用、先ほど御指摘ありました独身者、共稼ぎの場合もございしますが、どういふ額を負担し、どういふ仕組みで基礎年金の支給を考へるかという点につきましては、実は今形式的には政令で定めなけりやいかぬ事項でございますので、今回御審議いただいております共済各法の成立をお願いできれば、その後早速共済関係各省とも政令の御相談をしながら進めさせていただきますが、基本的な考え方は各省にも申し上げておるんでございまして、今度の改正がお認めいただきまますと、実は厚生年金の加入者も各共済組合の加入者も国民年金の方では第二号の被保険者ということと第一号の被保険者となります。それから、第一号といふのが今までどおりの自営業の業種の方あるいはその奥さんでございまして、それから先ほどお話しございました無業の被扶養配偶者が第三号の被保険者ということ、言いかえしますと共済法

の成立がお認めいただければ実は各制度にお入りになつていらっしゃる方はその方の無業の配偶者はみんな国民年金の一応加入者という形をとらしていただく、その方が実は基礎年金の費用を持つ、何と申しますか、頭割りという言葉は悪いですが、頭割りになつていただくわけでございまして。もう少し具体的に申しますと、例えば私学共済組合では組合員本人の数と、ですから、その場合自身の方もそれから共働きのお奥さん入ってくるわけでございまして、これは第二号被保険者でございしますが、その方とそれからその方にもし無業の奥様がいらつしやれば第三号被保険者ということ、合された数で頭割りを持つていただく。大体現在のところまだ予算的な確定をしておりませんが、一人頭国庫負担を入れますと八千数百円、八千二百円ぐらいにならうかと思つていますが、そのうちの三分の一は国が負担をするという、地方共済の場合は地方団体が負担するというところで、そういう形で全制度にわたる加入者とその無業の妻の方を分母にして、それぞれの共済なら共済に入つていらつしやる方の分を具体的に今このところ国民年金制度の基礎年金勘定というところに受け入れさせていただきますという仕組みを考えております。

○中西珠子君 これは毎年違つてくるわけですね、その拠出はね。どうなんですか。

○政府委員(山内豊徳君) おっしゃるとおり、これは財政方式という言葉を使いますれば、賦課方式と申しますか、毎年毎年基礎年金の支給に必要な額を決めまして、その分を今私が初めに申しました全加入者数で頭割りするということになりますので、当然今私が八千数百円と申しました数字も年々変わつてくる、傾向としてはふえてくる性格のものという御理解いただいて結構でございます。

○中西珠子君 傾向としてはふえてくるということと、やっぱりこれから将来は私学共済なんかの掛金もふえてくるということにならざるを得ないのではないかと申すので、すけれどもね。まあ、私学共済だけでなく、ほかの公的年金でも

すね。この点はいかなるでしようか。公的年金制度の一元化ということで第一歩を踏み出したというところで今回改正案が出ています。それで厚生年金関係はこの前の国会でやったということなんですけれども、やっぱり給付と負担というものの均衡とか公平性というものは大いに考えていただかなくてはならないと思うのでございますが、この点に關してはやはり厚生大臣は年金担当の大臣としてどのような御決意を持っていますか、お伺いいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 高齢化時代を迎えるに伴いまして、ややともすると年金の支給はその負担に耐えかねるような状態になろうかということ、厚生年金も改正をしていただいたわけでございまして、そういう意味合いから、給付と負担の公平ということは保たれているように思うわけでございます。

○政府委員(山内豊徳君) 計数にわたってなお補足して説明させていただきますが、そのことはやはりこれは国民の皆様にものもろん知っていただかなきゃいけないということでした。たびたび申し上げていることかと思ひますが、実は今回基礎年金を四十年度の加入で単身五万円、夫婦十万円とするので、そうでない今の国民年金のままで推移すれば、ピーク時において五十九年度価格で国民年金としての保険料負担が月額一万九千五百円になるものを、今回四十年度加入で五万円とさせていただきます。今によつて、何とかピーク時においても五十九年度価格で一万三千元まで抑えることができさうだという見通しを持っております。これはあくまで五十九年度価格でございますからその時点での価格でございますが、私ども大体近い時期では国民年金の保険料として年に三百円ずつぐらいの引き上げを考えていて、ピーク時においても五十九年度価格で一万三千元に抑える。これを前提に、今、先生御指摘のように、厚生年金はもとよりのこと、共済組合各制度にもこれだけの拠出金をちようだいたくことになるということを御相談しながら、先ほど申しましたような仕組みを考え

ていつているわけでございます。○中西珠子君 厚生大臣は年金担当の大臣でもいらっしゃる同時に、国民の福祉というものを考へていただく立場にいらっしゃるわけですから、やはり国民全体が納得し、また国民全体の公的年金制度への信頼がなくならないような方向で大きいに努力していただきたいと思います。もう時間が参りましたから、一言大臣から御決意を伺いまして、御退出していただいて結構でございます。

○国務大臣(増岡博之君) 年金につきましては、特に長期にわたる問題でありますから、国民の信頼というものが必要であらうかというふうに思います。そういう観点から先生の仰せの御趣旨をよく玩味いたしまして対処してまいりたいというふうに思ひます。

○委員長(林寛子君) 増岡厚生大臣、御退席いたして結構でございます。ありがとうございます。

○中西珠子君 先ほど中断いたしました質問でございますが、私学共済の今回の改正案につきまして私学共済組合側としては、厚生大臣が御退出になりましたので、理事長、どうぞ前の方にいらしていただきたいと思います。よろしいですね、委員長。

○委員長(林寛子君) どうぞ。

○中西珠子君 先ほどの質問の続きでございます。文部大臣あてに私学共済組合の理事長名で要望事項をお出しになっておりますが、その要望事項をお出しになる前の手続というか、そういった点についてお伺いしたいわけでございますが、私学の私大協会の会長さんとか、中高連の理事長さんとか、そういったトップレベルの方々のお名前も、既に御相談になったということでお伺いいたしましたけれども、一般の組合員に対してはどのような協議とか御相談をなされたのでしょうか。一般の組合員の納得を得るための御努力はこれまでなされたのでございましょうか。どういふ手続を踏んで要望書を提出なさいましたのでしょうか。

か。お伺いしたいと思ひます。○参考人(保坂第一君) 今回の年金制度の改正につきましては、技術的にもいろいろ難しい点もあり、時間的制約もありましたので、私学共済というたしましては、まず理事長の諮問機関としてあります年金制度研究委員会に諮りました。この年金制度研究委員会は、私学の代表者十一名で委員構成されておりました。昭和四十九年から年金問題として私学からそれぞれ出ております私学関係の委員でございますので、この委員の方々いろいろと検討していただいたところでございます。そして、その結果を内部で検討いたしました。内部で検討いたしましたのは、役員協議会及び運営審議会でございますが、この運営審議会には組合員の代表の方が加わっております。この運営審議会でも検討をいたしました。その結果を私学団体にお諮りいたしました。そして、私学団体それぞれ御検討いただいた結果、その結果をまとめた経緯でございますので、組合員の方にも通じており、またその意向も反映している、そう考えております。

○中西珠子君 それでは、これは文部省にお伺いいたしますが、私学共済からの御要望事項というものが文部大臣あてに出されたわけでございますけれども、その要望の中からは文部省としてはその改正案の中にどういふ点をお取り上げになったのでございましょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今私ども四点の要望事項をいただいております。その第一点は、六十五歳以上の者には年金を支給することでございます。これにつきましては、今度新たに六十歳以上で標準給与が一定額以下の者につきましては退職共済年金の一部を支給するということを今度の制度改正に入れたわけでございまして、ただ、基本的に、この御要望にありますように、六十五歳以上の方が選択によって年金を全額受給できるという方法につきましては、これは

私どもの私学共済、あるいは他の共済も同じでございますが、退職年金ということでございます。これはやはりとることができなかったということでございまして、

〔理事柳川覺治君退席、委員長着席〕

それから、二番目は、施行日以前の給与記録は公務員と同様の取り扱いをすること、これにつきましては御要望どおり行った次第でございます。それから、三番目は、所得制限を緩和することということでございますが、これにつきましては、全般的に官民格差の話が出ておまして、国家公務員、地方公務員につきましてはむしろ所得制限を強めろというようなことがございまして、それで、私もこれにつきましては、国立学校の教職員も同じ状況にあるということで、やはりこれにつきましては御要望に應ずるということとはなかなか難しいという状況で今回の改正案は出させていたございました。今回の改正案で一応私も考えておりますのは、現役公務員の平均給与所得程度の給与額を有する者につきましては、年金額二分の一程度は停止額になるようなことを政令で定めていくということでございます。それから第四点は、私学共済に対する都道府県の補助の条項が現在私学共済組合法の中にあるわけでございまして、それはそのまま存置した次第でございます。

○中西珠子君 第二項の問題につきましては後ほどまた質問をいたします。

今は、改正後の年金給付水準と現行の水準を比較していただきたいと思います。何かモデルを挙げて比較をしておられますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまのお尋ねの件でございますが、一応五十九年度の退職者で共済年金をもらった方の平均的なモデルに基づきましてちょっと御説明をさせていただきます。現在の平均的なモデルは、組合員期間が二十八年、それから退職前一年間の平均標準給与が三十二万円、それから全期間の平均標準給与に直しますとそれが二十三万一千二百円ぐらいになるといふこととでございます。

それで、一応完成時、これは六十五歳以上の場合の人でございしますが、それがどのような状況になるかという事でございしますが、現在の平均的な退職年金は十六万六千三百円という事でございします。これが完成時におきましては十四万三千三百円、八六・二％に相なるという事でございします。

ただ、今回の改正は、基本的には基礎年金の額が一番基本になっておりますので、給与水準の高い人でございしますが、退職前一年間の平均標準給与が四十五万円の方でございしますが、この方でございしますと、現行の年金が二十三万四千円、これが今度は完成時の場合には十六万七千円という事で七・四％というふうな下がり方が平均より厳しくなっているという事でございします。

それから、給与水準の低い者の例でございしますが、退職前一年間の平均標準給与が十八万円の人という事でございしますが、この方の退職年金は現在十一万八千六百円という事でございします。これが、同じような完成時で見ますと、十一万七千八百円という事で九・三％という事で、給与水準の高い方に厳しく給付水準が下がってくるというふうな状況に相なるという事でございします。

○中西珠子君 平均標準給与、これの出し方について御説明いただけますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どもの平均標準給与の出し方でございしますが、現行におきましては、原則として退職前一年間の平均という事でございしますが、今度は組合員の全期間の平均とするという事でございします。これは先ほど山内審議官から御説明ありましたような厚生年金の算定の方法と同様であるという事でございします。

○中西珠子君 現行は、原則として退職前の一年間とおっしゃいましたけれども、まだ選択の幅がございします。選択の基準が三つあるはずだということですが、五十嵐政府委員御自身で衆議院においてお答えになつていらっしゃると思いますが、御説明願います。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今御説明申し上げましたのは、基本的な原則ということの標準給与のとり方という事でございします。

それで、今度は年金の計算を具体的にどうするかという事でございしますが、私学共済組合の場合には三つの選択を認めているという事でございします。一つは退職前の一年間、それからもう一つは、退職前の三年間の平均、それから退職前の全期間という事でございします。ただ、この退職前の全期間でございしますが、これにつきましては、むしろその当時にもらってございました給付実績をそのまま使うという事でございします。それで、現在具体的にはどういう選択をしている人が多いかという事でございしますが、これはもう当然退職前の一年間になるのがほとんどでございまして、若干、一部でございしますが、退職前三年間の御選択をなさる方があるという事でございします。

○中西珠子君 年金額の改定についてでございすけれども、一条の二ですね、消費者物価上昇に応じて自動的にスライドするというふうな規定に読めますが、この中には賃金の上昇も含んでおりますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの先生のお尋ねの私立学校教職員組合法第一条の二でございしますが、ちょっと読み上げさせていただきますと、「この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。」、ここの中の「生活水準」の中に賃金条項が読めるかどうかという事でございしますが、私どもはここの中に当然そういうことも読み得るというふうな理解しておるわけでございします。

○中西珠子君 今回、改正案の中にあります職域年金相当部分ですね、これの根拠と水準を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 職域年金相当部分を

何で設けたかということ、その水準の御説明をさせていただきますと思ひます。

もともと、共済年金グループでございしますが、これは公的年金というものを当然担当するわけでございしますが、そのほかに職域年金という性格を持つていっているという事でございします。それで、共済年金グループといふのは、公務員の共済年金と、それから公務員に準ずることを建前としております私学共済あるいは農林共済となつておるわけでございまして、こういうものの中でどのようにな年金を組み立てるかという事でございします。が、公務員におきましては公務という特別なこともありますし、そういう職域的な意味もある。それから民間における年金の普及状況というふうなことを考えまして、いわゆる厚生年金相当部分に追加しまして職域年金相当部分を加えて、公務員の、あるいは私学共済等の、そういうグループの年金設計を行うという事で行ったわけでございします。これにつきましては、国家公務員におきましては、私どもの私学共済におきましては厚生年金相当部分の二〇％というものを設定しているわけでございします。これはなお国民年金全般を含めました場合には約八％に相なるという事でございします。

○中西珠子君 それで、この職域年金相当部分の厚生年金相当部分の二〇％に当たるといふもの、全体の年金からいうと八％に当たるといふものを加入期間が二十五年未満には二分の一しか支給しないという事でございす。この理由は何ででしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの二十五年でございしますが、今回の改正におきまして長期給付の年金の資格が出る期間を二十年から二十五年に直すという事でございまして、そういうことから職域年金といふのは、やはり一定の期間をお勤めいただいた年金権が発生なさる方といふものです。これに有利に扱おうという事で二十五年というものを設けたわけでございします。

○中西珠子君 それでは、加入期間が二十四年で

あつたときはもう二分の一になつてしまふということですね。ちょっと余りにも差があり過ぎるのではないのでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 現行制度は先ほど御説明申し上げましたように組合員期間二十年というのを一つの基準という事にしておるわけでございしますが、その場合におきまして例えは十九年になりましたらそれは約半分であるという事でございまして、制度でやはり一つのところで線を引かなくては行けないという事なのでございまして、そういう点がこういう年金とか給与とか、そういうものの制度には出てまいっていることを御理解いただきたいと思います。

○中西珠子君 二十四年になつたから二分の一となつてしまふというふうな事ではなくて、やはり加入期間の年数に応じて段階的にやるといふことはできないんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの点につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、職域年金といふものは共済年金グループ一本で考えておりまして、他の全体とのバランスの問題があるという事でございします。

なお、今回組合員期間を二十年から二十五年に引き上げたという事でございしますが、これにつきましては年令に応じました経過措置を設けまして、一年ごとに動かしていくというふうなことをしておるところでございします。

○中西珠子君 経過措置についてはまた細かいことを教えていただきたいと思ひますが、私立学校の教職員全体が私学共済に入つていられるわけではなくて、先ほどお話に出ましたが、六大学なんかは厚生年金加入という事でございし、その他にも私学共済に入つていない厚生年金加入の人もあるわけでございしますが、そういうことも考えますと他の厚生年金加入の私学と、そうじゃない私学共済加入の私学との間の均衡というものを考えたり、また私学共済の特殊性というものを考えますと、職域年金相当部分といふものは自由な裁量権を働かして自由設計が可能となるという制度に

するべきだと思ふのですけれども、どうなんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいま御説明申し上げましたような趣旨で共済年金におきまして職域年金部分を設けたわけでございますが、先生いみじくも、今おっしゃいましたように、私立学校の中にはいろいろなものがあるわけでございまして、大きなものは大学から小さなものは幼稚園までありまして、その場合にやはり私学共済組合が果たしてきたといえますものは、その中で皆同じような最低水準を確保してあげるといふことが一つの大きな機能というふうに考えておるわけでございまして、そういう意味におきましては年度の職域年金部分は厚生年金部分には一律の制度としては設けられていない。そういう意味におきましては有利であるということが言えるんじゃないかと思ひます。

ただ、大きな大学等では、いわゆる企業年金的な、私的な年金を厚生年金の上に乗っけておつくりになるということも聞いております。

○中西珠子君 今おっしゃった大きな大学なんかで、企業年金相当部分が乗っかけているということと比べると、まさに差が出てくると、格差が生じるということでありまして、また、それこそ大学から幼稚園までといういろいろな種類の学校組織が含まれているわけでございまして、それでこそ自由な裁量を働かしてやる方がいいのではないかと思ふんですがね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私学共済組合の給付水準といふものは、幼稚園から大学まで加入組合員につきましては全部同じにするということとございまして、やはり幼稚園と大きな大学と、それは幼稚園でも非常に財政基盤のしっかりしたところもあるかもしれませんが、そこまで全部大きな大学と同じようにするということは非常に難しいというふうに考える次第でございまして。

なお、私的な年金につきましては、私学共済組合の加入しているところにつきましては、それぞれその私的な年金を各学校法人の御判断でつくることとは

可能でございまして。

○中西珠子君 だんだん時間が迫つてまいりますので次の問題に移りますが、私立学校では六十五歳以上でも働いている教員が非常に多いのだそうでございますけれども、こういう高齢な組合員の割合はどのくらいになっておりますか。他の共済組合と比較するとどのようになっていますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生のお話のとおり、特に私立大学等を中心としてかなり高齢の方が働いておられるという実態があるわけでございまして、現在私学共済組合の教育組合員は合計約三十四万人でございまして、そのうち六十歳以上六十五歳未満の方が五割、六十五歳以上の者は四割というところでございまして、これを国家公務員共済の場合と比べますと、六十歳から六十五歳未満が二割、六十五歳以上は二割というところでございまして。

なお、農林共済の場合におきましては六十五歳以上は〇・八というふうに相なつておるわけでございまして。

○中西珠子君 厚生年金の場合には六十五歳以上の在職者に対しても、今度は組合員の資格を失わせることによって、年金を払うということになつていまして、この私学共済の場合もやはり六十五歳以上の在職者に対しては組合員の資格を失わせることによって共済年金をフルに支給するという措置を講じた方がよいと思ふのです。というのは、私学の中でも、厚生年金加入のところもありまして、そういうところで働いている教職員は、結局、厚生年金の六十五歳以上のものとしての資格を喪失してそして年金をフルにもらうということになるわけですから、やはりこのところの格差が非常に大きいというところは私学の人材確保といった上からもなかなか難しいのではないかと思ひますので、六十五歳以上の在職者に対しては組合員資格を失わせることによって共済年金をフルに支給するという同じような措置を講ずるべきだと思ふんですが、いかがでしようか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほどから御説明申し上げておりますように、厚生年金の場合には老齢退職年金というところでございまして、私どもの共済組合は長期給付であります年金と、それから短期給付であります医療給付とを一本に考えた、そういう相互扶助組織というふうにつくつてあるわけでございまして、その場合に、長期給付と短期給付の組合員を分けてやるということができないというところが基本的な建前でございます。したがって、長期給付のものにつきましても在職中の者は支給できませんで退職が要件ということに相なつておるわけでございまして。そういうことから、基本的な制度の問題といたしまして先生の御指摘のことはなかなか難しい問題であるといふふうに理解しておるわけでございまして。

○中西珠子君 現在は長期給付だけ組合員となつていて、また短期給付だけ組合員となつていて、そういう人もいるんでしょう。それを分けることはできないと今おっしゃいましたけれども、現在いるわけでしょう。

○政府委員(五十嵐耕一君) これは私立学校共済組合の沿革に因るわけでございまして、私立学校共済組合は昭和二十九年の一月一日にできましたときに、基本的には全員加入というところでございまして、したがって、基本的には全員加入というところでございまして、したがって、それができるときに、既に厚生年金あるいは健康保険にお入りになつていられる学校の組合員がいらした。その方にはやはり選択を認めるべきであるということと、そういう制度が沿革的に残つておるわけでございまして、現在設けられております、そういう沿革的なものを除いたものにつきましては全員加入というところで長期、短期の区別はしてありません。

○中西珠子君 この問題については後でまた質問を継続させていただきますけれども、時間が迫つてきましたので、まだ聞きたいことがあるので……。

既裁定者の裁定がえに当たりましては従前額は保障するというところでございまして、しかしスライドをストップするということなんですが、これは

は個別的におやりになるのか、何年くらいスライドストップをなさるおつもりなのかわかりませんが、それについてお答え願いたいと同時に、このスライドストップということは期待権の侵害にはなりませんか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 既裁定者につきましては、先生御理解いただきたいんでございまして、現在五七割が通年方式によつて年金をもらつていて、この中でございまして、この方たちは一般的に給料の低い方でございまして、この方たちに対してはもう当然ながらスライドになるということとございまして。

それから残りの四三割の方でございまして、この方は一般方式での年金額になつておるわけで、この方につきましては通年方式で裁定がえをするというところでございまして。その場合におきまして、従前額の保障というところで、今までもらつた額は保障するというところでございまして、その面におきましては期待権は保障しているというふうに一応なるわけでございまして。ただ、今申しましたように、通年方式によりまして裁定した額でございまして、これは当然物価に応じてスライドをするわけでございまして、その額に達するまではスライドを行つ、そういう意味におきましては完全に保障しているというものでないということとございまして。

ただ、これも御理解いただきたいわけでございまして、これはやはり年金制度自体は世代間の扶助組織というところでございまして、こういう全体的な大きな年金の給付水準を直していくというようなどきにはある程度のことには御勘弁いただかなくてははいけないんでないかというふうな感じのわけでございまして。

○中西珠子君 モデルを出して、スライドストップはどのくらいの期間続くのかというのを示していただけないか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今申しました、現在通年方式によりまして年金を受けておられる方でこ

さいますが、この方の年金額でございすが、これが通年方式によりますのが十四万九千六百円というふうなことがございまして、一般方式によりますのが十六万五千三百円ということとございまして、それで比較しました場合には、物価スライドが約三年強縮くんではなからうかということが推定されるわけでございまして。ただ、もちろんこれは個人個人によつて全部違つてまいるわけでございまして、一律に何年間というところではなくて、むしろ給料の高い方の場合がより物価スライドストップが長く続くというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○中西珠子君 今お出しになつた例は、けさほどの社会党の委員の方の御質問に對してもお出しになつたわけですね。それで、そういう場合は三年間ぐらゐということなんですけれどもね、給与の高い人はもっともスライドストップの期間が長くなるであらうということなんですけれども、これはやはり、スライドというのは今までやってきたことでしょう、それが、従前の額は保障するけれども、その後はもうスライドストップですというところは期待権の侵害ということになるのではないかと私は思ふんです。それで、実態がどうなるのかということがよくわかりませんので、もう少したくさんモデルを出していただいて、大体こういうふうなことになるのだということをお示しになることができませんか。その資料をいただきたいと思います。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私が先ほど御説明申し上げました給料の高い人、真ん中の人、低い人でのくらの期間になるかというモデルをお示ししたいと思つております。

○中西珠子君 それはいついたいただけますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) できるだけ早くお出ししたいと思つておりますが、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○中西珠子君 ではちょっと時間を差し上げますけれども、できるだけ早くお願いいたします。

今回の改正で都道府県の補助は共済組合からの

要望もあつて、そして残つたわけですね。今度は私学振興財団の補助はどうなりますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私学振興財団から私学共済組合に對する助成がどうなるかというふうなお尋ねだと思ひますが、私学共済組合が昭和十九年の一月に発足した際に、その権利義務を承継しました旧私学恩給財団の年金給付費用等につきましては、これは私学振興財団からの助成によつて行つたということでございまして、これはそのまま統括して私学振興財団からいただくという仕組みにしてあるわけでございまして。

○中西珠子君 今回の改正は私学共済の長期給付事業に關するものでございまして。短期給付事業とか福祉事業については今後どのようになさるつもりか。文部省としては改正や規制をお考えになつてゐるのかどうか、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の改正は、先生御案内のとおり、長期給付事業だけということとございまして。御質問の短期の給付事業あるいは福祉事業につきましては、現在のところそれを改正するというようなことは考えてございせん。

○中西珠子君 私学共済組合からお出しになりました第二項の要望ですね、これにつきましては大変不利になる人も出てくる。有利になる人も出てくるけれども、不利になる人は大体六万人ぐらゐじゃないかという御返答等が前の審議において、またたけさほどの審議においても多少触れられたわけでございますけれども、こういう選択を私学共済の方でなすつて、そして文部省にこの要望を提出され、そしてそれを文部省の方でも取り上げられたわけでございますが、これにつきましては、この選択の方法が一番よいと理事長はお考えになつてゐるんでございしょうか。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど申し上げましたように、私学共済といたしましては一部給与記録がない者もあり、また国家公務員共済に重要なことは準じて行つてきてゐる、そして、その共済制度

の枠内ということとでそちらの制度、計算方式をとらしていただいたものでございまして。したがひまして、これは制度の選択でございまして、私学共済といたしましては、各方面、私学団体にも諮つて、その結果こちらの制度をというところのお願ひをいたしましたものでございまして、その結果、先ほども申し上げましたような、いわば全期間方式、全期間の平均をとる方式に對しての有利、不利が出てまいりますことはやむを得ないことだと考えておりました。

○中西珠子君 やむを得ないとおっしゃいますと大変かわいそうになるわけでございましてけれども、昭和三十六年までの給与記録のない組合員といふのは本当に三百十人しかいないんですか。三十四万人の中で三百十人ですか。

○参考人(保坂榮一君) はい、三百十人でございまして。

○中西珠子君 私学共済は標準給与の方式をもうとつていらつしやるでしよう。そうすると、三百十人以外の人はちゃんとわかるわけですね。記録があるわけだし、また、標準の給与といふのを適用ができるわけでしょう。それなのに、なぜこういう選択をなさつたのかということがちよつと私も腑に落ちないんでございましてが、そして、みすみす、もちろん補正率といふものはわからない、政令によつて決まるのだ、だから私学共済の方は適当になさつた率によつて計算してみると六万人少なくなると不利な人が出てくるという、その不利な人が出てくるというのがみすみすわかつていながらこういう選択をなさつたのはなぜなのかといふことがどうしても腑に落ちない。現在の三つの選択肢があるのやう方でいいのではありませんかと思ふわけなんです。

○参考人(保坂榮一君) 私学共済の独自の歴史といふものもあるし、特殊性といふものもあるんだから、何も公務員の共済の方に準拠しなくちゃいけない、あれに準拠しなくちゃいけないから仕方がないと、こういうことを言わなくてもいいんじゃないかと思ふんですけれども、仕方がないというお気持ちが大変にじみ出たような御答弁が衆議院の議事録にも出ておりますし、今回も仕方がないというふうなことをおっしゃいましたけれども、もっと共済組合の理事長さんとしては頑張つていただきたたいと私は思ふんですけれども、いかがでしようか。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど申し上げましたように、制度の選択であつたものでございまして、それから、そちらの制度をとらしていただいたことでその全期間平均よりも有利になる方、不利になる方が出たのはやむを得ないと思つておりますが、衆議院の方で附帯決議が出ていますように、「私立学校教職員給与の実態にかんがみ、施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額を算定する場合には、厚生年金方式による施行日前の組合員期間の平均額を下回ることがないよう所要の対策を講ずること」という附帯決議をいただいておりますが、このような対策を講じていただければまことに結構であり、ありがたいことであると思つております。

○中西珠子君 参議院は独自性を持ちませんと無用論が出てまいりますので、衆議院の附帯決議に必ずしも拘束されるものではないわけでございます。ですから、これから審議をもつと深めまして、私どももいたしましてどういふふうになさつた方がよろしいのではないかと結論がまた出てくるのではないかと思ひますので、私はもう時間が来ましたのでこれで質疑をやめますけれども、この次また続行させていただきますと思ひます。

○吉川春子君 それでは、私学共済制度を今回の政府の提案どおりに改めることになると、将来の財政見通しがどうなるのかという点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) まず、現行制度を維

ども、モデルは大卒で二十五歳で結婚、二十六歳、二十七歳で二児をもうけ、家族手当、配偶者が月一万三千四百円、子供一人七千円、住宅手当一万一千円ということ、六十一歳で積立残高が五千五百三十六万三千円、積立残高がマイナスになるのは八十六歳だと、こういうふうになるわけですね。だから、大体今の日本人の平均寿命というのが女性で八十歳ということですので、この両側面から迫っていくならば年金財政の破綻ということとは起こらないんじゃないか。文部省としてもぜひこういう計算をしてみるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 学校法人に七割負担させて個人の負担は三割にしろということでございますが、現在でも学校法人の財政が大変厳しい、そこで私学助成ということで三千数百億の税金を入れておるといふ状況なんでありまして、それを学校法人の方の負担を七割にしろと、なったらどうなるかということも考えなきゃいかぬわけでありまして、やはりこういう問題は整合性のある議論をしていかぬという前向きな議論にならぬんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○吉川春子君 私は一つのモデルで今お話をしたわけなんです、全体としての数字を文部省の性能のいいコンピュータを使って出して、資料として提出していただきたいと思います、いかがでございますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 何で労使折半負担というようにしているかということとをちょっと御説明をさせていただきますと、これは被用者保険全般を通ずる原則でございます、現在の日本の社会保険につきましても、ほぼこれで定着をしておりますことだと私も思っております。そういうことから、私学共済の場合につきましてもこれは法律で明記されて、制度発足以来定着している労使折半の負担の原則ということでございます、これを改めるといふことになりまして、私学経営と私学全体のあり方の基本にかかわるものであるというふうに私は考える次第でございます。

ます。

○吉川春子君 労使の負担割合を変えられないというお話だったわけですが、実際問題として労使の折半を打破している私学があるというところは御存じかとも思うんです。そういう実態が一方にある。同時に、昭和六十一年の四月八日に地方公務員共済組合審議会から自治大臣に出された「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について(答申)」において次のように述べられておられます。共済年金の費用負担について、組合員三〇%、自治体七〇%とすることを目標とすべきだとする意見が、この中で記載されているわけですね。だから、現在は法律でそういう制度になっているということはあると思いますけれども、こういう動きについてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どももいたしましては、現在私立学校教職員共済組合法の第二十八条に労使折半の原則が明確に掲げられておるわけでございまして、この制度をやはり堅持していくことが私立学校教職員共済組合の安定的な発展につながるんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○吉川春子君 現状がそうであるということ、動きとしていふような動きがあつてその折半が崩れる方向にあるということとはまた別問題だと思ふんですね。

ヨロッパ等における労使の年金財政負担割合はどうなっているか御存じですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 資料は持ち合わせておりません。

○吉川春子君 厚生省の資料だから文部省はごらんにならないんでしょうか。これは「目で見る年金」といふので厚生省の社会保険庁で出したものがありますし、それから日教組で出した資料もあるんですけれども、アメリカや西ドイツなどは労使折半なんですけれども、フランスとかイギリスでは四、六とか二・五対七・五、こういう形になっているわけですね。ソ連のように全額国庫負担

の国もありますけれども、これはもう経済体制が違いますから日本は逆立ちしたってまねすることはないんですが、スウェーデンなども、これは全額使用者負担になっているということも、この厚生省監修の「目で見る年金」に出てくるわけなんです。労使折半ということにこだわるといふのは、こういう流れからいっても、やっぱりそんなに固執するべきものじゃないというふうに思うわけなんです。国庫負担を二〇%にすることとあわせてこういうことも考えていけば年金財政は破綻しないと思うんです。

それで、今回出されている括弧の改革案ですけれども、これは国も企業も負担はふやさない、労働者や国民にのみ負担を押しつける、こういう方向なものですから、非常な不当な中身になっていくというふうに思うんです。そういうことで、さっきの要求した資料のことなんですけれども、これをやっぱり計算だけはしてみたいだけじゃないか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほど申しましたように、私どももいたしましては、先ほどの引用しました法律にございまして、労使折半ということが基本原則でございますので、やはりこういう五、五の計算方法でやらしていただきたいというふうに思っております。

○吉川春子君 文部省のお考えはわかったんですけれども、資料としてそういう基礎で計算したらどうなるかということ、特定のモデルではなくて全体として計算していただきたいということなんです。文部省の考え方をええということとは私たちの要求ですけれども、それができないという御返事でしたけれども、資料としてそういうものを計算して出すということはおできになるんじゃないか。

○政府委員(五十嵐耕一君) これもたびたび繰り返すように申しわけないわけですが、私どもとしては労使で半分ずつ負担をするということが基本原則として堅持していかなくてはならないということでございまして、やはり私

もの試算は労使折半の五、五ということをやらしていただきたというふうに思うわけでござい

○吉川春子君 計算できないということですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど申し上げましたように、使用者側すなわち学校法人の負担をうんとふやせという話でございますけれども、現在の日本の私立学校の財政状況どうなっているか、大変厳しい。でございますから、交付税を含めれば実は五千数百億税金で私学に助成をしてそして私学の財政を健全化する、それによって私学に子供を通して父兄の負担が重くならぬようにという政策を、実は皆さん方もそれをやれとおっしゃっているわけでしょう、ですから、きょうも陳情があつたわけでしょう。そういうことが一つあるわけでありまして、ところが今度は私学側の、法人側の負担が数百億もふえるようなことをやれとおっしゃつても、それは整合性のある話じゃないことになってくるわけですよ。でございますから、もしそういう計算、あなたの方でなさるならそれは御自由でございますけれども、私どもの方ではする意思はない、またする義務もないように思うのでそう申し上げておるわけでござい

○吉川春子君 私学助成の問題については、私たちも経常経費の二分の一までその率を引き上げよという国会決議に沿って国は努力すべきだということとずっと要望もしてまいりましたけれども、実際問題今日の段階としてそれが二〇%を割り、一七%ぐらいになっているという状況は、これはまたこれで本当に重大問題であるし、私たちとしてはそれはけしからぬことだというふうに思うわけなんです。

だから、私学助成ももちろんきちんとふやすべきだし、そういう方向を私たちは今後とも追求していくわけなんですけれども、一つの提案として物すごい黒字になるような掛金の値上げだとか給付の引き下げだとか、こういうことで私学共済に手を入れられるわけですが、そういうふう

にしないで、現在の制度を維持しながら、国庫負担、そして労使折半の問題などで手直しをしていけば破綻せずに今のまま維持できるのではないが、こういう考えを申し上げたわけなんです。それが恐らく計算すればはつきり出てくると思うんです。それが計算できないということですか？

○吉川春子君 それは技術的にできないというよりは計算したくないということだと思ふんですね。技術的にはできるわけですから、それはちょっと不当なことだと思ふんですけれども、私たちはそういう道をいろいろと探しながら、なるべく組合員、国民に負担がかからないような、そして本当に老後を保障するような年金制度というのを維持していくべきだ、こういう立場から質問を申し上げたわけなんです。ちょっと時間もそればかりで食ってはおられませんので、資料提出しないということは非常に遺憾だということを申し上げまして次の質問に移りたいと思います。

先ほども何人かの委員から御質問がありましたけれども、物価スライド停止による損失の問題なんですけれども、これも計算の問題になるんですが、物価スライドを停止することによってお年寄りがこうむる損害については、文部省としては具体的に計算はなさって、その上で今度のこういう停止ということを出してこられたんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今度の制度改正でございますが、先々高齢化社会が急速に近づいてくるといふことがございまして、それに伴いまして現在の世代と将来の世代、そういう世代間におきます負担、給付のバランスが崩れてくる、そういう中でどういふ方法をとったらいいかということとをいろいろ検討した結果、先ほど申しましたように既裁定者の方につきましては、その絶対額は保障申し上げます、ただ、その新しい通年方式によりまして裁定した金額、これはまあその部分につきましては物価スライド出ますのが、それに追いつくまでは既裁定額の保障するものについての物価スライドはしないということでございます。これがある意味では確かに損害という点があ

るわけでございますが、別の視点から見れば、これが逆に急激な制度改正に伴う変化を避ける道であるという理解で私どもは考えている次第でございます。

○吉川春子君 物価のスライドの停止によっていろいろ損失、まあ、さつき期待権の侵害ということもありましたけれども、そういうことは現実として起こるわけですから、具体的にどの程度の負担だったならば許容範囲だとか、そういうことも具体的な数字としては一切つかないというじゃないということなんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どもはむしろその従前額、既裁定額を保障するということで、そういうことについては尽きているというふうに考える次第でございます。

○吉川春子君 いろいろ具体的に計算もせずに、負担を課そうとしているのは乱暴ではないかというふうに思ふわけなんです。これも私どもで計算してみまして、被害が最も大きい人の例を挙げたんです。勤続四十年、最終標準報酬が四十六万円、退職年齢が六十二歳、こういう方を例にとってみますと、現行の共済年金額は三百八十六万四千円、制度が変わった後だと三百二十一万六千円というふうになるわけですね。この物価の上昇率を三％にしますと、七年間のスライドの停止に遡ると、八十歳の平均寿命までの受け取り年金額が六千三百三十八万八千二百八十八円というふうになるわけですね。現行年金制度での受取額は七千三百四十一万六千円というふうになるわけですね。そうしますと、差し引き一千万以上の損失になるわけなんです。これ、損害が非常に大きい例なんですけれども、お年寄りが、実際問題としてこれだけ旧制度だった受け取り額に、今度は受け取れない。こういう数字を見たときに、これでも世代間の負担の公平とかそういうことのために、まあ、この程度はやむを得ないというふうにお考えなんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の先生の御指摘の

ものでございまして、これは標準給与が一番高いところに当たるとあるというふうに思います。

それで、先生の、改正後の年金額が二百九十四万何千というふうなものでございまして、これは現在の現役組合員の平均月収で見ますと、これが男女平均で二十四万というところでございまして、この水準を超える。それから、現役男子組合員の平均月収の約三十万に對してその八〇％を超えるというところがございまして、やはり先ほどから私が御説明申し上げておりますように、やはりこういうことではなかなかこれからの年金制度を維持するのが難しいんじゃないかというようにございまして、先ほどの調整ということをお願いして、先ほどの調整といたしている次第でございます。

それで、これも先ほどから御説明申し上げておりますように、今度の改正自体は比較的給料の高い方には厳しく働いて、低い方については大体は現行水準に近いものを保障しようというふうなことが基本的な考え方だということを申し添えておきたいと思ひます。

○吉川春子君 まあ、これは高い方を例にとったわけなんですけれども、そうしますと、高い方は大体この一千万ぐらいの損害は我慢していただくのも世代間の負担の公平のためだと、こういうことですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 逆に申しますと、その一千万の部分は今度は逆にだれが負担をしていくかということがやはり非常に大きな問題ともなりまして、そこが私どもが先ほどから申し上げております世代間の負担の公平をどう考えるかというところが大事な問題です。

○吉川春子君 どの程度だったならば、じゃ許容の範囲なのか、どの程度だったら高過ぎるのか、そういうことは文部省としては計算なさってみたらいかですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) これも繰り返して申し上げるようで申しわけないわけでございますが、やはり既裁定額は保障するというのが一つの

明確な尺度ではないかというふうに考える次第でございます。

○吉川春子君 押し問答するほど時間的な余裕がないんですけれども、今の答弁聞いていても、非常にはつきりするのは、私たちがいろいろ資料を要求してもなかなか出していってしやらないわけですね。最初に御答弁になった昭和百十年の数値にしても、もう再々要求してようやく出てきた数字なんです。私は、今度のこの共済年金の制度の改革によって国民がどれぐらい負担が強いられるか、自分の年金の受取額が具体的にどうなるかというところをもっと積極的に政府としては宣伝なさるべきだというふうに思ふんです。少なくとも国会で、委員会でも質問しようとして要求する資料を、もうコンピュータにかければ簡単に出るものをなかなか出してこないというふうな態度では、やはりこれは国民に対してこの制度が変わってどうなるかということを知らせようとするものにストッパーをかけることにもなると思ふんです。だから、もう少し誠意を持って資料を提出なさること、それから国民に対して、制度が正しく宣伝なさるべきじゃないかと思ふんですけれども、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私立学校共済組合に限らせていただきますと、私立学校共済組合で広報誌を出しておりますので、そういう点、そういう中に今度の改正につきましてよく御理解をいただくような資料を出していきたいというふうに考えているわけでございます。

○吉川春子君 まあ、そういうところに出していくことはもちろん必要なことでございけれども、国会で審議をするときにもう少し積極的に資料を出しになるべきだと思ひます。そういう何か、何もかも隠して出さないという、やっぱり知られると困るようなことが隠されているのかなというふうな逆に国民は判断するわけだし、そういう面もあるんですけれども、しかし、知られて不利になることがあっても、やはりこれは出される

べきだと、そのことは強く要求しておきたいと思
うんです。

それで、次にちょっと違う質問を一つ残りの時
間でしたいんですけれども、運営審議会委員の問
題なんですけれども、私学共済の運営が民主的に
行われるために法の十二条があるわけですから、
委員の構成が法の趣旨に沿っていない、労働
組合の代表を排除しているという事は、衆議院
で我が党の藤木議員が質問しているんですけれ
ども、私はちょっともう一点伺いたいんですけれ
ども、女性の委員がこの中に加わっていないとい
うのは何か理由があるんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) この運営審議会の委
員をお願いするに当たりましては、私どももいた
しましては私学関係団体から御推薦をいただい
ているということをごさいます、具体的には全私
学連合会からいただいております、そこからは
ただいた推薦に基づきまして今言いました委員の
任命を行っているということをごさいます。ここ
の委員の推薦に当たりまして私どももお願いして
おりますのは、学校法人の役員だけではなく、学
長及び教職員を含むわが学校自体が加盟となる
団体によって構成されているから、そういうもの
を反映するように委員の推薦をしていただきた
いということをごさいます、そういう結果で今申
しましたような女性の委員が入っていないとい
うことに相なっております。ごさいます。

○吉川春子君 労働組合の代表を入れないとい
うことについては、衆議院の答弁では、こういう人
がそういう人の意見も代弁しているんだというふ
うに具体的に名前を挙げて答えていらっしゃるわ
けですが、そのお答えは納得できるものではない
んですが答えていらっしゃる。

それで、女性の立場から女性の声を反映するよ
うな方はその中に入っているんですかね、そういう資格
のある人は、例えば長期、短期それぞれの共済の
問題についても、出産とか遺族年金とかいろいろ
女性にとって切実な問題もあり、女性の年金権な
んという言葉も大分言われている今日なんですけ

れども、そういう立場で女性の利益、利害関係と
いうのは私学共済にとっても非常に深いんですけ
れども、そういう声を代弁されている方がいない
んですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) こちらにお入りいた
だいていらっしゃる方は、特に女性であるとか男性である
とかいうことで意見をいただいているということ
ではないわけでごさいます、そういうこととし
て御理解をいただきたいと思います。

○吉川春子君 女性が一人も入っていないとい
うことについて大臣、いかがですか。お考えを聞か
してくださいます。

○国務大臣(松永光君) 先ほど審議官がお答え
いたしましたように、私どもの方では私学団体の
方からの推薦をいただいております、任命す
ると、こういうことになっておりますので、あれ
を推薦しろというわけにはまいりません。私学団
体の自主的な推薦をいただいております、女性で
あります、たまたま推薦の中に女性が入ってない
ということをごさいます。女性が入ってこれ
ば喜んで任命するつもりでございます。

○吉川春子君 この運営審議会の人選の問題につ
いて、十二条ですかね、法の趣旨に沿っていない
と思うんです。そういう意味で、女性の代表
が一人も入ってなくていいというふうにはお考え
になつておられるわけじゃないと思うんですけれ
ども、女性の代表もぜひこの審議会の委員に加わ
れるように、任命なさる権限は大臣にあるわけだ
から、ぜひ御努力いただきたい、その組合の代表
を入れるということとあわせて、そういうことに
ついてでもぜひやっていただきたいと思ひますが、
いかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 組合の代表を入れる
かというところにつきましては、これは先ほど先生
からお話のごさいました衆議院におきまして、い
ろいろ御議論があったところでごさいます、私
どももいたしましては、そういういわゆる労働組
合の代表を入れるよりも、ここに従来からやって
おりますやり方をやる方が私学共済組合のこれま

での沿革にかんがみても非常にいいことではない
かというふうにごさいます。

それから女性の問題につきましても、私ども私
学共済組合の審議会につきましては、先ほど大臣
が御答弁申しましたように、私学団体から御推薦
をいただいておりますので、そういう意味では本
日の御議論もいろいろ、きょうは理事長さんとい
らっしゃるし、そういうお話が聞こえていくん
ではないかというふうにごさいます。

○吉川春子君 時間がもう迫ってまいりましたの
で、これ以上いろいろ質問できないんですけれ
ども、女性を入れれば女性の声が代弁できるとも言
えないかもしれませんけれども、一人も入ってな
いということは全くこれは不正常的な状態で、文部
省は家庭科の男女共修の問題などについても差別
撤廃条約との整合性を考えて検討に入られてい
ると思ひますので、ぜひその運営審議会の民主的
メンバーの構成という点で、働く人たちの声、そ
して弱い立場にある婦人の声、そういう声が十分
反映できるように構成していただきたいと思ひ
ますが、その点最後に一言大臣からお考えを伺
って終わりたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 先ほど申し上げました
ように、私学関係団体の推薦に基づいて任命する
ということになっております。きょうは私学共済
の関係者もおいでになっておりますので、今の御
議論というものが私学団体の方にも伝わるでし
う。そして幸いに女性も推薦されてくれば本
当に喜んで任命するつもりでございます。

○閣僚彦君 民社党は、立憲以来福祉国家の建設
というものを綱領の中にも書いてあります。そ
の推進に努力してきたわけでごさいます。福祉国
家の基礎をなすものは社会保障制度だろ、ソ
シャルセキユリティー、お互いに共同して力を合
わせて連帯して生活の安定を保障していく、日本
じゃ社会保障と訳されておりますから私もその言
葉を使いますが、みんな連帯共同して生
活の安定を保障していく、これがもとになってい

ると思ひます。その社会保障制度の中でも重要な
柱になっているのは、一つは健康を保障する制
度、もう一つはだれでも免れることのできない老
齢になって所得が減少する、あるいは無になる、
それに伴う生活の不安を解消していく、その意味
の年金制度、この二つだろと思ひます。日本で
も年金制度が徐々になんか確立されてまいりまし
たけれども、それが非常にばらばらであった。それ
が今回一元化の第一歩を踏み出したという点で、
民社党としては基本的には今度の改正に賛成で
ございますけれども、まだやっぱり問題点がないわ
けではございせん。その問題点も根本にさかの
ぼって考えますと、例えば老後に備えるために個
人で貯蓄して備える部分と、それから集団的に、
コレクティブに共同して備える社会保険の部分
と、この比率をどうしていくかというふうな問題
も議論の立て方をすればいろいろ出てくると思
ひますし、また社会保険の中でも国民すべて最小
の必要度を満たす、ナショナルミニマムといひま
すから従来の報酬が激減しないように報酬を保障
していく部分、個人的な構成の問題だろと思ひま
すけれども、その二つの部分、それともうい
うな組み合わせでやっていくか、あるいはその財
源をどういうふうにしてやっていくか、こういう
ふうな問題も議論すれば幾らでも議論の余地はあ
るんですけれども、きょうはそういう問題には
入りませんで、提案になっております共済年金の
改正の問題だけに限りますが、これも四つの共済
共通の問題が随分たくさんあるわけでごさいま
す。しかし、これは既にほかの委員会が我が党の
代表が質問しているはずですのでそれは省略いた
しまして、ここでは専ら私学の共済年金、それに
問題を含めたいと思ひます。しかし、この問題も
既に今まで同僚議員がほとんど質問されてしま
った新しい問題というのはいないんですけれども、同僚
議員が時間の制約上、もう少し突っ込んで聞きた
かった面もあったんじゃないかと思ひますけれ
ども、時間の制約で十分議論されなかった問題があ

ると思ひますので、その問題をできるだけ重複を避けて質問していきたいというふうに考えております。

主として質問したいと思ひますのは、職域年金、いわゆる三階建ての三階に当たる部分ですけれども、これは先ほど既に同僚議員が質問されたこととございませうけれども、私の質問の前提になりますので、私学共済においても職域年金を設けられた理由、それから、この職域年金の加入期間二十五五年未満の場合その支給を二分の一にするその根拠、その問題、もう一度改めてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の改正におきまして、四つの共済年金、共通の措置としてございしますが、厚生年金相当部分を加えて職域年金の相当部分の設計を行っているところでございしますが、これは共済年金が公的年金としての性格のほかに職域年金としての性格も有しているというところにございまして、それで、私学共済の職域年金相当部分につきましては、基本的に私どもの私学共済の立て方といひますのは、国家公務員共済に準ずるといふようなことを建前としておりまして、国家公務員におきましてもいろいろな御検討の上で職域年金の報酬比例相当部分の二〇％に相当するものをお乗せになったということとございしますが、私どもにつきましても、こういう民間企業におきましても企業年金の支給状況でございませうとか、私立学校におきましてはいろいろな対象があるわけでございまして、そういうものの組合員の費用負担の限度等も考慮いたしまして、今申しました厚生年金相当部分の二〇％というものを設計したものでございまして、これは全体、基礎年金も含めると約八割ぐらいの水準になるであらうということとございまして、それから、お尋ねの第二点でございしますが、職域年金についての加入期間が二十五五年ということと千分の一・五と、それを〇・七五に二つに、半分にするというようにしているわけにございしますが、それをなぜそういうことにしたかとい

うこととございしますが、これにつきましては、今度の私学共済年金の支給の基本的な年限といひますものを、二十五年以上の組合員期間等を要するという条件に合わせたわけでございまして、なお、現行制度におきましては、組合員期間二十年以上という条件で、やはり退職年金の給付につきまして計算方法の差異を設けておるところとございします。

○関嘉彦君 職域年金を設けた理由も、それを報酬比例の二〇％にした理由も、それから二十五五年未満のものを二分の一にした理由も、結局これは国家公務員と横並びにする、それだけの理由でございませうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 基本的には、私ども今度の、今度といひますか、基本的には私立学校共済組合をもとと設けた趣旨といひますのは、やはり国家公務員である教員につきましても、地方公務員である教員につきましても、私立学校である教員につきましても同じような年金給付とか、それから短期給付を行うということがやはり私学振興のベースになるであらうということが基本的な点があるという点とございします。

それから、今私がその二番目の理由として申し上げましたところは、私学につきましてもいろいろな自由な設計をやたらどうかという御議論もあるわけでございしますが、その私学共済の対象としておりますのが、幼稚園から大学までさまざまな規模の学校に勤務する私学教職員を対象とすると、そういうものに最低限のものを保障するということであれば、国家公務員の共済組合員に準ずるというのが一番妥当ではないかということとございします。

○関嘉彦君 私学の場合は、教育基本法第六条でしたか、公立の教員と同じようにその給与を適正にする、必ずしも同じにするとは書いてないんですけれども、適正にすると、それを根拠にしておられるんだらうと思ひます。それから、二十五五年未満のものを二分の一にする理由は、衆議院で、多分厚生大臣じゃなかった

かと思ひますけれども、できるだけ国家公務員長が勤めてもらいたい。そういう長く勤める人により多く報い、早くやめる人は、それだけ罰というわけでもないけれども、減額して支給すると、そういう趣旨の答弁をしておられましたけれども、そういう理由と承つてよろしうございませうか。

○関嘉彦君 学校の教職員については、ある程度長く専門的な分野で頑張つていただくというのがよいことであるというふうな考え方は依然としてあるような気がいたします。ただ、国公立と私立との間の大学の先生あたりの異動というのは、ある意味では私学に活力を与える、そして国公立の方にも言うならば新しい風を吹き込むという意味では意味のあることだといふふうに私は思ひます。したがって、この問題は大変難しい問題でありますので勉強させていただきますというふうに思ふ次第でございします。

○関嘉彦君 私は、日本の社会ではなるだけひとところ長く勤めるのが美德であるといふふうな考え方がございませうけれども、考え方によつては、国家公務員であれ教員であれ、余り年とつた人が職場にうようよしているのを老害を招くと、私もしばしば学校で言われたことがあるんですけれども、そういう面もあるわけですが、もっと職業間の異動を自由にやれるようにしていく。そういう社会にしていくことが社会に活力を与える、そういう考え方もあるわけですね。そうしますと、必ずしも二十五五年未満であるから罰則、罰を加えるという意味で半額にするという考え方はちょっと極端ではないか。少なくともその年齢に比例して支給するという考え方をとつてもいいんじゃないかと思ひます。少なくてその年齢に比例して支給するといふ考え方をとつてもいいんじゃないかと思ひます。大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○関嘉彦君 私も確かに難しい問題だとは思ひます。一所懸命に一つとどこまでとどまていけるのは、長所もありますけれども同時に停滞を招くという短所もあるわけであつて、これをどういふうにしていくか十分研究していただきたい。特に教員の場合、私学の先生であつても、あるいはほかの会社員にかわる、二十五五年に至らない前でも七、八年ぐらゐでかわりたいという人もあるかもしれないし、あるいはほかの公務員の人たちが十七、八年で私学の先生になる、私は大いにそういうことはあった方がいいと思ひます。ほかの国家公務員、地方公務員の場合はいさ知らず、私学の場合はもう少し次の機会あたりに検討していただきたいといふふうに考えております。

○国務大臣(松永光君) 職業の転換がしばしば行われるのが一面においては活力になるかも知れませんが、しかし、日本の長い歴史の間には、やはり一所懸命という言葉がございませうに、一つの場所でも頑張ると、努力するといふのが美德とされて今日まで来ている面も実はあります。そのことがあつて、日本の社会の安定という面でプラスの面も出ているような感じがいたします。

○政府委員(五十嵐耕一君) 長期のみに入っているのが十六校、それから短期のみに入っているのが四校ということと、長期も短期も入っていないといひますものが全体で三十校といふこととございします。なお、長期のみでいひますと三十四校あるといふこととございします。

○関嘉彦君 今までは厚生年金でやっているわ

学校の問題でございしますが、国家公務員あるいは地方公務員、そしてそれに準ずる立場にある私立

けですけれども、今後は全部一律に強制加入するわけですね。それはどう理由でという根拠でなのか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私立学校共済組合法をつくる際の昭和二十九年でございすが、この私立学校共済組合法自体は全校が強制加入という格好でもともと法律案はできていたわけでございます。ただ、この法律ができる前に既に厚生年金あるいは短期で言いますと健康保険に入っていた学校があったと。そういうものにつきましては全部強制加入というのを認めるのはいかがかという御議論がありまして、それにつきましては選択で認めていいではないかということで、その時点の特例としてそういうことにしたということでございします。ですから、それ以降は全部強制加入ということでございます。ですから、昭和二十九年一月一日以降でます学校につきましては全部強制加入というふうに御理解いただければよろしいと思ひます。

○閣議審議 私は法律には全くの素人で、文部大臣と違ひまして私は法律の本を読むとすぐ眠くなるので不眠症のときには睡眠薬のかかりに六法全書をまくらにして寝るような男なんですけれども、この条文を読みましたときに、第十四条ですか、「学校法人等から給付を受けるもの(以下教職員等という。)、組合員とする。」「組合員とする」で組合員とならなければならぬとは書いてなかったものですか。選択の余地があるかと思つてたんですけれども、これは強制規定なんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) これにつきましては「組合員とする」ということで、これはもう当然全部同じになるということでございます。

それからもう一つは、組合費を取る強制徴収権というのが私立学校共済組合法に与えられるということでございます。

もちろん社会保険ですから強制的に画一的にやるべき部門、これがあることは事実です。しかしそれは基礎年金と報酬比例部分ぐらいは私は画一的にやる必要があると思ふんですけれども、その上に乗つておられる職域年金、これは私はそれぞれ私立学校がもつ特色を持ってやる、最近臨教審でも学校の個性化というふうなことが議論されておりますけれども、あるいは教育の個性化という点が議論されておりますけれども、そういう点から見てももう少し私立学校の自由を許した方がいいんじゃないか。お互いに競争する。その方がいいんじゃないかと思ふんですけれども、大臣のお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(松永光君) 共済制度の基本的な大事なものとしてその野が大きいというか、たくさんの人で一つの組織をつくつて、そして相互扶助をやつていくということが安定につながることをだと思ひます。任意加入とか自由加入でありますという、どうしても組織が大きくなりません。そうすると、共済制度そのものの基盤が非常に脆弱なものになるというところであらうかと思ひます。そういうことから私立学校の教職員につきましては全員加入をもつて原則とする、ただしその法律の施行のときに既に厚生年金とか国民健康保険とかいう組織に入っている学校等があったわけでありまして、それをその学校の関係者の意向を聞かずに強制的に入れてしまふというのはいかかなものかというところで選択を認めたと。それは発足のときのそういう特殊事情からそういう特例ができたものだというふうに思ふわけでありまして、やはり私学の関係者の福利、厚生を増進する、しかもそれを安定的にやつていくことを考えれば全員加入の方がはるかに安定するわけでありまして、そういうことではなからうかというふうに思ふわけでありまして、なお職域年金の部分でございますが、これが各学校で個性的なところになつてまいりますという結果的には大きな大学等の場合にはそういうものができる可能性が強いわけでありまして、幼稚園等の場合

にはなかなかそれができないということを考えますと、やはり私立学校全体として職域年金をやつていくというところの方が妥当であらう、こういうふうな考えるわけでありまして、なお、この制度のほかに各法人が自主的に私的な年金を構想して実行されるということは実は可能なことだというふうに理解をしておるわけでございます。

○閣議審議 私も、一階、二階、基礎年金それから報酬比例部分、これはやはり画一的にやつた方がいいと思ひますけれども、職域年金の方は自由設計方式と申しますか、各学校に任した方がいいんじゃないかという考え方を持っているのが今御質問したわけですが、これは考え方の違いですかそれ以上は質問いたしません。

次に、これもしばしば同僚議員の方が質問されたことですが、禁錮刑及び懲戒免職の場合には職域年金が支給停止するわけですね。これはどういう理由からでございますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生からも御指摘がございましたように、私学共済組合法といひますものは教育基本法の第六条の趣旨に基づいて制定されたものでございまして、そういうことから、私学共済年金は国立公立学校の教職員の年金との均衡を保つというところで設けられた職域年金という性格を持つておる。このような観点から、組合員が公務員の場合におきまして懲戒の事由に相当する事由によりまして懲戒免職を受けた場合には刑事罰である禁錮刑を受けた場合には、国家公務員共済組合の規定に準じまして年金額の一定の割合、これは現行は二〇%でございますが、その給付制限を行うこととしておるわけでございます。

今回の改正案におきましても、従来の基本的な考え方は踏襲することとしておるわけでございますが、新しい共済年金は、ただいま御説明申し上げましたように、公的部分であります厚生年金相当部分と職域年金相当部分とに区分して設計しておりますので、給付制限につきましては職域年金相当部分についてだけ行うということでございます。

す。

○閣議審議 職域年金だけが支給停止になるということはよくわかつておるんですけれども、しかも国家公務員がそうになっているから私学もそうなるんだというのの説明もされたとおりだろと思ひますけれども、私は国家公務員の場合でも年金というのは処罰の対象にすべきものじゃないんじゃないか、処罰すべき面は別な面であるべきであつて、年金にこれを及ぼさず、しかも本人の掛け部分だけでも払うべきではないかというふうに考えているわけ、横並びというんで私学共済だけはできないというふうにお答えかもしれませんけれども、考え方としてどうですか。

○國務大臣(松永光君) やはり現行制度でも実はあるわけでありまして、今度審議をお願いしております制度としては、先ほど先生御指摘のとおり職域年金部分についてはのみ制限措置というものが政令の定めるところによつてなされるということになつておるわけでありまして。ただ現行の場合でございますが、制限事由として国共済、国家公務員、地方公務員の場合には禁錮刑に処せられた場合、それから懲戒免職の場合、それから懲戒停職の場合、三つの場合いずれも制限の対象になる。私学共済の場合には禁錮刑に処せられた場合と懲戒による免職の場合で、停職の場合には制限の対象にならない、こういったことになつておるわけでありまして。なお、農林共済の場合には禁錮刑に処せられた場合にのみ対象になる、こういうふうな多少の差はございます。これは、やはり教育基本法の規定によりまして、私立学校の教職員も国立公立の学校の教職員に準ずるような立場で、教職員というものが全体の奉仕者であつてそして職務に精励しなければならぬ、こうしたことの規定、その精神からこうなつておると思ふのでございましてけれども、しかし今先生の御指摘のような問題もございまして、具体的に政令にゆだねられておる面がございまして、先生の御指摘、御意見を十分参考にさせていただきます、具体的な政令の中身を決めてまいりたいというふうに思ふわけ

でございます。

○閣下 政令でそのところはしんしゃくされるというのでしたらそれで結構ですけれども、この考え方を推し進めていきますと、禁錮刑なんかに処せられると、単に職域年金が停止をするだけじゃなしに報酬比例分も罰として停止するんだという考え方が出てこないとも限らない。そういうふうな論理として発展するといけないと思うので、まあ、そういうことはしないでくれども、それで質問したわけです。

それから、公務員でない遺族が禁錮刑などの刑に処せられた場合にもやはり職域年金の支給が停止されるわけですね。これはどういう理由ですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 確かに組合員でありました者の場合と遺族の場合とはちよつと違うというところはございますので、そういう点では当然ですが、懲戒免職というのにはあり得ないものでございまして禁錮刑に処せられた者というものでございまして、これは遺族自体に教員の職務の特殊性というものが直接及ぶということではなくて、支給事由でございました組合員であつた教員の職務の特殊性が反映されたものであるというふうな私どもは承知しているわけでございます。

○閣下 何か罪七親等に及ぶとかというふうな考え方はないかと思うんですけれども、これは私はおかしいんじゃないかと思いますがね。これも政令のときによく検討していただきたいというふうに思います。

それから、共済では退職するまでは被保険者のままとすることについて質問しようと思いましたがけれども、先ほど質問されたことと同じですからこれはやめます。

それからもう一つ、これは簡単に結構なんですけれども、これも先ほどから質問されましたけれども、平均標準給与月額の問題です。今後の新しいやつは別として、既に加入している分について国家公務員の場合の給与記録が五年間しか残っていないので、その五年間の給与に基づいてみなし

計算を行うということですね。それが私学共済の方にもそのまま準用されてくる。これも私学共済だけじゃなしに全般的な問題なんですけれども、みなし計算の場合に補正率を掛けるわけですね。補正率というのは、何か正常な姿を描いて、それから外れるからこれを補正するという考え方だろうと思うんですけれども、補正率を決める場合の原則、例えば一あるいは〇・九とか〇・八とかいう原則に立つて補正率を決められるのか。これも政令のときにだろつと思うんですけれども、その決める根拠。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの補正率はどういうふうに決めるかということでございますが、一つは国家公務員が決められます補正率を参考に決める、それから当然私学のそういう給与の実態を反映して決めるということが基本でございます。

それで具体的にどういう方法で決めるかといましますものにつきましては、これは私学の人々の全体的な平均的な勤務年数に応じた給与の上り方、これの平均的な図を求めまして、それと国家公務員のつくられます平均的な昇給曲線を勘案いたしまして決めていくというふうなことでございまして。その場合に、例えば十年の場合には直前の五年の給与の月額を〇・幾つに見るかというふうなことで決めるわけでございますが、普通でございますと、初任給、まあ昔の給与ほど低いわけでございますから、日本は大体年功序列で上がっていきますものだから、ですから長い期間ほど大体低くなつてくるというふうなことでございまして。

○閣下 補正率の方もまず国家公務員で決められて、それを準用するという形になるだろうと思ひますので、実際に出てこない、ちよつと何とも議論のしようがないんですけれども、改めてそのときに議論することになります。

最後に、みなし規定によつて、これも先ほど来たたびたび質問ございましたけれども、共済の加入

者の約三分の一ほどが厚生年金よりも少なくなるというふうな答えだつたと思ひますが、それは間違ひないですね。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど三分の一と申し上げました計算は、まだ補正率が出ておりませんが全然わかりませんが、私学共済独自の立場から補正率を仮に考えまして、そして二〇%ほどのモデルをいいますか、サンプリングいたしまして、その結果でございます。

それで三分の一といひますのは、私学共済全員の三分の一ではございせん、加入期間五年のものとはちよつとつても有利、不利はございせん。それで、その者は十五万人おりますので、それを引きまして十九万人。十九万人に対して先ほどのサンプリング調査をいたしました結果、約六万人が全期間平均で計算したよりも低くなるというところで不利と申し上げたわけでございます。この六万人が十九万人に対して三分の一ということでございます。

○閣下 私も資料いただきました、サンプリング、具体例つくれたやつ拝見いたしました。それで、補正率が決まらないうで本場に仮定の議論なんです。

ただ、これで見ましても、かなり不利になる人が出てくるわけですね。それで、やっぱりこういう人たちに對する何らかの救済措置というものは考へておられるでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先刻来議論のあつた点でございまして、標準給与月額の算定方式というのは、同じ組合員であるならば同じ基準を用いるというの、これが公正妥当ではないかというふうな思つておられるわけでありませう。

そしてまた、もともとはといへば、私学共済の専門的に研究をされた委員会でも、そうしてもらいたいということが結論として出ておりますし、それに基づきまして私学関係者からそうしてもらいたいというご意見もございましたので、現在提案しているような方式を決めたと、こういういきさつがあるわけでありませう。

したがいまして、私学共済だけに個々別々の計算方式を採用するということが果たして妥当なんでしょうかというふうに私は思つておるわけでありませう、しかし審議権をお持ちでいらつしやるのがこの委員会並びにこの委員であるわけでありませうので、そちらのお決めに私は従ふというつもりでございます。

○閣下 補正率 補正率だけ別の計算方式を導入すると言つておられるわけではないんで、ただ、今まで期待しておられた人たちの期待を裏切るようなケースが出てくるだろうと思うので、そういう人たちに對して何らかの特別のしんしゃくをするかどうかということをお聞きしているわけなんです。

○国務大臣(松永光君) 先ほどのお答えを繰り返すような形になりますけれども、やっぱり同じ組合員は同じ算定基準であるというのが公平ではないかという観点の一つ。

それからもう一つは、私学共済というのは、元来、重要事項については国家公務員共済に準じてこれを決めるということになっておりますので、それとの関係をどう考へるかという問題もございませうので、そういう問題が実はあるわけでございますので、私どもとしては、この五年補正方式というのが妥当ではないかなあと、こう思つておるわけでございます。

しかし、繰り返して申し上げますけれども、審議権をお持ちでお決めるのはこの国会であるわけでございますので、国会で各党間の合意が成立したその結果に基づいては、私どもは従ふはかないわけでございます。従つてもりでございます。

○閣下 終ります。

○委員長(林寛子君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後四時五十分散会
十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
(第七六七号)(第七七九号)(第七八三三三)(第七九五号)(第八一三三三)

一、学生寮の充実・発展に関する請願(第八一四号)(第八一五号)

一、私学共済年金法の改悪反対に関する請願(第八一七号)

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第八三五号)

一、学生寮の充実・発展に関する請願(第八三六号)(第八三九号)

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第九三〇号)(第九四八号)

一、学生寮の充実・発展に関する請願(第一〇七号)

第七六七号 昭和六十年十一月二十九日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町中五ノ九ノ一〇 多田光昭 外二十七名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七七九号 昭和六十年十一月三十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県川口市木曾呂九一〇ノ八 新島浩子 外二十三名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七八三三三 昭和六十年十二月二日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡五ノ一三ノ五 林庸子 外十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七九五号 昭和六十年十二月二日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 東京都北区上中里二ノ二六ノ一 大田黒美千代 外二十三名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第八一三三三 昭和六十年十二月四日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県越谷市東越谷一ノ二一ノ七 吉野俊夫 外二十二名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第八一四四号 昭和六十年十二月四日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 東京都小金井市中町二ノ二四ノ一 六東京農工大学棟寮 下築利徳 外百六十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第八一五五号 昭和六十年十二月四日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 岡山市津島南二ノ六ノ五〇 池田 憲生 外百八十七名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第八一七号 昭和六十年十二月四日受理
私学共済年金法の改悪反対に関する請願(一通)

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一〇 〇二四 神村俊一 外八千二百七十五名

紹介議員 吉川 春子君

いま国会で継続審査している私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案は、年金水準を三割以上切り下げ、保険料を二倍以上に引き上げ、年金受給開始年齢を六十五歳に引き延ばす、などその改悪は認めることができない。国の財政赤字を口実に受益者負担主義を徹底し教育を切り捨てる軍拡臨調路線に基づくことは明らかであり、これまでもういっただけで私立学校の共済年金制度を根底から切りくずし、その保障が後退することとは必至である。これまで、劣悪な教育・労働条件のもとで公教育としての私立学校の教育を守ってきた教職員とその家族に対し、国がこのような措置をもつて報いることは許すことができない。不要不急、危険な軍事費等を削減し、共済年金制度を充実するべきである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を廃案とすること。

二、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律により、四分の一削減している私立学校教職員共済組合に対する国庫負担金の利子返還を早急に実現すること。

第八三三五号 昭和六十年十二月五日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市神田六二五 小柳洋子 外十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第八三六六号 昭和六十年十二月五日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 埼玉県大宮市植竹町二ノ八五ノ三 〇四二 後藤正明 外二十三名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第九四八号 昭和六十年十二月六日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県与野市本町東六ノ二ノ一二 大川延利 外十九名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇〇七号 昭和六十年十二月七日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 東京都小金井市中町二ノ二四ノ一 六東京農工大学棟寮 伊村裕治 外百九十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

請願者 茨城県水戸市文京一ノ七ノ二二 菊池賢一 外百七十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第八三九号 昭和六十年十二月五日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 静岡市大谷八三六静岡大学片山寮 小坂明 外二百一名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第九三〇号 昭和六十年十二月六日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県大宮市植竹町二ノ八五ノ三 〇四二 後藤正明 外二十三名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第九四八号 昭和六十年十二月六日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県与野市本町東六ノ二ノ一二 大川延利 外十九名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇〇七号 昭和六十年十二月七日受理
学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 東京都小金井市中町二ノ二四ノ一 六東京農工大学棟寮 伊村裕治 外百九十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第一号中正誤

第三段行 誤

四三三 置れば 起これば 正

六二五 柏分照美君 柏谷照美君

昭和六十年十二月二十三日印刷

昭和六十年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C